

平成16年度 公園緑地研究所調査研究報告

(社) 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2005

PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE

PARKS AND OPEN SPACE ASSOCIATION OF JAPAN



『 発刊の辞 』

私たち、（社）日本公園緑地協会は平成15年4月に大幅な組織改革を行い、調査研究機能の強化を図りました。この改革は、

- ①公園緑地研究所の新設
 - ②大学教授等の学識経験者、当協会の会員である自治体代表等の委員により構成される公園緑地研究委員会の新設
 - ③多様な分野の専門家による研究顧問の委嘱
- の3つを柱としたものです。この組織改革を機に、これまで以上に多くの成果が生まれつつあります。

当協会の最も重要な機能は、会員である地方公共団体等が抱えておられる公園緑地の整備・保全・管理等に関する諸課題について調査研究を行い、その解決の方向を明らかにするとともに、その成果の普及を図ることにあります。公園緑地研究所調査研究報告は、この機能を果たすべく、公園緑地研究所における年間の研究成果のうち、特に多くの会員の方々に参考になる可能性がある課題について、その概要をとりまとめ、広く配布することにより、成果の普及を図ろうとするものです。

本報告書では、研究成果の詳細までにはご紹介できませんが、本書で扱っている内容やその活用方法についてのご質問、当協会では調査すべき課題等がおありの場合は、ご遠慮なくご意見をお寄せ下さい。

なお、当協会では、平成17年度から、当協会国際委員会の中にも調査部会を設け、諸外国の公園緑地に係る制度の現況等の調査に着手することとし、調査機能の一層の強化を図っております。本調査の成果につきましても、今後、本書の中で報告させて頂きたいと思っております。

本書が、皆様のお仕事の手がかりやご参考となれば幸いです。

平成17年5月
（社）日本公園緑地協会会長 田邊昇學

目 次

(社)日本公園緑地協会会長 田邊昇学 ● 発刊の辞

公園緑地研究委員会委員長 井手久登 ● 公園緑地研究所に期待する 5

公園緑地研究所所長 輿水 肇 ● 「公園緑地研究所調査研究報告」について 6

◎ 調査研究報告

調査研究報告①

多様なニーズに対応したこれからの公園像に関する調査 ○ 調査研究部長 芦澤拓実 13

調査研究報告②

歴史的たたずまいを継承したまちづくりのための公園緑地制度等活用方策検討調査

○ 第一調査研究室 霊山明夫 16

調査研究報告③

大規模都市公園費用対効果分析手法の改善 ○ 第一調査研究室 川端清道 25

調査研究報告④

経営基本計画による都市公園利活用の推進 ○ 第一調査研究室 唐沢千寿穂 30

調査研究報告⑤

難病小児等の公園利用可能性に関する研究 ○ 第一調査研究室 唐沢千寿穂 32

調査研究報告⑥

栗林公園東門周辺再整備基本設計 ○ 第一調査研究室 栗原茂樹 40

調査研究報告⑦

国営明石海峡公園神戸地区管理運営計画 ○ 第二調査研究室 西村正次郎 42

調査研究報告⑧

琉球歴史回廊構想管理検討業務について ○ 第二調査研究室 加藤数彦 44

◎ 特別調査報告

緑のボタン～「みどりとオープンスペース」に関する有識者等アンケート ○ 研究顧問 松本 守 51

◎ 研究委員会活動報告 ○ 公園緑地研究所副所長 田中 隆 71

◎ 自由研究について ○ 公園緑地研究所副所長 田中 隆 83

◎ OPINIONS ～ 研究顧問の意見

北海道大学大学院教授 浅川昭一郎 ● 北国の冬の公園利用について 94

(社)日本公園緑地協会研究顧問 有路 信 ● 最近の公園緑地政策に感じること 94

東京農業大学学長 進士五十八 ● 最近の公園緑地政策に感じること 95

神戸芸術工科大学教授 杉本正美 ● 雑感ー設計入札制度に想う風景のデザイナー 95

琉球大学教授 高良倉吉 ● 財産としての海辺のグリーン 96

(社)日本公園緑地協会研究顧問 田中邦熙 ● 公園と石造構造物 96

一橋大学商学研究科教授 根本敏則 ● 最近の公園緑地政策に感じること 97

(社)日本公園緑地協会研究顧問 岩河信文 ● 樹木の防火力評価に更なる実験的研究を期待する 97

(財)日本サッカー協会特別顧問 森 健児 ● ロングパイル人工芝とサッカースタジアム 98

東京農業大学教授 蓑茂寿太郎 ● 近況報告 等 100

日本大学教授 吉田博宣 ● 最近の公園緑地政策に感じること 101

◎ 資料

行政担当者の関心の高い課題について～ 第38回公園緑地講習会に関するアンケートの結果 105



公園緑地研究委員会委員長・東京大学名誉教授 井手久登

『公園緑地研究所に期待する』

公園緑地研究所年度報告が発行されることになったことは大変喜ばしいことである。日本公園緑地協会が調査・研究を行った成果の一年のまとめを、会員をはじめ、関係学協会、行政機関、産業界等に広く情報として提供できることは、協会の存在意義を高めると同時に協会の研究調査活動をも活性化させ得るものと思われる。

(社)日本公園緑地協会は、これまでも機関誌「公園緑地」において時宜を得た多くの情報を発信してきており、ランドスケープ研究(造園雑誌)、国立公園誌と並んで長年に亘って造園界をリードし、緑とオープンスペース政策の方向付け、啓発に努めてきた実績があるが、ここにきて公園緑地に関する行政研究の面でも本腰を入れて、体系的、組織的に取り組もうとする決意のもと、公園緑地研究所を設立し、また広く学際的に専門家を集め、研究委員会を設置して活動を強化してきた。従来も協会内には多大な調査研究の成果があったが、必ずしも系統的に整理されてきたとは言えず、また公にされるのも極限られたものであった。宝の持ち腐れである。もっと活用される必要があるし、併せて協会が十分に調査研究機能を有していることを外部に認知してもらうことにもつながる。その意味で年度報告ができることは新しい一步になるであろう。

公園緑地行政を取り巻く状況は大きく変わりつつある。地方分権の流れの中で、中央官庁は政策官庁の性格を強め一方自治体はそれぞれに特色、独自性を発揮すべく努力しつつある。昨今の経済状況から公園緑地の建設事業より、中長期の方向付け、緑の基本計画策定、既存の緑地の社会資本の持続的管理・運営に、より関心が向きつつある。費用対効果も求められている。さらに人々の緑環境、オープンスペースに対する考え方、期待も多様になり、地域性も強く反映されるようになってきた。計画段階から管理運営に至るまでの全体を通して住民の参加が進みつつある。これらのことは公園緑地を取り巻く環境が技術的課題のみならず、社会科学・人文科学をはじめ他分野の専門家との協働が重要になってきたことを示している。協会という組織は行政、研究機関、産業界、住民を仲介的に束ね活動できる場所である。協会内の研究所はこの点で学会や大学、研究機関とも異なった特色を持っている。公園緑地研究所はこの特色を生かした調査研究を進めることが期待されるし、またそれは学際的で、実際的な側面を持つものであろう。さらに途上国をはじめとして国際的にも影響を与えるような研究所になっていって欲しいと願っている。



公園緑地研究所所長 興水 肇

『公園緑地研究所 調査研究報告について』

I 公園緑地研究所の役割

我が国では、情報化、安定的経済、地方分権への転換が進んでいる。

公園緑地行政にもいっそうの推進と新たな視点が求められている。景観三法の施行もこれらを意識したものである。

このような中で、公園緑地の整備・保全・管理に係わる地方公共団体等を会員としている当協会の研究機関として、当研究所は、単なる研究機関と異なり、

- ・実際の行政に寄与する調査・研究課題の発掘
- ・調査・研究の推進
- ・成果・資料の整理・蓄積
- ・成果の普及
- ・会員からのお問い合わせに対する回答等

を任務としている。

これらの任務を達成するため、平成15年度より、公園緑地研究所、公園緑地研究委員会、研究顧問を柱とする調査研究体制をとっている。これらの研究組織は、それぞれ、次のような機能を持っている。

II 公園緑地研究所に係る研究体制

(1) 公園緑地研究所

公園緑地研究所は、1部2研究室からなっており、公園緑地研究委員会および研究顧問のご指導を得ながら、自主研究調査、共同研究、受託調査研究を行っている。

このうち、「自主研究調査」とは、当協会が自ら課題を選定し研究を行うものであり、課題としては会員である地方公共団体のうちの多くにとって共通のものが選定される。

共同研究は、特定の課題について研究の必要性を強く感じておられる会員と当協会が共同して研究を行うものである。

受託調査研究は、国および地方公共団体等から当協会が行うのにふさわしい課題に関する調査研究を受託し行うものである。

(2) 公園緑地研究委員会

公園緑地研究委員会は、公園緑地の整備・保全・緑化などを効率的かつ効果的に推進するため、公園緑地研究所が実施する調査・研究について①課題の選定、実施体制、予算などを総合的に審議するために設置されたもので、東京大学名誉教授の井手久登氏を委員長とし、別紙のような学識経験者、自治体代表等の委員の方々で構成されている。また、その下に2つの部会（行財政制度研究委員会、公園緑地技術委員会）を備え、各部会には図のような小委員会が設けられている。

これらの小委員会は、当研究所の中でも特に重要かつ経常的課題に対応する常設委員会であり、当協会が出版する図書の内容検討、あるいは執筆に深く関わっている。

公園緑地研究所は、これらの研究委員会の事務局として、これらの委員会と一体となって研究を行っている。

(3) 研究顧問

公園緑地研究所で扱う諸課題について、指導を仰ぐため、現在26名の学識経験者の方々を研究顧問として委嘱している。これらの研究顧問の方々は、各自主研究、受託調査等について個別にご指導を仰ぐほか、これらに伴い設けられる委員会の委員として、あるいは講習会・講演会などの講師として、直接的にあるいは間接的にご指導をいただいている。

Ⅲ 「調査研究報告」の役割と構成

公園緑地研究所で行われている研究項目は、個々の計画技術に関するものから行政施策に関するものまで、きわめて多岐に亘っている。この「調査研究報告」では、これらの調査研究のうち、特に他の公園、他の地域についても参考となる可能性があるものについて、その概要を紹介し、成果の普及を図ろうとするものである。

ただ、本報告書で示す内容は、その調査研究の一端であり、詳細について知りたいと言われる会員の方は、当協会の公園緑地相談室を通じて、ご照会いただきたい。

本報告書は、以下のような内容からなっている。

①調査研究報告

「調査研究報告」では本研究所で行っている自主研究、あるいは受託研究の中から、一定程度調査研究の区切りがついたもので成果の汎用性があると見られるものについて紹介する。

②特別調査報告

本研究所が行う調査研究のうち通常の調査研究報告とは異なるものについて紹介する。

③研究委員会活動報告

「研究委員会活動報告」では、当協会内に設けられた研究委員会における研究の活動状況、進捗状況を紹介する。

④自由研究について

「自由研究について」では、研究委員会の2つの部会（行財政委員会、公園緑地技術委員会）に委ねられた自主研究経費により行われる研究について紹介するものである。昨年度より始められたものであるため、まだ、具体的な結果は出ていない。本年度は、計画のみを紹介する。

⑤OPINIONS～研究顧問の意見

研究顧問には、委員会を通じ、あるいは個別にご意見をいただいているところであるが、「研

究顧問の意見」では、これらの方々に現在の行政から自らの研究まで幅広いご意見をいただき、今後の行政、あるいは当研究所の研究の参考とするものである。

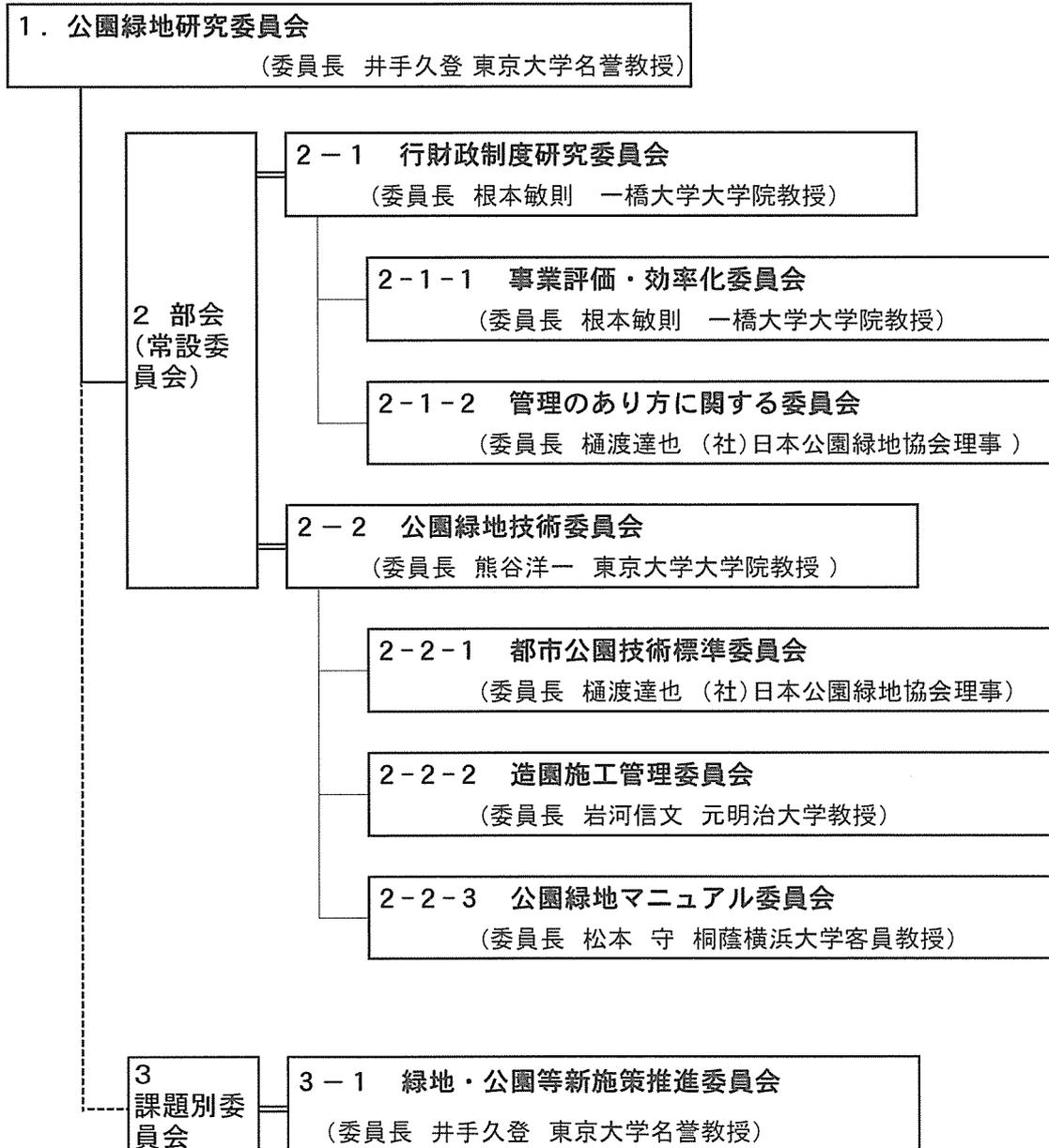
⑥資料

「資料」では、本研究所が得た興味あるデータについて紹介する。

本年度、当協会としては初めて年度研究報告を出すものである。はじめてのことであり、不十分と思われるところも多々見られると思うが、今後も改善に励んでいきたい。多くの方々からの忌憚のないご意見、ご鞭撻をいただければ幸いである。

公園緑地研究委員会組織図

H17.3.31



公園緑地研究所研究顧問名簿

氏 名	役 職 名
浅川 昭一郎	北海道大学大学院教授
有路 信	元都市基盤整備公団理事
石川 幹子	慶應義塾大学教授
井手 久登	東京大学名誉教授
岩河 信文	(株)都市計画研究所顧問 元明治大学教授
勝野 武彦	日本大学教授
亀山 章	東京農工大学教授
工藤 圭章	(財)文化財建造物保存技術協会理事
熊谷 洋一	東京大学大学院教授
小澤 紀美子	東京学芸大学教授
越澤 明	北海道大学大学院教授
輿水 肇	明治大学教授
芝田 耕太郎	日本車いすテニス協会理事長
進士 五十八	東京農業大学学長
杉本 正美	神戸芸術工科大学教授九州芸術工科大学名誉教授
高良 倉吉	琉球大学教授
田代 順孝	千葉大学教授
田中 邦熙	木更津工業高等専門学校教授
中瀬 勲	兵庫県立大学教授
西谷 剛	國學院大學法科大学院教授
根本 敏則	一ツ橋大学大学院教授
増田 昇	大阪府立大学大学院教授
松本 守	(株)エフシー総合研究所上席研究員
蓑茂 寿太郎	東京農業大学教授
森 健兒	(財)日本サッカー協会名誉副協会特別顧問
吉田 博宣	日本大学教授京都大学名誉教授

(五十音順 敬称略)

◎ 調查研究報告

● ○ ● 調査研究報告①

調査研究部長 芦澤 拓実

多様なニーズに対応したこれからの公園像に関する調査
(大都市都市公園機能実体共同調査)

1. はじめに

「大都市都市公園機能実体共同調査」は、国土交通省の協力を得ながら、東京都、政令都市および日本公園緑地協会が平成3年度より共同で行っている調査で、大都市が抱える共通の課題を抽出、検討している。

平成15年度は、「緑とオープンスペースのための新たな目標・指標等の検討」「緑の保全・整備・管理におけるNPOとの連携方策に関する調査」「都市公園における今後の管理のあり方に関する調査」「多様なニーズに対応したこれからの公園像に関する調査」「利用実態調査を踏まえた公園体系の再構築に関する調査」の5つの課題について検討した。

ここでは「多様なニーズに対応したこれからの公園像に関する調査」を取り上げその概要を述べることにする。

2. 目的

「多様なニーズに対応したこれからの公園像に関する調査」では、都心回帰等に見られる都市構造の変化、地球温暖化、ヒートアイランド現象、少子高齢化等顕在化されてきた諸問題に加え、新たな市民ニーズ、都市再生、自然再生等の行政的ニーズを把握・分析することにより、大都市で求められる公園緑地像を探ることにある。

3. 調査方法

本調査を実施するに当たっては以下の4つの仮説を立て、それを検証する方法で進めた。

仮説の1つ目は、施策公園および自治体独自の公園施策の実施状況を把握・評価し、公園緑地行政が実施していたニーズ対応策の課題を明らかにすること。

2つ目は、公園の再整備や再編が進んでいるであろうとの想定のもと、公園再生の傾向と手法、課題の把握を具体的に把握すること。

3つ目は市民参加の進展に伴い多様なニーズが衝突、合意形成を困難にし、そのための合意形成手法の検討が進むこと。また、市民要求の差異からさらに新たな市民ニーズが生まれているであろうこと。

4つ目は国家プロジェクトである都市再生や自然再生に対して公園緑地が積極的な役割を果たすことが求められてくるであろうことである。

検証に当たっては各都市（調査参加14都市）に調書を配布するとともに担当者へのヒヤリングを行った。

検証の過程から以下のような整理を行った。

- (1) 都市公園事業では施策公園と呼ばれるテーマ性を持った事業メニューが展開され、各都市でも独自施策により多様なニーズに対応している。ヒアリング等から事例を分析し、政策目標と実施状況との対比により、これまで公園緑地行政におけるニーズ対応策の課題を明らかにした。
- (2) 調書より公園再整備の事例を整理。公園再整備の傾向と手法を分析することにより、公園へのニーズ変化の動向と公園再整備の課題を明らかにした。
- (3) 市民参画の普及に伴い、公園に対するニーズの多様化は合意形成を困難にしている側面がある。各都市への調書、ヒアリング等による先進事例の分析により、合意形成が難しい、あるいは制度等の問題から実現が困難であるといった、市民からの新しいニーズの動向と課題を把握した。

(4) ヒアリング等により先進事例を分析し、自然再生・都市再生に資する公園緑地のあり方について検討した。

検証の結果、公園へのニーズは以下の8項目に集約された。

- ①安心・安全への要求が高まっている
- ②高度なレクリエーションへの対応と多目的化が同時に求められている
- ③コミュニティ活動の舞台としての役割が拡大している
- ④ノーマライゼーションの拠点としての役割が求められている
- ⑤身近な二次的自然としての役割やあり方が求められている
- ⑥経済活動と結び付いた集客空間としての活用が求められている
- ⑦まちのシンボルとなり景観形成をリードすることが期待される
- ⑧農と親しむライフスタイルは都市こそニーズが高い

4. 研究結果

今後の公園緑地施策の展開方向として、以下の10項目の提案を行った。

———計画論———

(1) 地域生活圏レベルでの公園再生計画の策定

再整備にあたっては、一定の圏域内でのバランスやそれぞれの公園の特徴を勘案し、地域生活圏レベルでの公園再整備計画を策定した上で進める。地域住民の合意に基づき公園の移設や統廃合が可能となるよう、都市公園法の保存既定の柔軟な運用、見直しも必要である。

(2) 里山・農村地域を含む広域的な自然環境保全への視点

人材育成の場としての公園の機能を発揮するため、公園での市民活動と郊外の里山地域での市民活動との間で人材交流、ネットワーク化を図る。また、生態ネットワーク計画に各公園の機能を位置付けることで、公園の自然像に関する市民の合意形成を図る。

(3) 公園緑地を核とした景観形成計画の策定

公園緑地にも景観法における景観重要建造物と同等の位置付けを行うとともに、緑の保全に係る既存制度（緑地保全制度、風致地区制度、古都保存、緑化重点地区等）を景観や地域資源保全の観点で総合化する計画が必要である。

(4) 分野横断的な上位計画に基づく公園緑地計画

他部局と連携して多様な社会動向に対応し、他部局の類似の取組みと連携することで事業効果を高める必要がある。公園緑地施策においても他省庁との連携のもと総合的な計画策定を行う事業メニューがあるが、分野横断的な上位計画に基づき事業を推進する必要がある。

———制度———

(5) 規制緩和のための制度整備

法運用や規制緩和の方向性を示す指針等の策定、協定締結や登録など一定の条件下での許可申請等の簡素化、サービス・管理水準の適正について市民が直接評価できる仕組みの導入など、地域コミュニティや民間企業による公園運営を進めるための制度整備を行う。（※調査は指定管理者制度の創設以前）

(6) 市民の幅広いまちづくり活動への支援制度

地域コミュニティの自主性を高め、公園を舞台に幅広いテーマで活動する市民を支援するため、他部局と連携してまちづくり協議会等へ補助金を一括交付するなど、裁量性の高い補助金交付システムを導入する。

——事業手法——

(7) ストックを活用した一体的・柔軟なオープンスペースの確保手法

教育・福祉施設との一体的整備を行う新しい事業制度を創設し、柔軟な公園区域設定のため都市計画決定変更等の手続きを簡略化する。また、中心市街地活性化広場公園等では立体公園等の手法を活用するとともに、市民緑地や緑化施設も補助対象とすることを検討する必要がある。

(8) 合意形成・市民活動の成熟を促す仕組みづくり・整備手法

ソフト先行の公園整備を実現させるため、未開園区域や用地取得前の民有緑地において、市民緑地とのダブル決定や管理協定制度等を活用する。また、公園での活動団体に加え周辺住民や専門家等が参加する公園運営協議会を設置する等、持続的な組織形成のための支援を行う。

——自然再生・都市再生——

(9) 自然再生に向け公園緑地施策を推進するため「既存の科学的資料のデータベース化」「事業対象地の事前調査の制度化」「行政界・部局を超えた推進体制」「モニタリング調査等の導入」「専門的 NPO 等による市民活動の支援」に取り組む必要がある。

(10) 都市再生に資する公園緑地施策推進にあたっては「周辺密集市街地更新の種地となるオープンスペース創出」「大規模再開発と緑化重点地区の併用」「緑地ネットワークの貫入による郊外地域の分節化」「都心の大規模公園の魅力向上」「公園緑地のもつ他面的な機能の指標化」に取り組む必要がある。

5. 今後の課題

- (1) 上記の施策展開に向け、制度・事業手法の見直し等について具体的な検討を進める必要がある。
- (2) 自然再生・都市再生に資する公園緑地施策についてはまだ取組みが少なく、今後の事例蓄積を待った上でさらに調査検討する必要がある。

歴史的たたずまいを継承したまちづくりのための公園緑地制度等活用方策検討調査

1. 調査目的

都市再生本部において、平成14年4月に「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」が決定され、「全国」を対象にして、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るための緊急措置として、「民間投資」を促進する全国の都市再生の取り組みを支援することが決定された。

その後、全国の地方公共団体やNPO等含めた民間団体から寄せられた多数の提案の中で、歴史的建築物や街並みを保存・活用したり、自然を活かした観光客誘致を図る取り組みなど、既存ストックを活用した地域の活性化について数多くの提案が寄せられた。

これらの提案に基づき、平成14年10月の都市再生本部において、個別の提案を具体的に検討・推進するとともに、共通する制度的課題を抽出しその解決を図るため、「歴史文化を活かした美しいまちづくり」をはじめ関連するテーマに集約の上、関係省庁と連携しつつ、内閣官房が中心となって、同様の課題をもつ地方公共団体等からなる「歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」が平成15年1月に設立され、共通の課題抽出及びその解決に向けた検討が行なわれてきた。

検討の中では、建築物規制や景観整備・改善等に係る課題と並んで、各地域の鎮守の森や各時代を代表する歴史的な環境について、歴史的建造物とその周辺の緑の一体的な整備・保全を可能とするなど、幅広く保全していくための仕組みが課題とされ、その対応が必要となっている。

対応方策の一つとして、こうした歴史的環境を都市公園制度や緑地保全制度を活用して保全することが考えられるが、現行制度を適用する場合、土地取得等に係る財政負担、歴史的建造物等の公開活用にあたっての経営的視点の導入などの運用上の課題、都市公園における建ぺい率制限等の法制上の制約等の様々な課題がある。

本調査は、「歴史文化を活かした美しいまちづくり」のなかで提示されている「公園緑地等制度の活用による歴史的なたたずまいの保全」のための具体方策として、都市に残された歴史的建造物とその周辺の緑が一体となった歴史的環境の適切な保全と整備について、土地利用転換や利用及び管理運営の形態についての事例を調査した上で、緑地保全制度や都市公園制度のあり方、整備・管理運営手法等について検討することにより、歴史文化を活かしたまちづくりの推進を目指すものである。

2. 調査方法 (調査のフロー)

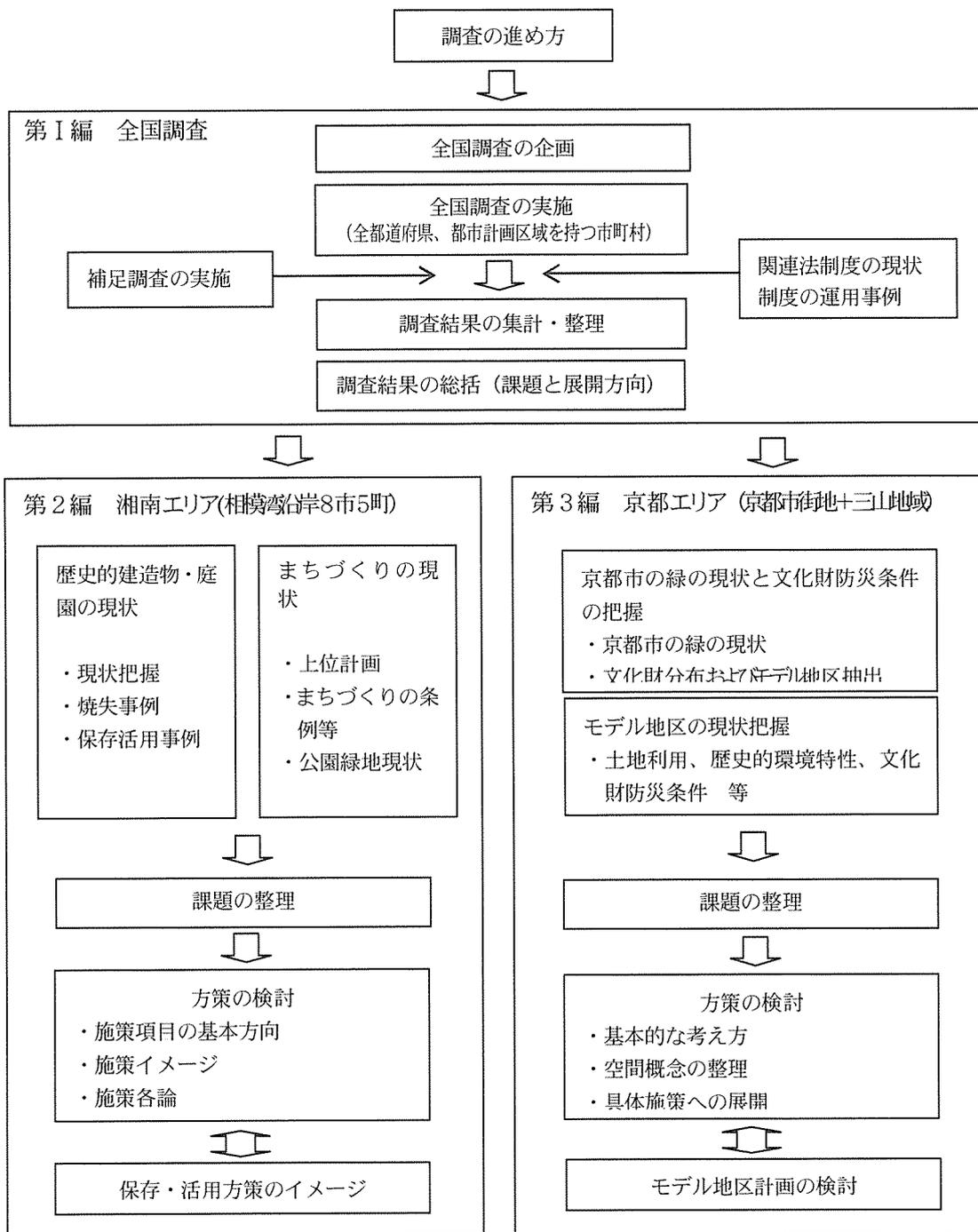


図-1 調査フロー

3. 調査結果

(1) 全国調査

- ・ 698 の歴史的建造物、588 の歴史的園地（歴史的建造物と一体となった緑地）の調査を行った。
- ・ 建造物・園地ともに、所有者・管理者の多くは公共、宗教法人であり両方で8割以上を占めている。
- ・ 歴史的建造物および園地の規模は多様であるが、敷地が小さい園地ほど建ぺい率が高い。1000㎡～3000㎡では、5～10%の建ぺい率が最も多く1/4を占め、10%以上は5割を越えている。
- ・ 歴史的園地は景観的価値のほか多様な価値で評価されており、緑地として重要である。
- ・ 歴史的園地では、法規制等の適用がない場合が3割程度を占め、園地保全の上での課題となっている。

(2) 湘南エリア

- ・ 主に民有地の歴史的建造物および園地の保存活用に関して、公園緑地制度等の活用を基本とした以下の方策の基本方向と具体のイメージを提示した。
 - * 国民意識の醸成により継承する（上位計画での位置付けとビジョンの提示、普及啓発の実施等）
 - * 公園緑地制度の活用により継承する（都市公園事業の重点化や施策の充実、公園緑地制度等の段階的・柔軟な活用、歴史的建造物・庭園における都市公園の建ぺい率規制2%の緩和措置の検討、緑地保全地域等の地域制緑地指定による面的な保全等）
 - （注記）建ぺい率規制2%の緩和措置については、平成16年度の都市公園法改正に伴い敷地面積の100分の20を限度とし、同法第4条に規定する建ぺい率を超えることができることとなった。
 - * 公園緑地制度と他制度の連携・併用及び多様な主体との連携により継承する（風致地区等の都市計画制度および景観法制度の活用およびまちづくり交付金等の活用）
 - * 市民、NPO、民間事業者との連携により継承する（PFI手法の導入等による民間資金やノウハウの導入、中間支援組織等の設置支援、市民・NPO等の参画機会の提供、ガイドボランティア登録等の制度の導入）

(3) 京都エリア

- ・ 主に社寺境内地の歴史的建造物および園地の保存活用に関して、公園緑地制度等の活用を基本とした以下の方策と具体のイメージ提示した。
 - * 広域レベルでの水と緑のネットワーク形成により歴史的遺産を守る（関連の各種事業連携の展開）
 - * 地区レベルでの緑豊かな市街地形成により歴史的遺産を守る（緑化重点地区指定による緑地整備や緑化の推進、地区計画や緑地協定等、市民緑地制度や保存樹木・保存樹林制度等の活用）
 - * 園地レベルでの適切な整備および保全・管理により歴史的遺産を守る（歴史的園地の都市公園化、緑地保全地区、市民緑地等としての確保、防災に配慮した園内の樹林管理計画の策定〈古都保存法等〉）
 - * 防災活動の場の確保により歴史的遺産を守る（防災公園等の整備推進）
 - * 市民・企業等との協働により歴史的遺産を守る（防災訓練・防災教育の場としての都市公園等の活用、民間による緑地整備および管理の促進と支援）

4. 考察

高度経済成長は全国的な開発の波となって現れ、地域の貴重な緑をはじめ文化財的価値の高い建造物や庭園など、歴史的・自然的資産の減少をもたらした。さらに、数少なくなった文化財的価値の高い建

造物や庭園などの多くは大企業が持っていたが、21世紀を迎え、低迷する経済状況の中で持ちこたえていくことが困難になってきた。

このことは都市公園行政としても重要な課題として認識されていたが、近年の地球環境問題や大震災への緊急的な対応、さらには高齢化社会への対応に向け、既成市街地内の緑とオープンスペースの確保が政策的に進められる中、優先的に対応していくことがこれまで出来なかったことも事実である。

近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化を背景に、生活空間の質的向上が求められるようになっており、個性ある美しいまちなみや良好な景観に対する関心も高まりを見せている。

国土交通省では平成15年7月「美しい国づくり政策大綱」がとりまとめられ、また、政府として戦略的に取り組んでいる「観光立国」については、「一地域一観光」の実現に向けて、美しい国や地域を形造ることが必要とされ、各地域ごとにそれぞれの歴史や文化、風土に根ざした美しい街並みやたたずまい、緑豊かで潤いのある景観の形成は、空間の質的向上のために欠くべからず大切な要素として示された。さらに、平成16年6月「景観法」が整備されたのを契機に地域で美しい街並みやたたずまい等の整備・保全、緑豊かで優れた景観形成が一体的に図られる道筋が示された。

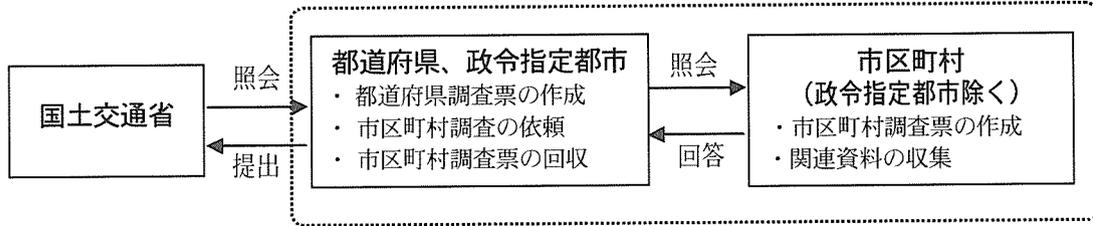
以上のことから、地域の個性を醸し出し、良好な景観形成の核となる貴重な歴史的・自然的資産について、適切な保存・活用を図り、地域共有の財産として継承していくことが、今後の都市公園行政として取り組むべき重要な課題であることが改めて認識されたと言える。

中でも以前より景勝地や避暑地と呼ばれている地に数多く見られる別荘建造物群は、明治・大正・昭和にかけて皇族をはじめ、政界・財界等で名を轟かせた人物や有力企業等が建造したものが多く見られ、庭園や周辺の緑地の存在と相まって、和と洋の微妙なバランスや贅を尽くした“しつらい”等、独特の様式美を今に伝えている。また、かつてそこが歴史上の様々な事件や物語の舞台となったことを想起させるなど、個性豊かでうおいのあるまちづくりを進めるにあたっての重要な資源として、大きな意義を持つものと考えられる。

〈参考〉

(1) 全国調査

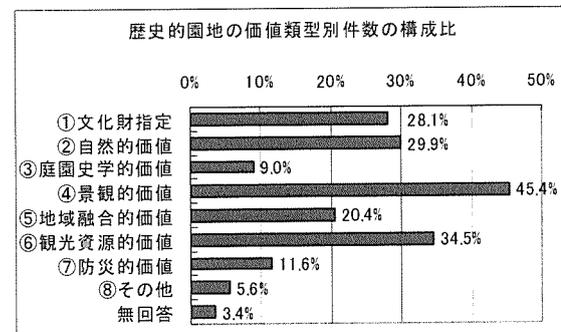
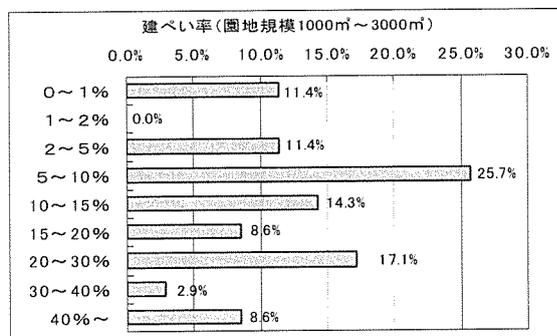
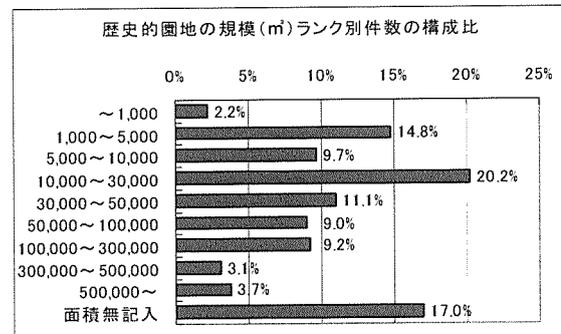
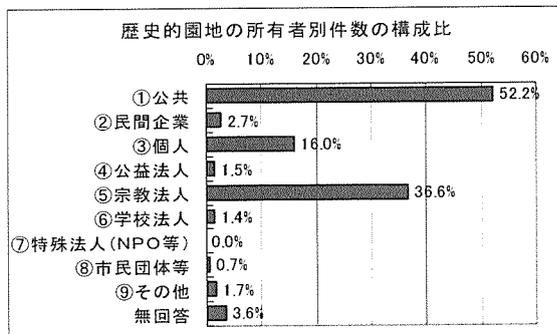
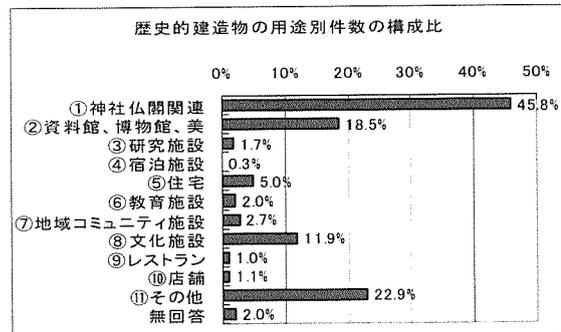
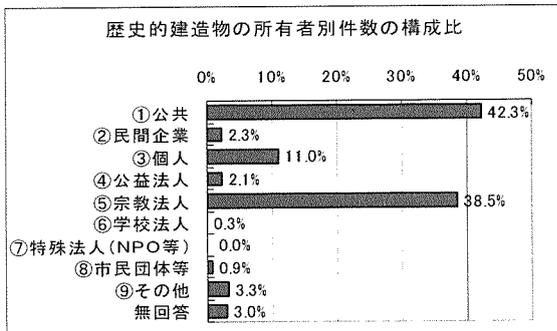
■全国調査の流れ



■調査票の収集状況

回答都道府県数	全件数	歴史的建造物に関する記載		歴史的園地に関する記載	
		有り	無し	有り	無し
43	723	698	25	588	60

■主な集計結果



(2) 湘南エリア

■課題の整理結果

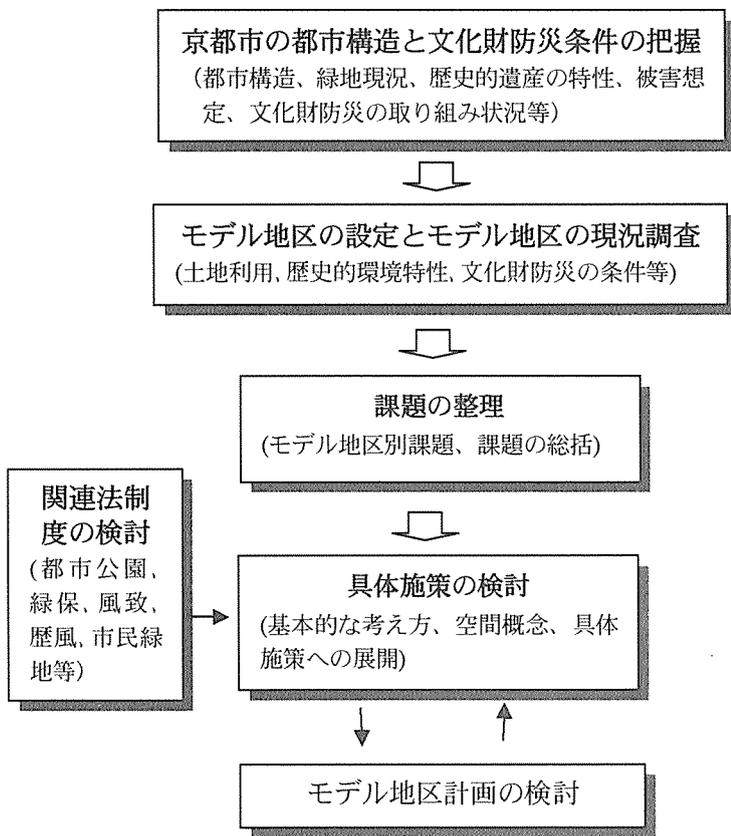
保存・活用の課題	ポイント
<p>歴史的たたずまいを継承したまちづくりを推進するためには、歴史的建造物・庭園やこれらが醸し出す個性ある景観等が、国民にとって共有の財産であることを意識づけるとともに、大切に守り継承することに対する理解が不可欠であるが、まだまだ十分とはいえない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民共有の財産として、大切に守り、継承することへの意識向上を図り、理解を深めていくことが必要。
<p>歴史的建造物・庭園を公有化する場合、用地費、物件費及び維持管理費等の費用負担が大きいと、厳しい財政状況下では推進が困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園制度を有効に活用できるよう施策の充実が必要。
<p>歴史的建造物・庭園に関する所有者の売却意思、相続発生等の情報収集及び各種支援施策等の情報提供等、双方向の連携不足により、対応が後手に回り、結果的に保存できないケースが多く見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間所有の歴史的建造物・庭園が、開発等により消失する前に、地方公共団体等が事前に情報を察知し、機動的な対応を可能とする環境整備が必要。
<p>歴史的建造物・庭園について、都市公園制度の活用により保存を図る際、主に明治以降の別荘等の住居形態が多いため都市公園法上の建ぺい率規制が障壁となっているケースが見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園化を図る際、法定の建ぺい率規制について、歴史的価値に着目した措置が必要。
<p>歴史的建造物・庭園や緑地等が一体となってまちなみや景観を形成している地域において、開発行為や土地売買等に伴う、無秩序な建築や土地の細分化、低未利用地の存在等、周囲との調和が図られていない土地利用形態が見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点在する歴史的建造物・庭園やそれらを取り巻く緑地を面的及び包括的に保全誘導する対策が必要。
<p>広域的に分布する歴史的建造物・庭園やそれによって構成される歴史的たたずまいについて、地域間で保存・活用に対する意識や取り組みに温度差があるため、エリア全体としての景観形成や観光振興等に有効に活かされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的観点からの連続性や歴史的建造物・庭園とそれを取り巻く公園緑地や道路・河川等の各施設間の有機的なネットワークの形成が必要。
<p>民間所有の歴史的建造物・庭園の多くは利用形態(例えば保養所、研修施設等)が限定的であり、かつ公開されていないものも多く、有効に活用されないまま老朽化が進行しているケースが見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物・庭園の保全・活用を推進するには、所有者のみならず、民間事業者等、NPO、行政の協働により、歴史的資源の特長を活かした積極的な利活用を進めることが必要。
<p>歴史的建造物・庭園は、維持管理に係るコストが通常の物件に比して高い傾向にあり、かつ公開に際しては所有者の負担が大きいため、運営が困難な状況となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理コストの縮減や公開に際しての利用促進、広報PRの充実等、民間事業者等のノウハウの導入が必要。
<p>歴史的建造物・庭園の維持管理・補修においては、入手困難な資材調達や高度な伝統技術を要する場合があります。所有者のみで材料や技術者を確保し、維持していくのは困難である。(檜皮葺や茅葺き等の材料、宮大工、庭園管理等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間所有者が歴史的建造物・庭園を保持しつづけるために、専門家の派遣や技能職の斡旋等、必要な情報やノウハウの提供の仕組みが必要。

■ 施策提案

施策項目	施策の基本方向
○国民意識の醸成により継承する	
1. 歴史的たたずまいを国民共有の財産として、継承するための意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等への位置づけ等、歴史的たたずまいの継承についてのビジョンの提示 ・国民全体の意識向上や理解、協力を得るため、普及・啓発の実施
○公園緑地制度の活用により継承する	
2. 都市公園事業の施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業において事業の重点化や施策の充実
3. 機動性や柔軟性を持たせた様々な都市公園制度等(借地公園等)の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ段階的な対応を可能とする借地公園制度や市民緑地制度等を活用し、将来的には土地を公有化
4. 都市公園等の法制度に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法での建ぺい率規制(原則2%)について、歴史的建造物・庭園における緩和措置の検討
5. 歴史的たたずまいと緑地の包括的保全に係る地域制緑地制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的たたずまいやこれと連担する緑地等について、緑地保全地域等の地域制緑地指定による面的な保全
○公園緑地制度と他制度の連携・併用及び多様な主体との連携により継承する	
6. 都市計画制度や景観法スキーム及びまちづくりに関連する諸制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区等の都市計画制度及び景観重要建造物指定等の景観法制度の活用 ・意欲あるまちづくり提案に対する、まちづくり交付金等の活用
7. 各主体間における連携及び連続性・回遊性等ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体等による協議会方式等で広域的な計画や方針等を策定 ・歴史的建造物・庭園と各種公共施設や民間施設等の連携によるネットワーク形成
○市民、NPO、民間事業者との連携により継承する	
8. 民間事業者のノウハウを活かした効率的・効果的な事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和による民間参入機会の拡大及びPFI手法の導入等による民間資金やノウハウの導入 ・民間事業者による歴史的資源の保全活動が、社会貢献として評価されるシステムづくり
9. 民間所有者による歴史的資源の維持保全に対する公的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等は、歴史的資源の保全に関する情報をストックし、広く情報提供 ・民間と行政のパイプ役として機能する中間支援組織等の設置の支援
10. 市民やNPO等の参画による維持管理や運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・NPO等の参画機会の提供やガイドボランティア登録等の制度の導入

(3) 京都エリア

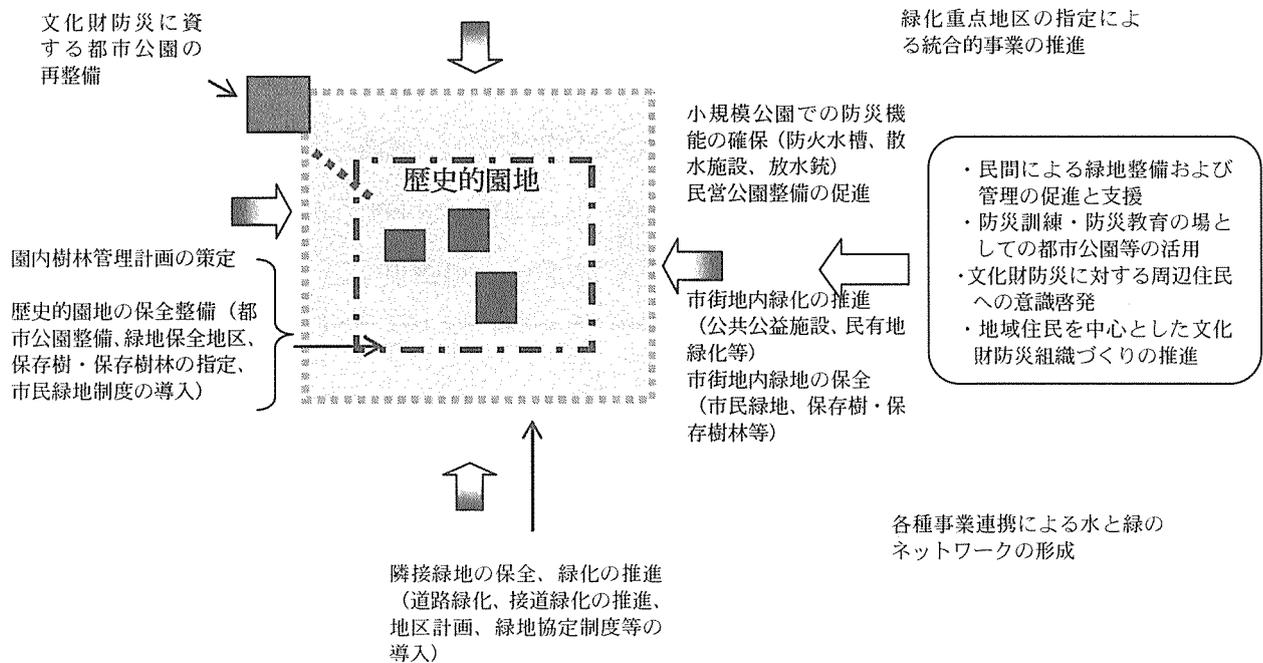
■調査の流れと概要



- ・周囲を三山の緑で囲まれるが、市街地内の緑被率は5%以下と少なく、公園の整備水準も低い。
- ・国宝は全国の約20%、重要文化財は約14%を占めるが、地震による火災や斜面崩壊等による被害が左京区南部や東山区を中心に想定されている。

- ・モデル地区：山麓部、中心市街地、田園部
- ・共通課題
 - * 水と緑の資源を活用した災害に強い都市構造の構築（河川や水路等の活用、街路の緑化等）
 - * 延焼遅延に資する緑豊かな市街地の形成（市街地緑化の推進、既存樹林や緑地の保全等）
 - * 歴史的園地の適切な整備および保全・管理（類焼、倒木、斜面崩壊への対応、園地の担保性の確保）
 - * 防災活動の場の確保（身近な活動拠点の確保、文化財防災の拠点づくり）
 - * 市民・企業等の参画（住民参加による防災活動の推進、企業参加の推進）

■具体施策の方向



■公園緑地制度での対応一覧

背景・課題	想定される対応策	公園緑地制度での対応
○広域レベルでの水と緑のネットワーク形成により歴史的遺産を守る		
<ul style="list-style-type: none"> 河川・水路等の水空間や公園・街路樹等の緑の連続性が災害に強いまちづくりの基本となることから、こうした広域レベルでの水と緑のネットワーク形成による歴史的たたずまいの保全・継承を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園や道路、河川等を活かした防火帯の形成 河川や水路、ため池等の環境防災水利としての活用。 既存の樹林等の保全と育成。 	<ol style="list-style-type: none"> 各種事業連携による水と緑のネットワークの形成
○地区レベルでの緑豊かな市街地形成により歴史的遺産を守る		
<ul style="list-style-type: none"> 幹線街路や河川で囲まれた木造密集市街地においては、同時多発的な火災による延焼を緩和することが課題であることから、こうした地区レベルでの不燃化対策を多角的に講じ、歴史的たたずまいの保全・継承を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐火構造化による市街地地の不燃化。 細街路等の解消 消火施設等のきめ細かな配置。 市街地全体の緑被地率の向上。 市街地内の公園や農地等オープンスペースの確保 	<ol style="list-style-type: none"> 緑化重点地区指定による、きめ細かな緑地の整備や緑化の推進。 地区計画や緑地協定等による緑豊かな市街地の形成。 市民緑地制度や保存樹木・保存樹林制度等の活用。
○園地レベルでの適切な整備および保全・管理により歴史的遺産を守る		
<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物を有する園地そのものの宅地化や荒廃化等が進行し、歴史的たたずまいの存続や防災面での問題が顕在化しつつあることから、歴史的たたずまいの公開性、担保性の確保を図るとともに、園地の適切な管理を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく防災機能の確保。 歴史的園地の保全および整備 園内の類焼や倒木から歴史的遺産を守るための樹林管理の充実。 歴史的たたずまいを象徴する水や緑の環境要素の活用 	<ol style="list-style-type: none"> 歴史的園地の都市公園化、緑地保全地区、市民緑地等としての確保。 防災に配慮した園内の樹林管理計画の策定（古都保存法等）。
○防災活動の場の確保により歴史的遺産を守る		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時には来観者や地域住民の避難はもとより、歴史的遺産や周辺市街地に対する初期消火、文化財の搬出など、迅速な防災対応が必要であり、そのための活動拠点の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市街地内の既存のオープンスペースを生かした防災活動拠点の確保。 歴史的園地内での活動スペースの確保。 	<ol style="list-style-type: none"> 防災公園整備の推進および防災機能の確保。 防災スポットの整備
○市民・企業等との協働により歴史的遺産を守る		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の防災活動は、地元市民や地域団体、企業等の手に委ねられることから、防災に対する意識の向上や取り組みへの支援、組織づくりなどについて、官民協働で推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財防災に対する周辺住民への意識啓発。 地域住民を中心とした文化財防災組織づくりの推進。 個人・企業等による庭園・園地整備の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 防災訓練・防災教育の場としての都市公園等の活用。 民間による緑地整備および管理の促進と支援。

大規模都市公園費用対効果分析手法の改善

1. はじめに

国土交通省（旧建設省）においては、公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の一層の向上を図るため、平成10年3月に「建設省所管公共事業の再評価実施要領」及び「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」が策定され、平成11年度から、所管の全事業を対象として評価が実施されている。このうち新規事業採択時評価については、各々の事業形態に合わせた費用対効果分析手法に基づいて費用対便益比を測定し、その結果を事業採択の一つの尺度とすることが上記実施要領に明記されている。

このような状況の中、都市公園事業においては、平成10年度に再評価及び新規事業採択時評価にあたっての細目、評価指標と判断基準が定められ、これに基づき平成11年度から評価が実施されている。

このため、評価を行うための費用対便益比測定的手法として、平成11年12月に「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を、平成12年12月に「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」が作成された。

既策定の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では、概ね10haを超える大規模な公園を対象とし、直接利用価値については旅行費用法を、間接利用価値については代替法を計測手法としている。

しかしながら、代替法は、公園の整備及び維持管理によって生じる間接利用価値のうち市場財に代替できる効果を計測することができるものの、市場財に代替できない効果については、計測できず、その公園が持つ間接利用効果が十分に反映されないという課題がある。

このため、本調査ではこれらの点を勘案しながら、大規模公園の間接利用価値の計測手法について検討調査を行った。

なお、作業を進めるにあたり、「都市公園事業評価手法研究委員会」を設け、ご審議頂いた。

都市公園事業評価手法研究委員会

委員長	根本 敏則	一橋大学商学部教授
委員	石川 幹子	慶応義塾大学環境情報学部教授
	大野 英治	名城大学都市情報学部教授
	蓑茂寿太郎	東京農業大学地域情報科学部教授
	山内 弘隆	一橋大学商学部教授

2. 研究方法

小規模公園の価値計測手法を踏襲し、効用関数法により、公園の周辺住民が享受する効用を基に便益を計測する手法を取り入れることとした。

(1) 計測対象の設定及び計測方針の検討

① 計測対象

小規模公園における費用対効果計測では、小規模公園の価値が「実際に公園を利用することにより、生活に潤いを与える価値」（以下「利用」価値と記す）「環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値」（以下「環境」価値と記す）「防災に役立つ価値」（以下「防災」価値と記す）の3項目から構成され、公園の価値はこれら3項目の和であると定義されている。

本調査においても、この定義を踏襲し、大規模な公園の価値が「利用」「環境」「防災」で構成され、公園の価値はこれらの和と考えるものとする。

このうち「利用」価値は、直接利用価値として、旅行費用法による計測手法を用いており、手法に関する課題はない。従って本調査では課題がある間接利用効果としての「環境」「防災」の2価値を計測対象とした。

ただし、「利用」価値は本調査の対象外とするが 参考のため、「利用」「環境」「防災」の3項目でモデルを検討することとした。

② 計測手法

コンジョイント分析の考え方にに基づき、複数の選択肢から「直交配列法」の考え方にに基づきパッケージの作成し、最尤法に基づいてその効用関数のパラメーターの推定を行った。

③ 効用関数

- ・ 基本的には小規模公園の価値計測手法を踏襲する
- ・ 面積に関する項目は総面積、景観・環境に貢献する面積（＝樹林地・水面面積）、防災に貢献する面積（＝広場面積）の3項目に集約した。
- ・ 防災拠点機能を説明変数に加え、「有る」「なし」の2選択肢に集約した。

これらの説明変数を含んだ形で効用関数を以下のようにした。

$$V_a = a_1 \sqrt{A_1} + a_4 d^2 + a_6 x \quad (\text{利用})$$

$$V_b = b_2 \sqrt{A_2} + b_4 d^2 + b_6 x \quad (\text{環境})$$

$$V_c = c_3 \sqrt{A_3} + c_4 d^2 + c_5 s + c_6 x \quad (\text{防災})$$

V_a	V_b	V_c	各項目毎の効用
A_1	総面積	(ha)	
A_2	緑地面積	(ha)	
A_3	広場面積	(ha)	
d	自宅からの距離	(km)	
S	防災拠点機能	(あり=1, なし=0)	

(2) アンケートの設計

① 選択肢の設定

選択項目	選 択 肢			
総面積	10ha	30ha	100ha	
「利用」	野球グラウンドの10倍	野球グラウンドの30倍	野球グラウンドの100倍	
樹林地・水面面積	5ha	15ha	50ha	
「環境」	野球グラウンドの5倍	野球グラウンドの15倍	野球グラウンドの50倍	
広場面積	4ha	12ha	40ha	
「防災」	野球グラウンドの4倍	野球グラウンドの12倍	野球グラウンドの40倍	
自宅からの距離	5km〔自動車で10分〕	15km〔自動車で30分〕	30km〔自動車で60分〕	
防災拠点機能	あ り		な し	
負担額	300円/月	1000円/月	2000円/月	3000円/月

②アンケートの設計

上記の選択肢から「直交配列法」の考え方に基づきパッケージの作成した。

1つの代替案を提示し、その代替案で整備するか否かを尋ねる形式とし、公園a:「整備する」、公園b「整備しない」の2種類の公園整備案を提示し、どちらが望ましいか回答頂くアンケートとした。

以下に、アンケート質問例及び記入例をしめす。

アンケート 質問 例

「防災に役立つ」価値についてお伺いいたします。ここでは、この価値についてのみお伺いするものです。他の価値、例えば「実際に公園を利用することにより、生活にうるおいを与える」価値、「環境を維持・改善、景観を向上」価値についてはいっさい考えずにお答え下さい。

なお、回答に際して、負担した金額分だけあなたの世帯で使うことのできるお金が少なくなるとして、お答え下さい。

都市公園を整備することによって、別紙「都市公園の価値」に記した「防災に役立つ」する価値が、あなたの世代から子孫の世代にわたって生じます。では、以下のAかB 2つの公園整備計画案のうち、この観点のみからみた場合、あなた及び家族にとってどちらが望ましい案ですか。

質問番号	整備計画案	公園の広場面積*	自宅からの距離*	防災拠点機能*	負担金(月額)	望ましい方(○)
(1)	A	12ha (野球グラウンド12個分)	5km (自動車で約10分)	なし	300円/月	
	B	公園を整備しない				
(2)	A	40ha (野球グラウンド40個分)	15km (自動車で約30分)	あり	300円/月	
	B	公園を整備しない				
(3)	A	4ha (野球グラウンド4個分)	15km (自動車で約30分)	あり	3000円/月	
	B	公園を整備しない				

(3) アンケートの実施

サンプル数、サンプリング手法及びアンケート票の回収状況は下記の通りである。

地域	配布 サンプル数	サンプリング 方法	想定 回収数	実回収数 回収率		内訳	
首都圏	240	モニタ	160	194	81%	茨城県	14
						埼玉県	38
						千葉県	31
						東京都	68
						神奈川県	43
近畿圏	240	モニタ	160	195	81%	滋賀県	6
						京都府	28
						大阪府	81
						兵庫県	56
						奈良県	17
						和歌山県	7
中部圏	240	モニタ	160	196	82%	岐阜県	38
						愛知県	120
						三重県	28
						静岡市周辺	10
北海道・東北	120	モニタ	80	95	79%	札幌市周辺	62
						仙台市周辺	33
東北	120	住民基本台帳	40	25	21%	盛岡市	25
北陸	120	住民基本台帳	40	31	26%	福井市	31
中国・九州	120	モニタ	80	94	78%	広島市周辺	40
						福岡市周辺	54
四国	120	住民基本台帳	40	38	32%	松山市	38
九州	120	住民基本台帳	40	33	28%	長崎市	33
合計	1440		800	901	63%	回収率	

(4) 公園の選択確率 (パラメータの導出)

効用関数が1)③で示した形で表され、誤差項がガンベル分布 $G(0, \lambda)$ に従うとする。この時、公園 a と公園 b があったときの公園 a の選択確率 P_a は下式のようになる。

$$P_a = \frac{\exp(\lambda V_a)}{\exp(\lambda V_a) + \exp(\lambda V_b)}$$

a 、 b の出る確率が高くなるよう、実施したアンケート結果をもとに、最尤法を用いて、「利用」「環境」「防災」それぞれの価値別に効用関数のパラメータ推定を行った。

利用

	パラメータ値	T値	尤度比	0.251
sqrt総面積 (ha)	0.0882595	11.347		
距離 ² (km)	-0.0014989	-16.488		
負担金 (円/月)	-0.0007841	-23.310		

環境・景観

	パラメータ値	T値	尤度比	0.239
sqrt緑地面積 (ha)	0.1702219	15.450		
距離 ² (km)	-0.0011911	-13.878		
負担金 (円/月)	-0.0009221	-26.801		

防災

	パラメータ値	T値	尤度比	0.256
sqrt広場面積 (ha)	0.0926051	11.347		
距離 ² (km)	-0.0014546	-16.375		
防災拠点機能	0.7499552	11.051		
負担金 (円/月)	-0.0007714	-24.158		

3. 研究結果

上記のパラメータを用いケーススタディを実施し、次のような結果を得た。

- ・ 間接利用効果である「環境」「防災」については今回のモデルを計測手法とする。
- ・ 利用効果に関しても、今回のモデルは、説明変数として緑地面積や広場面積のみを対象としており、大規模公園の場合、整備される施設は多岐にわたり、これらの施設が公園の魅力を高めていることが考えられる。今回のモデルではこうした点が全く考慮されておらず利用効果モデルについては過小評価が懸念されことから、従来どおり、旅行費用法による手法を用いることとした。
- ・ 「環境」「防災」の効果のおよぶ範囲は 本モデルにおいては距離が 40~50 km程度になると競合公園がない場合でもほとんど便益が生じない結果となっている。実際には競合公園があるため、効果が十分に出ている範囲はさらに狭くなっていることが予想されることから、最大圏域を 40 kmとした。

● ○ ● 調査研究報告 ④

第一調査研究室 唐澤 千寿穂

経営基本計画による都市公園利活用の推進

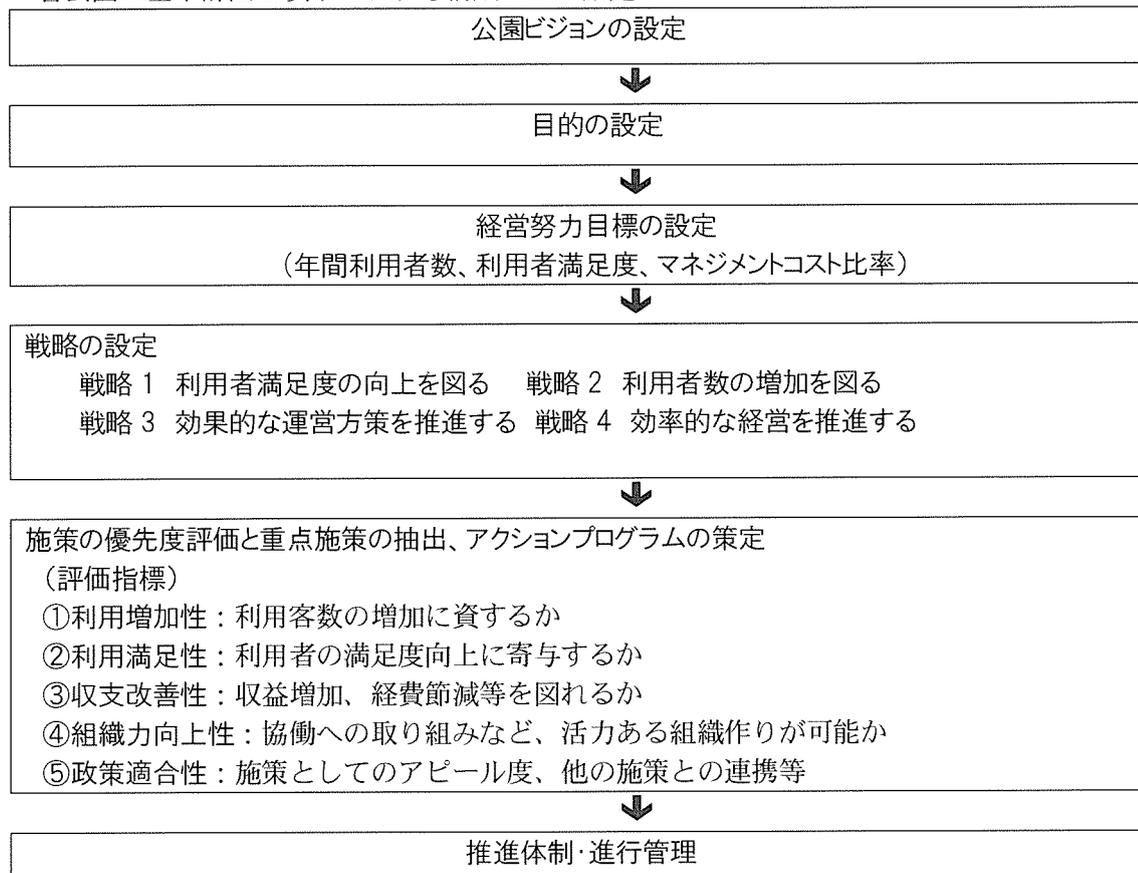
1. 目的

静岡県では、県営都市公園の利活用の促進を図るため、平成14年度に「県営都市公園経営基本構想」を策定し、県営都市公園の管理運営のあり方についての方向性を示した。

平成15年度は、基本構想を具体化するための行動計画として位置づけ、すでに示された、公園の目指すべき方向、役割、位置づけなどを踏まえ、平成16年度から20年度までの5年間を目途とした経営努力目標と具体的な戦略、利活用を中心とした管理運営への転換を図っていくことを目的とした経営基本計画を策定した。

2. 調査の方法

各公園の基本計画は以下のような構成により策定した。



3. 基本計画の概要

●パークマネジメントの考え方の導入

利活用を中心とした経営型の公園運営に転換してゆくため、パークマネジメントの考え方を導入した。

●経営努力目標の設定

都市公園は、社会資本として整備された公共財であり、基本計画では「利用の増進」と「効果的で効率的な運営」を公園共通の目的とし、これらの達成度合いを測る指標として平成16年度から平成20年度までの5年間の経営努力目標を県営公園ごとに、以下の3つの指標として設定した。

1) 年間利用者数

有料公園施設の利用者数や無料施設の利用者数

2) 利用者満足度 (5段階評価)

公園運営による行政サービスに対する利用者の満足度の成果指標 (アウトカム指標)

3) マネジメントコスト比率 (使用料収入/管理運営費)

使用料収入を管理運営費で除した数値

●戦略、重点施策の設定、アクションプログラムの策定

経営努力目標を達成するための戦略、及び早期かつ重点的に実施する重点施策を設定し、平成16年度から平成18年度のアクションプログラムを策定した。

●マネジメントサイクルの導入

基本計画を適切に進行管理していくため、計画、実行、評価、見直しによるマネジメントサイクルを取り入れるとともに、それぞれの施策の取り組み成果について、第三者からの意見を反映していくため、外部評価制度を導入する。

●推進体制の導入

利活用に関する提案や意見を反映をするため、公園利用団体や関係機関と連携した管理運営体制を整備する。

4. 公園別経営努力目標の設定

検討した結果、県営都市公園の努力目標を設定した。

5. 今後の展開

経営努力目標を達成するための戦略と具体的施策をより効果的に推進していくため、早期かつ重点的に実施する重点施策として以下の3つのとりくみを設定した。

- 1) 平成16年度から3年間集中して重点施策を推進するため策定した、アクションプログラムを効率的に実施するため、公園利用団体、周辺市町村等、協力団体より組織した推進体制を構築する。
- 2) 基本計画を県民の視点に立って推進していたため、上記協力団体と連携・強化を図り、ネットワークをつくる。
- 3) 重点施策を実施した結果が、公園運営のレベルを強化させ、しかも県民サービスの向上に貢献するようPDCA (計画、実行、評価、見直し) サイクルを使い外部評価制度を導入する。

● ○ ● 調査研究報告 ⑤

第一調査研究室 唐澤 千寿穂

難病小児等の公園利用可能性に関する研究

1. はじめに

公園緑地については、多くの公園で施設のバリアフリー化が進み先進事例では、健常者と障害者が共に安全、快適な公園利用のためのユニバーサルパークへの取り組みが進められている。しかし、こうしたユニバーサルパークが実現したとしても、なお、公園利用が叶わない子供たちが存在する。

現在、日本全国に約20万人にといわれる小児がん等の難病の子供たちは、医療サポートが整わなければ外出はおろか自然体験等の機会すら得ることが出来ない。

公園は、本来すべての人が安心して豊かな自然環境の中でレクリエーションを享受できることが前提となっており、難病小児にとっても公園が安全、快適な自然体験の場なるためにはどのような条件整備が必要かなど公園が難病小児にとって利用可能な施設となるための条件を明らかにするための調査・研究を行う。

2. 研究方法

(1) 海外における事例調査

難病小児を対象としたキャンプが整備されている米国の例を調査し、施設内容、プログラム内容、人員配置状況、医療施設整備内容等について資料収集を行う。

(2) 国内における難病小児の自然体験活動の状況及び需要の把握

小児がん等の難病小児の自然体験活動等の実施状況を調査すると共に医療関係者等に対するアンケート調査により需要の把握を行う。

(3) モデルキャンプの実施

小児がん等の難病小児（治療終了時を含む）を対象にモデルキャンプを実施し、キャンプ実施上の課題を把握する。

3. 研究結果

(1) 海外事例調査

① ホールインザウォールギャングキャンプ

コネチカット州ニューヘブンに1988年設立された難病小児を対象としてキャンプ俳優のポール・ニューマンによって設立されたもので、総敷地面積約150ヘクタールに宿泊施設（キャビン）、スタッフキャビン、食堂、体育館、アートクラフト館、劇場、プール、テニスコート、ボートハウス、病院などが設置されている。医療スタッフは、2人の医師と7～10人の看護師が常駐している。

同キャンプを母体に米国内5、海外3のキャンプがメンバーキャンプとする「ホールインザウォールキャンプ協会」が組織され、さらにキャンプの世界展開を図っている。

② ギブキッズザワールド

難病小児のためのテーマパーク、隣接するディズニワールドを体験するための宿泊施設として整備された。医療的なサポート体制はなく事前に主治医との調整が出来た小児だけが対象となる。

③ メイクアウィッシュ

難病の子供の夢をかなえることをコンセプトとする団体。特定の施設は持たずに個別の子供の夢ごとにプロジェクトとして実現を図ることを目的とする団体。

(2) 国内事例と需要

① 第19回日本小児がん学会

小児がんの治療に関わる医師等が子供たちの治療と共にいわゆるQOLを考えることをテーマに開催

された。会議では、多くのキャンプ等に活動事例が紹介されると共に、QOLの重要性が確認された。

②アンケートによる需要把握

第19回日本小児がん学会に参加した医師等に対し自然体検討を目的とする常設施設の必要性についてアンケート調査を実施した。調査結果は、別図の通り。

(3) モデルキャンプの実施

わが国に難病小児のための常設キャンプの設置を検討している「そらぷちキッズキャンプを創る会」と協力して、候補地北海道滝川市でモデルキャンプを実施した。

(別紙キャンプ概要参照)

3. 考察

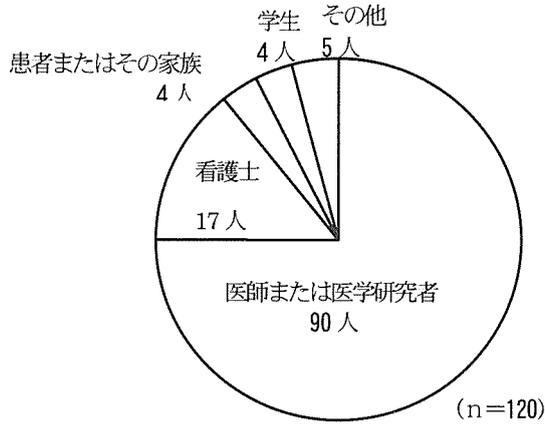
難病小児等が、安心して自然体験等を行うためのフィールドとしては、区切られた空間である公園が最適である。しかし、難病という特別なハンディを有する子供たちにとっては、他の利用者との混在、施設の優先利用等が課題として存在する。また、医療スタッフの確保と医療施設の設置は都市公園法等行政的な規制との整合が課題となっている。

難病小児を対象とするプログラムの実施は、米国の例を見ても民間法人等によることが適当であるが、上記の課題を公的施設である都市公園でどのように解決するか、今後の研究の課題である。

(別図)

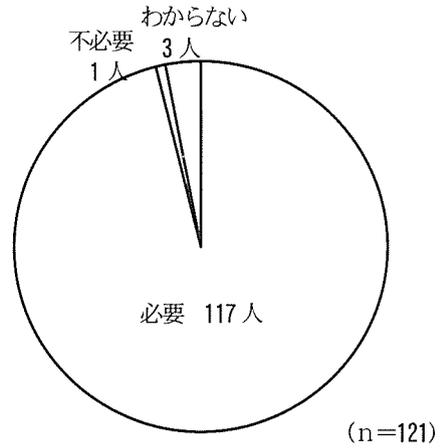
■アンケート調査結果

①被験者の属性

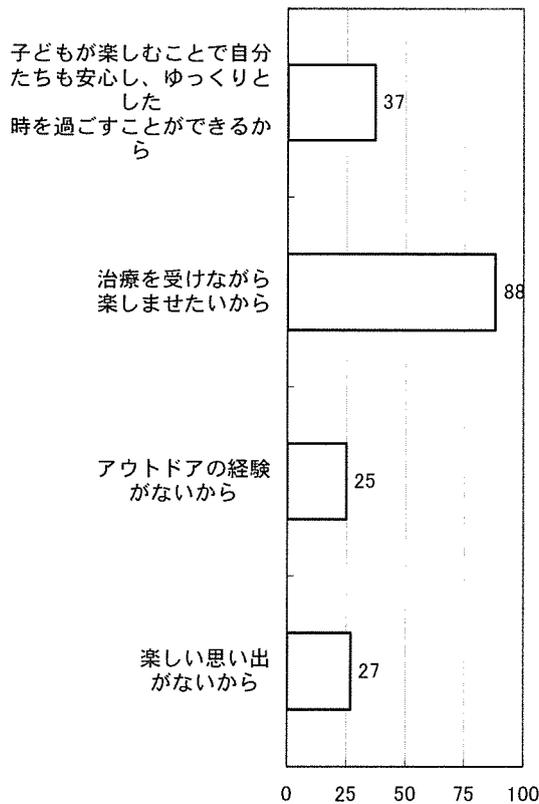


- その他
- ・学会スタッフ
 - ・学会支援メーカー
 - ・心理士(大学院生)
 - ・分析技術者

②キャンプの必要性



③キャンプが必要だと思う理由(複数回答)

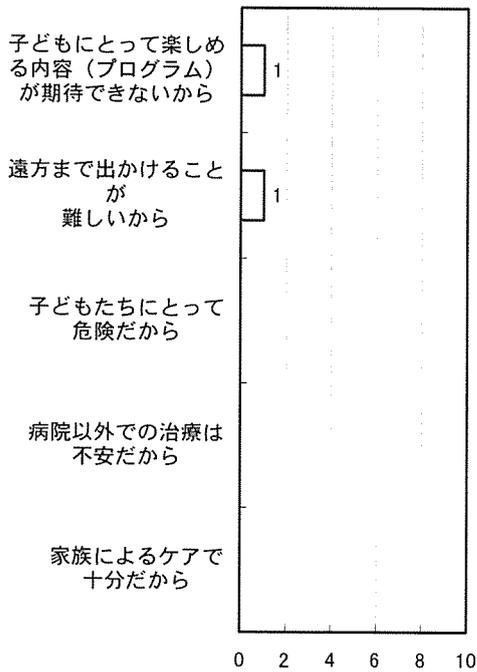


その他

- ・闘病中の子どもたちが病院や自宅以外で安心して家族と楽しく過ごせる場所があったら素晴らしい。
- ・時には病気を忘れる場所も必要と思う。
- ・病気とただかうエネルギーになってほしいから。
- ・治療によるストレスが多大なものであるから。
- ・本物の自然と触れ合うととてもいい機会だと思うから。
- ・笑ったり歌ったりすることで、これからの辛い日も乗り越えられる力を与えるから。
- ・元気になって予後も改善できるかもしれない。
- ・患児家族同士の情報交換、ひとつの共感を。
- ・子どもたちがキャンプを通して多くの友と出会ったり多くの経験を積むことで世界を広めるチャンスを得ることができると思うから。
- ・病気の体験を乗り越える力になると思う。希望を持つことが出来ると思うから。
- ・普段できないことを自然いっぱいの中ですることで積極的、前向きな気持ちを得られそうだから。
- ・病院では若いにくい自立への意欲や、社会性の獲得などが得やすい機会だと思うから。
- ・お互いの立場で、戦っていくことに励ましくなる。
- ・周囲の人々の病気に対する知識、理解が深まるまでは共感が必要だと感じた。
- ・子どもの心の支えになる。
- ・いろんな立場の人が集まって、皆で病気や命や人生について考える場所が必要。
- ・病気を持った子どもたち同士がゆっくりと話せる機会があったらよいと思うから。
- ・家族でよい時間を過ごす。旅をさせてあげたい。

④キャンプが必要でないと思う理由

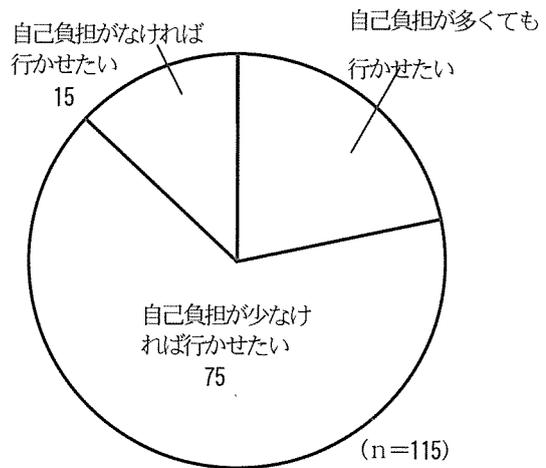
(複数回答)



その他
・家族の経済的負担

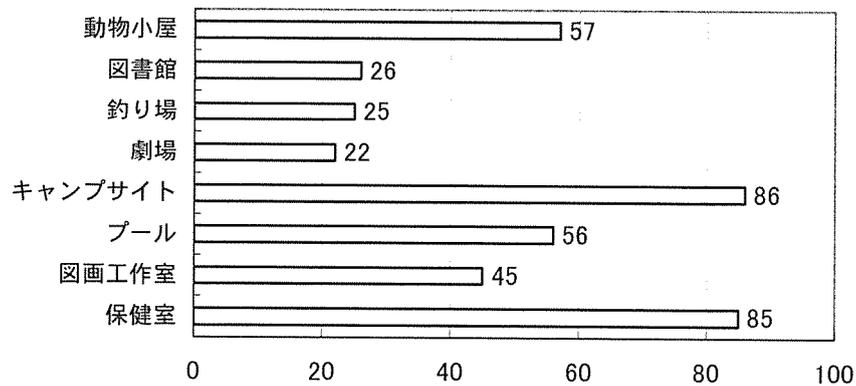
⑤あなたが知っている子どもをキャンプに

行かせたいと思いますか



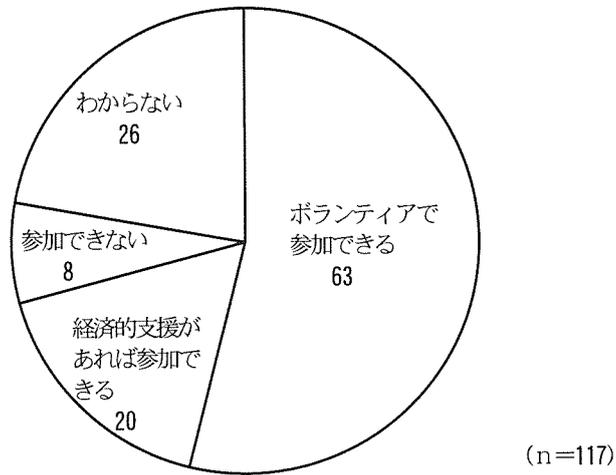
その他
・治療優先になりやすいがバックアップがあればともよい

⑥キャンプにはどのような施設が必要ですか(複数回答)



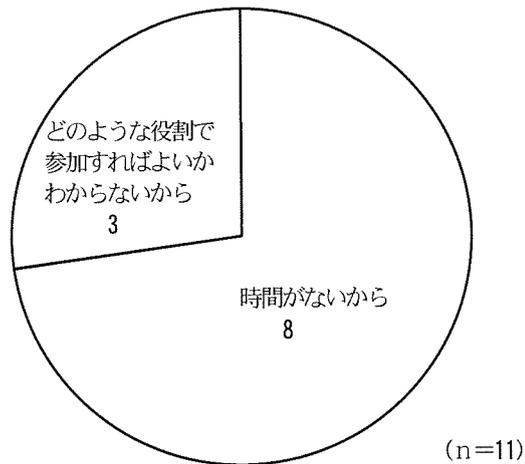
その他
 ・手術を受けたり、病気そのものによって外観上の変化をきたした子どもたちは一般のプールでは中に入ることができない(ためられる)と思う。
 ・体育館 ・セミナー棟 ・牧場
 ・もし池や湖があるならボートに乗ったり水遊びできるところ。
 ・施設ではないのですが、場所柄種動手段が少し心配です。
 ・全部

⑦あなた自身参加できますか？



その他
 ・仕事との時間調整がうまくつけば
 ・なんとかしたいと思います。

⑧参加できない理由



⑨キャンプについての意見

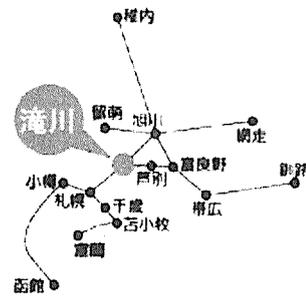
- こういった施設が全国各地にできればと思います。
- 北海道というのは、夏は湿気が少なく、気候的にも良いと思います。
- 日本にもこのような施設ができるのは素晴らしいことだと思います。

- 子どもをケアする家族に精神的・経済的な負担がつかからないようなシステム運営をお願いします。
- 治療を離れて集団生活を送ることが子どもにとっての自信につながり、エネルギーになる。
- 病児をただ楽しませるだけでなく、キャンプというのは、こどもの視野を広げて思わぬ発見なども多いと思います。ぜひできるといいなと思っています。
- 夢のような企画を本当に嬉しく思います。私にできることはやりたいと思います。どうかがんばって実現させてください。
- 北海道の次は九州、沖縄で。
- それまで家庭の中に残されていた兄弟もこれらの時間の中から元気になってほしいと願います。
- 私自身田舎で自然の中で育ったので、そのような環境で過ごすことの大切さを強く感じます。素晴らしい試みだと思います。
- 病気に対する考え方が米国とは異なるので、大変なことは多いと思いますが、こういう施設があれば、笑顔になれる子どもが増えると思います。医療界のみならず、一般社会への広報も元気づけてください。将来医者になります。こういう施設ができることを覚えておきます。
- キャンプの参加している子ども達の姿を見ていると、とても有意義なものだと思いますが、キャンプにも参加できない思い病気の子ども達にしてあげることはなにかと考えさせられます。
- できるだけ多くの患児が参加できるよう努力する必要があると思います。人、資金、社会的サポート等の面で。
- 私の勤務する病院にも毎年サマースクールを開催していますが、サマースクールを行う上で、このようなキャンプができることを強く望みます。入院生活では見せない子ども達の生き生きとした顔が忘れられず、私の励みにもなっています。
- 全国から参加できるような経済的支援基盤が必要だと思います。
- 病気の子もたちの希望のひとつになってもらえるといいとおもいます。
- 亡くなった子もたくさんいるのが現状で、そこが複雑。
- 北海道までの距離が長いので、移動手段は考えなければならぬと思います。(耐えうる状況であることが必要であると、対象の範囲は限られるでしょうか) 自分も学生時代から北海道を一人旅してまわり、素晴らしさをわかっているので実現できるように期待します。ご協力いたします。

(別紙) キャンプ概要

■実施期間及び場所

- ・期間:平成17年2月26日(土)~28日(月) 2泊3日
- ・場所:北海道滝川市丸加高原伝習館



■ねらい

- ・病気とたたかう子どもたちに自然の中で楽しい時間を過ごしてもらう。
- ・プロモーションビデオの撮影を行う。
- ・実際に子どもたちを招待し、冬キャンププログラムのシミュレーションを行うことで、実現に向けた具体的な検証を行う。

■実施体制

- ・主催:そらぶちキッズキャンプを創る会
- ・協力:滝川市、滝川市医師会、(社)日本公園緑地協会
- ・協賛:全日本空輸(株)(ANA)、森永乳業(株)、滝川自動車運輸(株)、(株)北葉楼ほか

■参加者

- ・参加条件 小児がん survivor。治療中でも主治医の許可が得られた者は参加可能。
- ・人数 18名(8歳~26歳)
- ・参加負担金 無料 ・その他 家族の付添無し

■プログラム(予定)

2/26(土):1日目

最寄り空港 集合・出発	12:00 ~ 空港到着 昼食	13:30 ~ バス移動	17:00 オリエンテーション アイスレク	18:30 夕食 入浴	20:30 キャンド ルチャット	22:00 就寝
	新千歳	バス	伝習館			

2/27(日):2日目

7:00 起床 朝食	9:30 そらぶち 冬プログラム①	12:00 昼食	14:00 そらぶち 冬プログラム②	16:30 自炊 夕食準備	18:00 夕食 入浴	20:00 キャンド ルチャット	22:00 就寝
伝習館	丸加高原ほか	伝習館	丸加高原ほか	伝習館			

2/28(月):3日目

7:00 起床・朝食	9:00 カンパニ ケーション	10:00 ~ 宿舎出発 バス移動 昼食(弁当)	14:00 お土産購入 空港出発	17:00 最寄り空港 到着・解散	「冬プログラム①②」 ・そり滑り ・スノーモービル ・雪合戦、雪上サッカー ・歩くスキー など		
伝習館		バス	新千歳空港				

■運営体制(サポート体制)

今回のキャンプは、以下のような運営体制(サポート体制)で行います。

○グループサポート

プログラムにおいて参加者(子ども)は、基本的にグループで行動します。そのグループ内に入り、参加者(子ども)の活動に対して、一緒に行動し、必要になれば適宜サポートを行います。「リーダー」「サブリーダー」と呼ばれるグループ内のまとめ役もいます。

○プログラムサポート

基本的にグループとは別行動で、事前にプログラムに必要な備品等を準備し、プログラムが円滑に進むよう様々な準備・サポートをします。

○医療サポート

医師や看護師の資格を持った人を呼びます。グループ内で活動する人や全体を見守る人がいます。緊急時には、その専門性を活かした判断を行います。「医療ディレクター」と呼ばれるキャンプでの医療の責任者もいます。

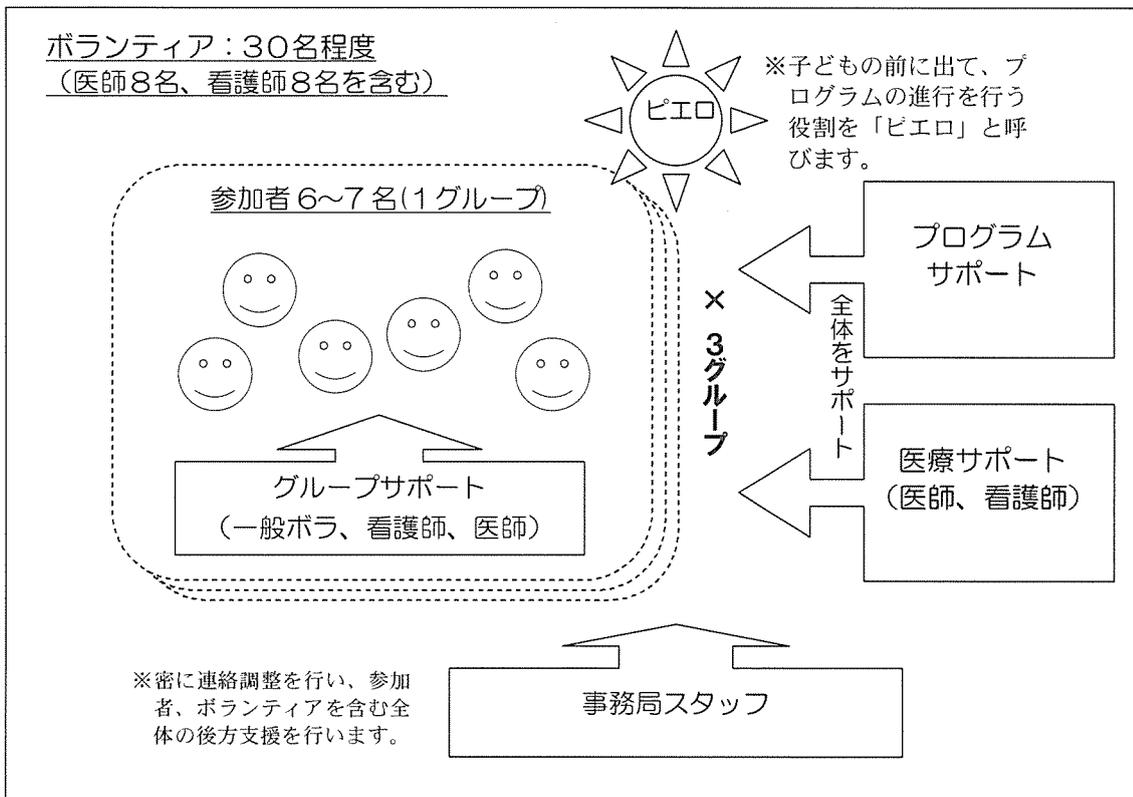
○ピエロ(進行役)

子どもの前に出て、プログラムの進行を行う役割を「ピエロ」と呼びます。

○事務局スタッフ

保護者や施設、関係機関との連絡調整を行います。ボランティアが活動しやすいように、後方支援を行ったり、参加者、ボランティア等を含めた全体を統括する役割を担います。

「運営体制図」



● ○ ● 調査研究報告 ⑥

第一調査研究室 栗原 茂樹

栗林公園東門周辺再整備基本設計業務概要報告

1. 目的

本業務は、平成14年度香川県で策定された「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」に基づいた動物園跡地及び東門周辺の機能の整理と、これに伴う施設空間の基本設計並びに公園東端の外堀に隣接する国道11号の歩道改修整備の基本設計を行うものである。

動物園跡地及び東門周辺では、かつて桜の馬場、萩御門等の文化財の存在していたことが確認されており、これを保全・再整備しつつ、公園としての利便性・快適性を図るための駐車場や物産館等のサービス施設の整備も含めて、特別名勝の庭園にふさわしい環境の創出を目指す。

東門北側の外堀に隣接する国道11号の歩道の改修については、歩行者・自転車の安全性・快適性の他、文化財の保護、公園の環境保全、道路景観の向上等総合的に検討するとともに、動物園跡地の整備と併せて行うことにより、東門の南側も含めて、安全・快適でかつ緑豊かな環境づくりを目指す。

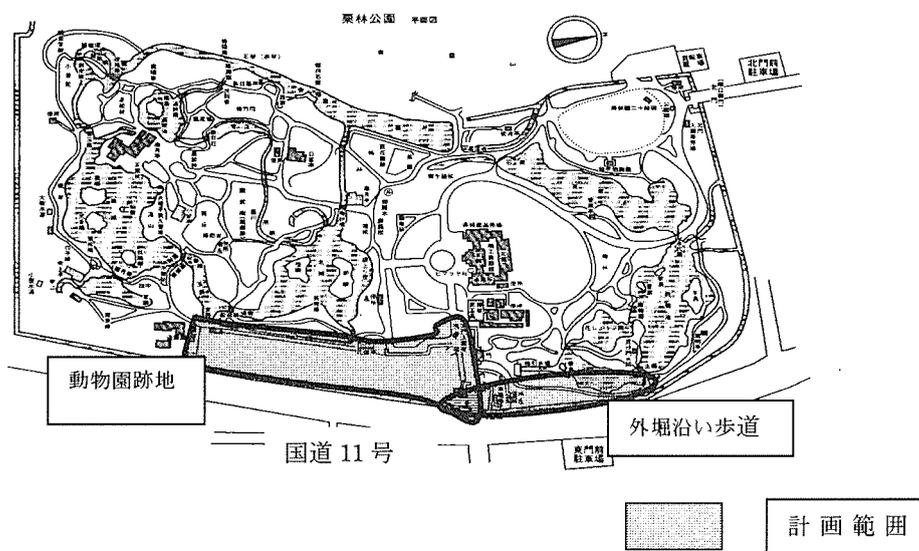
2. 進め方と内容

(1) 進め方

業務の遂行にあたっては、井手久登委員長（東京大学名誉教授）以下学識経験者及び、行政担当者の構成からなる「栗林公園東門周辺再整備検討委員会」を組織し、検討を行った。

(2) 内容

- 1) 栗林公園動物園跡地整備基本設計
- 2) 公園東側の外堀沿いの歩道を公園のアプローチ歩道としてふさわしいものにするための修景整備
- 3) 東門周辺の玄関機能充実のための動線整理と景観整備
- 4) 道路整備計画及び基本設計



3. 検討結果

(1) 動物園跡地整備計画

- 1) 駐車場は、栗林古図（弘化元年・1844）等の絵図に描かれた松林を参考に駐車区画に松の植栽帯を配置し、大型バス13台、乗用車30台程度を収容する、特別名勝庭園にふさわしいゆとりのある駐車場とする。
- 2) 建築施設は、来園者休息、催事等の利用に配慮し、利用動線等を考慮した管理棟、物産販売棟、屋外便所棟を配置する。また、物産販売棟については、来園者休息、催事等の利用に配慮し、庇空間を大きくする。
- 3) 駐車場周辺部などは、庭園的雰囲気演出するため、無名図（江戸後期）等の絵図を参考に桜の馬場・萩御門、矢来垣、漆喰塀、腰石積み等を取り入れた整備を行う。

※ただし、次年度以降の発掘調査の結果によって遺構の原型が明らかになった場合は、整備内容を検討し、必要性に応じた変更を行うこととする。

(2) 外堀沿い歩道改修計画

- ・歩行者・自転車の安全性・快適性を確保するため、国道11号の中央分離帯を3mに縮小、外堀側にも50cm程度の張り出しを行い概ね3mの歩道幅員を確保する。なお、この改善策については、暫定的なものとし、将来的に予想される車道の片側2車線化が可能になった時点で、外堀の歴史的考証に基づく復元などを行うこととする。

4. 今後の課題

(1) 動物園跡地整備について

- 1) 建築施設の配置については、施設運営管理・景観等からより十分な検討を行うことが必要である。
- 2) 植栽設計については、特別名勝庭園にふさわしい駐車場とするため、庭園的な佇まいの創出とともに、緑豊かな空間の形成を目指して検討を進める必要がある。
- 3) 文化財庭園として、公園周辺の景観や環境の整備を図っていくとともに、将来的には動物園跡地の区域が持っていた空間機能を再現することが必要である。

(2) 外堀沿い歩道改修について

- 1) 今回の整備計画案は、暫定的な段階に留まっているため、長期的に見て道路、外堀等を含む、特別名勝庭園の外観に望ましい整備の在り方について検討を持続することが必要であり、そのための仕組みを作っておくことが大切である。
- 2) 公園の外観にふさわしい緑豊かな並木を形成するためには、中央分離帯のクスノキの生育環境改善を図ることが不可欠であり、そのための十分な検討を行う必要がある。

国営明石海峡公園神戸地区管理運営計画

1. 計画概要と研究の目的

国営明石海峡公園神戸地区は、中心市街地から30分程で、全域が多くの棚田やため池が残る234haの里山である。既に平成20年度の開園を目指しての計画づくりが地域の住民の参加で行われている。平成6年度の全体基本計画では、「人と自然の共生」「人と人の交流」という計画の理念が謳われ、「共生」の思想を具現化させていく場として提案されており、この理念をうけた基本方針として「里山を活かして人々が交流する場」があげられている。

既存の自然資源を活かした利用参加プログラムを考案、設定し、公園の利用活動として運営管理していくための基本的な枠組みを設定する研究であった。

2. 研究の内容

「理念、組織、財政、戦略、評価」

① マネジメントプランづくり

先進事例調査、課題点抽出、方向性の検討、
マネジメント委員会の運営

② 意見交換会の運営

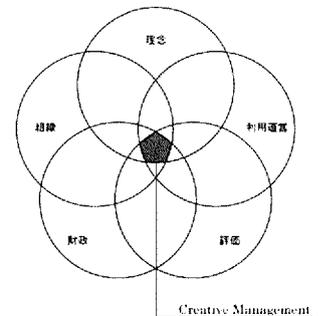
意見交換会、ルールづくりサロン、インターアクティブサロン、
マップづくりサロンの運営、活動発表会の開催、グリーンページ作成

③ 実験的イベントの開催

各種イベントの開催・記録・解析、里山活動の状況を紹介する通信紙の発行、各種活動支援、
各種活動運営、講座の開催

④ 子ども参加型公園づくりの検討

国際キャンプの準備、運営、検証、実施体制の確立、ユニセフパーク施設の基本計画



3. 研究の進め方

神戸地区では平成13年度から実験的な市民参加の里山関連講座や子ども参加型公園づくりのイベントが継続的に実施されており、その参加者たちが自主的に公園づくりについてのワークショップを「サロン」という名で行ってきている。その活動が参加者の里山への理解を深め、参加者同士のつながり、広がりを受けてきている。

これらの参加活動のレベルをさらに高めて、公園の利用活動として確実に取り込み、一般の公園利用者に対してもアメニティ及びサービスを提供できるまでに発展させることが望ましいと考えた。このため、利用者が利用者の枠を出て事業者として活動できることを目指して事業の組み立てを行うことを支援するとともに、利用者が主体的に公園運営に参加できる仕組みを目指して検討を進めることとした。

手法としては、多くの意見を直接議論させて納得による合意形成をはかるとともに、活動を体験しながら実際的な管理運営の方法を見いだしていく「アクション・リサーチ」と呼ばれる手法をとることとした。

4. 研究の成果

① 将来の公園運営への協力

実験的なイベントを重ね、地域や公園に関心のある人達がレベルアップしてきており、参加者同士、関係者との意志疎通については向上してきている。将来の公園運営への協力について、個々の活動の内容、規模、レベル、課題が確認できた。

② 事業化への課題抽出

林相設定、維持労力、変化対応など里山を守ることの難しさや収益性など事業化への課題もはっきりと把握できた。

これらの課題の把握により、実際に事業化を進める時点での安易な管理への参加や事業の失敗の確率は少なくなってきたと考えられる。

③参加型レクリエーションの供給ボリュームの確認

公園全体の利用ボリュームに対して、現状で供給できる参加レクリエーションのボリュームについて把握できたが、量的な不足感が否めない。

一般利用者に対しての参加、サービスに対応できる量の利用メニューを創出する必要がある。



④イベント開催技術、里山管理、活用ノウハウの獲得

実験的イベントの開催や講習会の開催により、市民の技術力が向上している。

⑤国営公園としての住民参加の手法確認

地域で活躍している住民参加の熟練者に運営を依頼して進めているが、国営公園としての住民参加の手法確立には至っておらず、手探り状態のままである。手法の開発には時間がかかり、個々の状況で対応を検討する部分が多いことが分かった。



5. 今後の課題

参加型レクリエーションの供給ボリュームの確保と各種利用参加者のまとめ方や公園機能としての運営について、枠組みをはっきりさせる必要がある。開園時の公園の管理運営の姿（形態、施設、運営、財政など）を計画時点の委員や県、市、一般利用者などに合意形成を行う必要がある。

市民参加の方法での計画、事業の進め方について、開園に向けての時間的な制約、法的手続き上の制約を見定めた上で、早期に現実的な計画決定手法のフローとスケジュールを決定していく必要がある。



● ○ ● 調査研究報告 ⑧

第二調査研究室 加藤 数彦

琉球歴史回廊構想管理検討業務について

1. はじめに（調査の背景、目的）

琉球歴史回廊構想は平成8年度に沖縄開発庁（当時）の沖縄政策協議会で提案され、平成14年度に策定された沖縄振興計画の観光部門にも位置づけられている。

琉球歴史回廊構想では歴史文化観光のネットワーク等による国際観光の拠点形成と国際的な交流拠点の形成を構想し、沖縄らしい誇りある風土形成を図ると共に、次世代の地域づくりに繋げていくことを目指している。

I. 「琉球歴史回廊」とは

「琉球歴史回廊」は地域を街道、ルートといった空間、時間のネットワークだけでなく、これらを包括した幅広い概念として定義している。

琉球列島（鹿児島県奄美諸島から沖縄県先島諸島まで）は琉球王国という独立国家を形成していたため、わが国の中でも独特の歴史性を有しており、また、島嶼のため閉鎖性と解放性を併せ持った個性的で魅力的な歴史文化圏を形成しており、「琉球歴史回廊」共通する歴史文化的一体性により結ばれた共通する歴史文化的一体性により結ばれた全体の広がりとなつたつながりを指す。

「琉球歴史回廊」を実現するにあたり重点的に連携を図る地域として13箇所のテーマ拠点を選定しており、また、各拠点の連携を図るため時代性やテーマ性を考慮し、モデルルートとして「テーマ歴史回廊」を選定している。（図-1）

II. 「琉球歴史回廊構想」とは

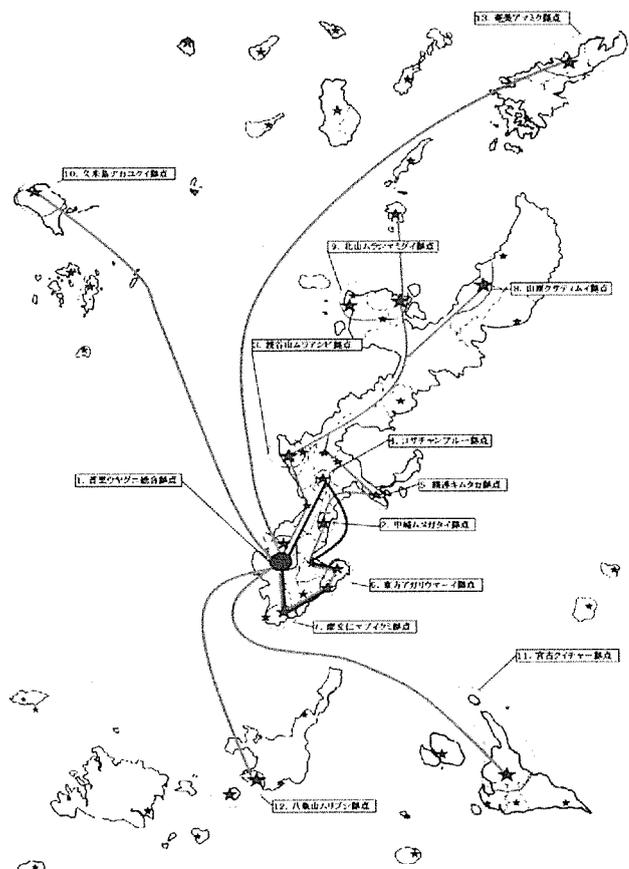
「琉球歴史回廊構想」は「琉球歴史回廊」を推進するための方策として「琉球歴史回廊構想推進事業」（以下推進事業という）の募集を行っている。

推進事業とは国をはじめ県、市町村、民間事業者に対し核となるハードならびにソフト事業の募集を行い、応募事業に対し、「事業主体の適格性」、「事業（計画）の熟度」、「事業内容の適合性」により審査を行い、事業認定を行っている。

事業認定されることにより、以下の効果が上げられる。

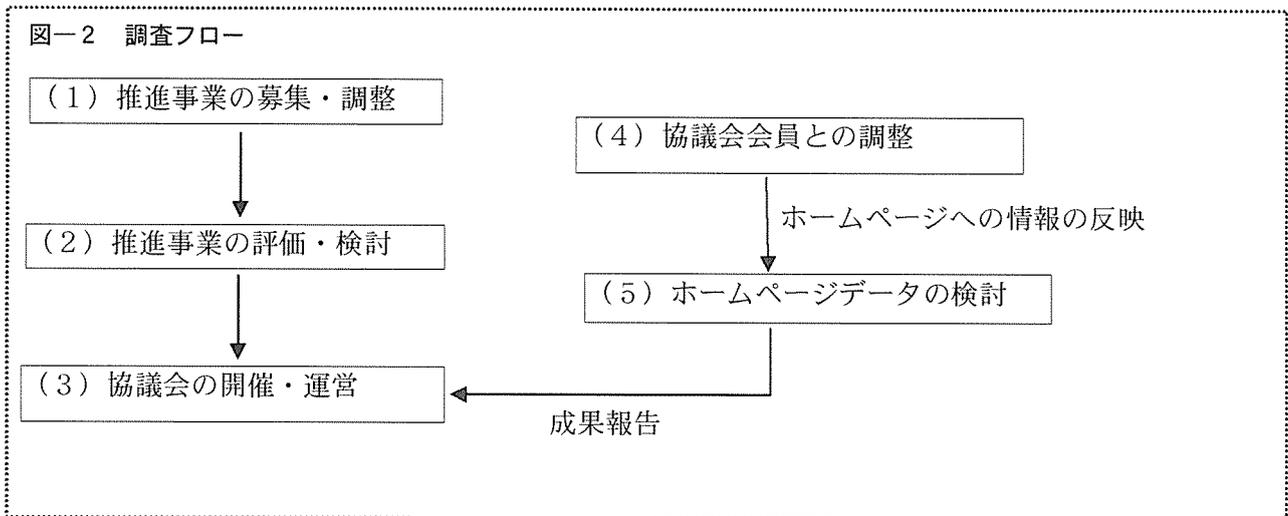
- ①事業に連携や情報の共有化により、歴史・文化を背景に持つそれぞれの事業のテーマ性のある一体的な地域づくりへの発展
- ②ホームページなどを活用した各事業の活動状況のPR
- ③推進協議会への加入による関係者間の情報交換
- ④新規事業採択時や予算等の優先的配慮及び重点的配分事業評価、意匠水準に関する協議会等の技術的助言

図-1 琉球歴史回廊拠点位置図



2. 調査方法

平成13年度に実施された「琉球歴史回廊構想推進実施業務」において、琉球歴史回廊構想推進協議会（以後、協議会）が創設された。「平成15年度歴史回廊構想管理検討業務」では平成14年度に引き続き協議会を円滑に運営しながら、各地域との連携をいっそう強化して同構想を推進していくための以下フロー図に基づき調査を実施した。



(1) 推進事業の募集調整

平成13年度より「琉球歴史回廊構想推進事業」（以後、推進事業）の募集・認定制度がスタートし、平成13年度は22件、14年度は2件の事業が推進事業に認定されている。

今年度も引き続き推進事業の募集を国をはじめ県、市町村、民間団体等に対して実施した。

また、募集に先立ち、推進事業に関する市町村向けの説明会を開催するとともに、前年度認定にいたらなかった事業に対して、再度応募にむけての指導・助言を行った。さらに、必要に応じて協議会窓口として事業化に向けた相談を受け、対応した。

(2) 推進事業の評価・検討

応募した事業を審査するための資料整理を行った。

整理にあたっては、各事業の円滑な事業化が前提となるため、以下の3つの視点から整理を行う。

- ・「事業主体の適格性」
- ・「事業（計画）の熟度」
- ・各事業は本構想のテーマ性にどのように合致するのか「事業内容の適合性」

本構想の検討の過程で示されたテーマ拠点やテーマ歴史回廊は、必ずしもこれでなければならないという性格のものではないが、本構想を推進するにあたっての指針となるものである。

(3) 協議会の開催・運営

平成13年度に設立された協議会は、今回で3回目の開催となるが、構想全体を推進する仕組みはまだ確立されていない。本構想の最終的な目標は、歴史資源を活かした地域づくり、観光振興であり、長期的な取り組みが必要と考えられる。また、昨年の協議会において、中長期的な目標、計画作りが必要との指摘を受け、現状をふまえた計画の見直し、仕掛け作りが課題となっている。

昨年度協議会では、事務局報告の他、各会員からの事業報告及び今後の歴史回廊の方向性や連携を図るための仕組みについて自由討議を行ったが、今年度は、アドバイザーを中心とした討議とすることで、本構想の総括的な議論を行うことにした。

(4) 協議会会員との調整

協議会規約第6条の「会員の責務」に「協議会員は、各事業の進捗状況を事務局から提示する様式に沿って、毎年一回報告しなければならない」と規定されている。その規定に基づき、事業進捗状況を確認するための資料を作成し、会員に対し情報提供を依頼した。

1) 調査期間・収集方法

進捗調査を今年度は、6月と協議会開催前の2回実施した。

第1回調査：平成15年5月26日～6月20日

第2回調査：平成16年1月30日～2月12日

調査は進捗様式の郵送による発送後、希望する担当者に電子メールによる様式データの提供を行った。

第1回調査では、本構想の今後の進め方を検討するため、推進事業に関する要望なども含めた次の目的に沿って調査を実施した。

①基本情報

申請時の情報に関し、進捗率と変更を確認する。

②琉球歴史回廊構想推進事業後の効果、活動

各事業の情報を収集し、会員間の情報共有化を図り、事務局が事業支援を行う参考として活用する。

③各事業との連携関連

協議会で提案された検討部会や担当者の勉強会開催等、会員の要望を収集し、参考資料とする。

④琉球歴史回廊の推進に関して

推進事業の募集や一般への広報について意見を収集する。特にホームページに関しては推進事業の広報面などの充実に向け、検討資料とする。

また、第2回調査では、平成15年度の事業進捗率及び今後の課題について確認を行った。

(5) ホームページデータの検討

平成13年度、琉球歴史回廊構想のホームページが開設され、本構想に関する広報や各拠点にある歴史資源の情報発信を行っている。平成14年度には、同サイト内に推進事業及び協議会関連ページが新たに開設された。今年度は継続して、同ホームページの管理運営を実施した。

3. 調査結果

(1) 推進事業の募集調整

今年度は以下の4事業から応募があった。このうち読谷村の世界遺産周辺整備事業は、3箇所の事業が一括申請された。

1) 主要地方道宜野湾北中城線道路改良事業（沖縄県土木建築部道路建設課）

2) 勝連城跡周辺整備事業（勝連町都市計画課）

3) 座喜味城跡の周辺整備事業（読谷村建設経済部商工水産課）

4) 首里城公園ライトアップ（(財)海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター事業課）

(2) 推進事業の評価・検討

本構想の検討の過程で示されたテーマ拠点やテーマ歴史回廊は、必ずしもこれでなければならないという性格のものではないが、本構想を推進するにあたっての指針となるものである。よって、申請された、それぞれのケース毎に審査する必要があった。

申請のあった4事業については「事業主体の適格性」、「事業計画の熟度」、「事業内容の適合性」のいずれの評価についても十分認められ、本構想認定事業に認定された。

(3) 協議会の開催・運営

(4) 協議会会員との調整

アンケート結果については以下のとおり整理した。

1) 認定効果

認定している24事業のうち、認定効果があったと回答したのは2事業であり、効果としては

- ・事業PRが促進された。
 - ・国、県との情報提供、協議のがしやすくなった。
- があげられている。

回答	個数
i ある	2
ii なし	21
無回答	1

回答	個数
i 設置は必要	2
ii 今後、設置を検討すべき	9
iii 必要なし	7
無回答	6

2) 検討部会の必要性

テーマ拠点内の事業連携、ネットワーク事業、サイン事業をテーマとした連携のための検討部会の設置について認定24事業のうち11事業から設置が望まれている。

3) 勉強会の必要性

会員間の勉強会の必要性については10事業において「必要」、「いずれ必要」が10事業とほとんどの事業担当者から勉強会の実施が望まれている。内容については「各事業間の情報交換会」、「補助事業の情報」が必要とされており、連携体制作り、情報交換の場の創出が望まれている。

回答	個数
i 各事業の情報交換会	17
ii 補助事業の情報	10
iii 技術的な指針に関する情報	3
iv 歴史・文化の勉強会	8
v その他	0
無回答	5

(5) ホームページデータの検討

今年度は、平成14年度に認定された推進事業2件及び協議会情報のページを製作した。推進事業の紹介は、平成13年度認定事業と共に一覧形式、地図画面で表示する。平成14年度協議会は、新たに選択画面を作成し、既存の13年度協議会画面と併せて閲覧できるようにした。また、協議会会員やその他本構想に関連のある機関と、相互リンクを行うため、リンク集のページを作成した。

回答	個数
i 勉強会は必要	10
ii 必要なし	4
iii 現在必要ないがいずれ必要	10
iv すでに開催	0
無回答	0

ホームページのアクセス件数は、12,390件（平成16年3月9日現在）となっており、平成13年10月の開設以降、少しずつ増えていることが分かる。

情報広場（掲示板）の利用件数を整理したのが以下の表である。

□ 情報広場の利用件数 (件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	前年比(増減)
アクセス件数	3,000	7,230	12,390	+5,160
情報広場(地域情報)	25	27	41	+14
情報広場(感想)	14	14	11	-3

注：平成13年度のカウント数：平成13年10月～平成14年3月。平成14年度以降は各年4月～翌年3月まで。投稿件数は事務局投稿分（読者への回答）を含む

4. 考察

本構想は沖縄振興計画に位置づけられているが、認定事業に対し明確な支援施策がなく、県、市町村、等の認定団体に事業の推進が委ねられている。

このため、募集件数は減少傾向にあり、認定事業に対する支援策を検討する必要が求められており、今後、本構想を推進することの効果が明確となるケーススタディを実施する必要がある。

また、事業認定については主に公共団体が実施するハード（道路、港湾、公園等）事業を想定された認定基準となっており、NPO等民間団体が実施しているソフト事業の事業認定に対する基準づくりが求められる。

現在、会員間の連携については事務局が主体となり実施しているが、会員相互が主体的に連携を構築し、また、会員外との連携も

平成9年度の構想策定から8年が経過しており、推進事業が実施されてからも3年を経過することから改めて内容や将来像の見直しを行い、本構想を推進していくことが必要となる。

◎ 特別調査報告

本稿は、当協会の自主研究の一環として行われた『緑のバトン～「みどりとオープンスペース」に関する有識者等アンケート』について、本調査研究を主導していただいた松本守研究顧問から寄稿されたものである。

緑のバトン～「みどりとオープンスペース」に関する有識者等アンケート

□ 調査主旨

2005年2月にはCO₂の排出量の削減を掲げた京都議定書が発効された。「21世紀は環境の時代」といわれる程、広く一般に「環境」に対する認識が広がったと考えられる。

また、2004年6月には、景観三法が公布され、公園緑地行政においても大きな転換期をむかえており、「みどり」に係る公的機関、企業に留まらず、幅広い分野での「みどり」への意識の向上、および参画が求められている。

そこで、当協会では、「みどりとオープンスペース」の現況を踏まえ、現在実施されている国及び地方公共団体の施策の認知度及び今後実施すべき施策について市長、有識者、企業の認識の把握を行うことを目的として行った。

被験者は、政令指定都市、県庁所在都市等の市長（96市長）、大学関係者、マスコミ関係者、弁護士等の知識人、企業経営者等の有識者、および金融・保険業、建設業、エネルギー関連業、IT関連業等の企業とし、調査をおこなった。また、市長については、「みどりの日」にちなんで、インタビュー形式で行った。

□ 調査時期 2004年4月

□ 調査対象及び調査協力者

- 全国96市の市長
- 産経新聞社48総支局長
- 企業47社（送付先113社）
- 有識者117人（送付先141人）

□ 96市の人口規模別内訳＝4分類

《政令指定都市＝12市》（人口80万人以上）

札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、神戸、広島、福岡、北九州

《中核市など＝21市》（人口30万人以上70万人以下、西宮市と那覇市を含む）

秋田、郡山、宇都宮、八王子、静岡、浜松、新潟、長野、岐阜、富山、金沢、奈良、西宮、姫路、和歌山、岡山、福山、松山、高松、高知、那覇

《中規模市＝28市》（人口30万人未満10万人以上）

青森、弘前、盛岡、山形、福島、前橋、水戸、草加、我孫子、立川、平塚、小田原、甲府、三島、多治見、福井、小松、伊丹、津、宇治、大津、生駒、明石、鳥取、松江、宇部、呉、山口

《小規模市＝35市》（人口10万人未満）

花巻、大館、気仙沼、寒河江、沼田、日光、古河、豊栄、佐久、富士吉田、浜北、滑川、江南、武生、名張、八日市、舞鶴、亀岡、綾部、京田辺、加西、洲本、橋本、豊岡、篠山、倉吉、出雲、三原、新見、阿南、中村、鳴門、西条、善通寺、名護

● 『オープンスペース』『景観』ともに 10 年前より大幅に改善

インタビューはエフシージー総合研究所、産経新聞社の協力のもと、平成 16 年 4 月、産経新聞社総支局網を利用して、96 市の市長に対し行った。

インタビュアーは総支局長で、主な質問項目は 2 点。

1 問目は、「10 年前と比較して、公園の整備や郊外の里山整備などの『緑とオープンスペース』は、どう変化したか。また、『緑とオープンスペース』を整備、充実させるためにどんな施策を行っているか」。2 問目は、「10 年前と比較して、街並みなどの都市景観や郊外の自然景観はどう変化したか。また、どのような『景観』施策を進めているか」で、これにより、各市の景観施策への取り組みについて調べた。

このほか、調査を行った時期は、たまたま、「景観法」など景観緑 3 法が国会で審議中であったため、各市長に対し、今後の景観行政を進める上で国への期待、注文についても、フリーアンサーの形で聞いた。

この結果、『緑とオープンスペース』『景観』とも、10 年前と比較して、「良くなった」が 6 割を超え、「変化なし（前と同じ）」と合計すると 8 割を超えていることが分かった。この期間中、不況により各市とも開発が抑制されていたという点のある程度、割り引いたにしても、各市の取り組みの成果が大幅に上がったためと評価できる。

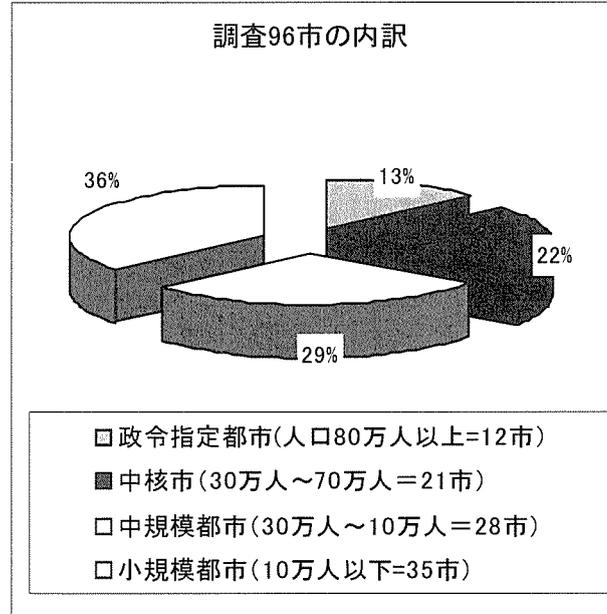
『緑とオープンスペース』『景観』の維持、向上については、各自治体とも、地域の特性を生かした様々な工夫を凝らしている。

これまでの箱もの中心の公園造成、景観整備に代わって、市民参加型の街づくりがあちこちで見られたのがその一つだ。

地域の歴史を再発見し、観光による町おこしにつなげ、街の賑わいの復活というパターンも目立った。

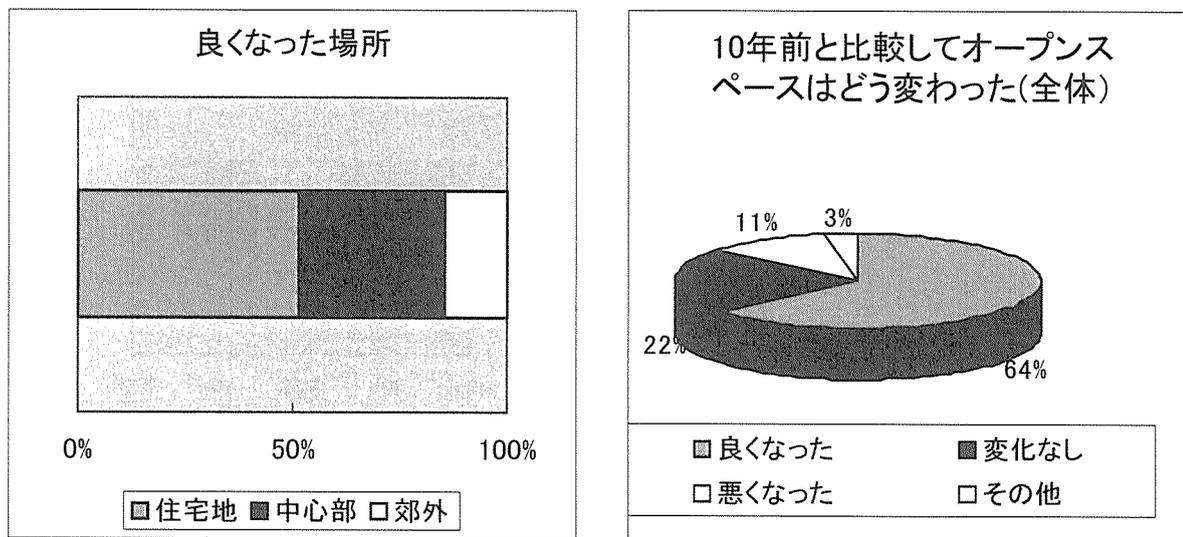
その一方で、ピンクちらしの氾濫、後継者難による里山、森林資源の荒廃などの問題も浮き彫りとなった。

以下、96 市を政令指定都市、中核市、中規模市、小規模市の 4 つに分け、それぞれの人口規模グループ別での『緑と空間』『景観』の現状と課題を分析した。



① 《全体 96 市＝緑とオープンスペース》

● 住環境の整備と市民参加が柱



96 市長に 10 年前と比較して、公園整備や里山の保存など「緑とオープンスペース」の現状は、どう変わったかを聞いたところ、①「(10 年前と比較して) 良くなった」64%②「変わらない」22%で、③「悪くなった」は 11%にとどまった。

96 市を人口規模別に 4 グループに分けた場合、政令指定都市では「良くなった」が 43%にとどまり、逆に、「悪くなった」は依然として 29%の高い水準にとどまっている。これに対し、他の中核市、中規模市、小規模市では「良くなった」「変わらない」が 85%以上を占め、緑とオープンスペースは、10 年前と変わらず、十分に保持されていると、市長たちは自負している。

また、市内を「住宅地」「中心部」「郊外」の 3 ブロックに分けたとき、どこが最も良くなったかを聞いたとき、「住宅地」の回答が、全体の半数を占めた。

オープンスペース確保のキーワードは、市民参加、高齢化、里山保全だ。

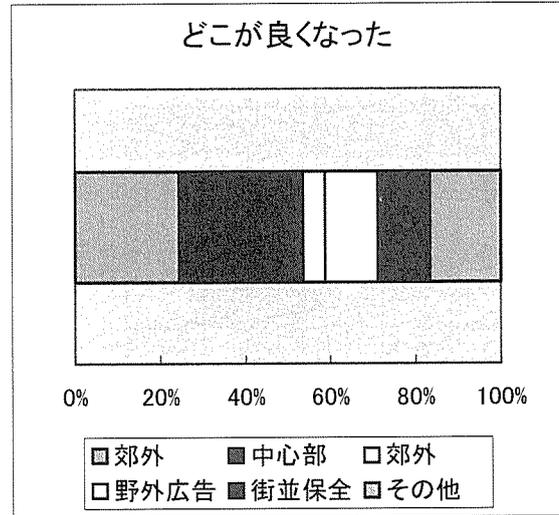
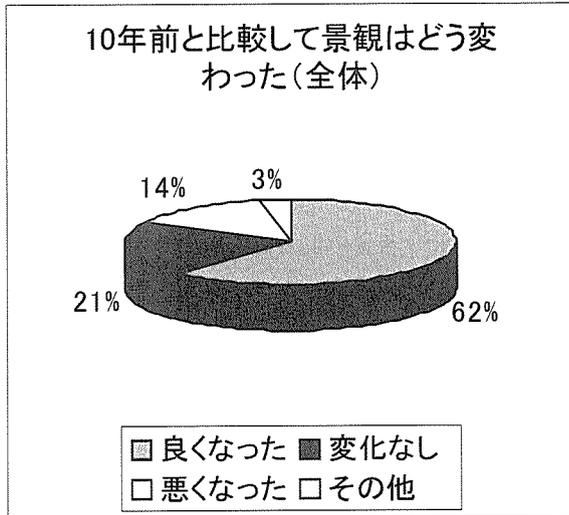
その中で、もっとも頻りに市長たちの口から出た言葉が、「市民参加」。市内の一斉清掃、植樹祭などのイベントへの市民参加、花壇整備などのボランティア活動、公園の運営を NPO などに任せる里親制度の実施、企画設計から市民代表が参加する公園造りなど、様々な試みを取り入れられている。

また、各市とも高齢化と過疎対策が深刻な問題になっており、地域コミュニケーションの場として、公園を再設計し、ベンチ、トイレを高齢者に合わせて造り直すなどの動きがみられた。

里山の保存では、都会型都市では土地の買い上げや借り上げによる保全作業が進められている。一方、田園型の都市では、森林資源の保護を、地場産業の振興や雇用確保と結びつけて議論するケースが目立った。里山や森林資源の保全では、土地所有者の協力が欠かせないため、税制面や規制緩和についての国への要望が多かった。

② 《全体 96 市＝景観》

● 景観の悪化は一服状態



96人の市長に、10年前と比較して「景観」がどう変化したかを聞いたところ、①「良くなった」62%②「変化なし（ほぼ同じ）」21%③「悪くなった」14%で、「緑とオープンスペース」の設問と同様に、各市の「景観」は、10年前と比べて守られているか、あるいは、良くなったとの自己診断を市長たちは下していることが分かった。

しかし、96市を4グループに分けた場合は、違いが明確になる。人口80万人以上の政令指定都市では、10年前と比べて悪くなったとの答えが、12市中1市にとどまり、景観悪化には、一定の歯止めがかかったとしている。これに対し、それに続く、10万～30万人までの中核市では、「悪くなった」が全体の3割に当たる6市に上った。中核市では、人口と開発の集中が続き、盛り場におけるピンクちらし、郊外での派手な看板の乱立など、景観の悪化が無視できない状態になっていることが明らかになった。

共通の傾向として、この10年間、工場誘致などの大型開発の誘致ができなくなった自治体が、視点を変えて、街並みを整備し、地場産業としての観光開発に乗り出している。これが景観施策と結びついて、環境改善につながったというケースが多数見られた。

また、街づくりにあたっては、市民やNPOとの協働作業が各地で進み、イベントの開催や捨てる看板や電柱広告ビラの簡易除却などで効果を挙げている。

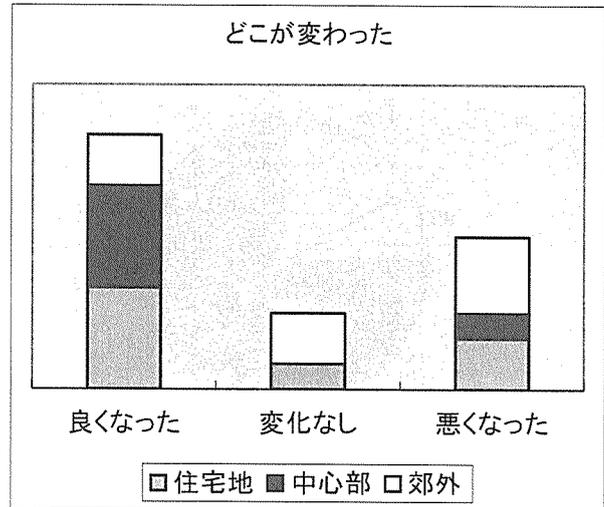
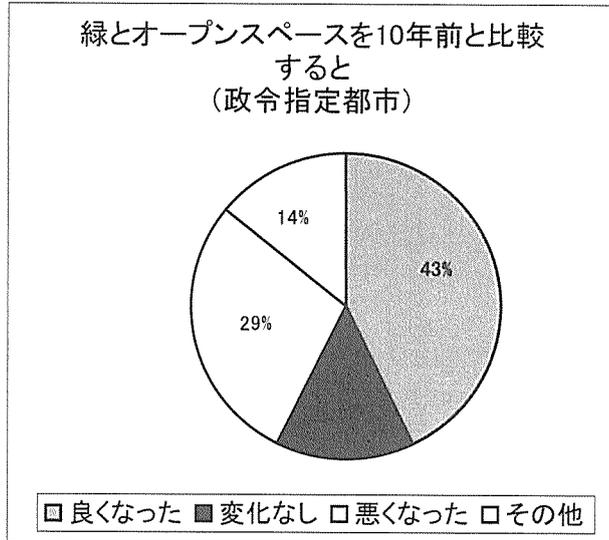
その半面、不況によるホームレスの増加、盛り場でのピンクちらし、客引きの外国人女性の増加、駅周辺での放置自転車、過疎化による商店街の空き店舗対策などの景観問題も全国に拡大した。

合併問題が現在進行中の市も多く、都市型景観の問題から、農村部を抱え込み、森林を含めた自然景観とこれまでの都市景観整備とを、どうマッチさせるかについて、頭を悩ませている自治体も多かった。

全体としては、戦後ずっと続いていた開発攻勢が、不況で一服状態となっており、その分、景観が守られたということもできる。

③ 《政令指定都市 12 市＝緑とオープンスペース》

● 里山の保存に工夫を凝らす



政令指定都市 12 市長に、緑とオープンスペースが 10 年前と比較してどう変わったかを聞いたところ、「悪化した」との回答が、全体の 3 分の 1 の 4 市を占めた。その他の 3 グループでは「悪化した」の回答率が 10% 以下だったのと比較すると、飛び抜けて高くなっている。

特に、緑の減少が深刻だ。「この 10 年間で、郊外での緑被率が 33・4% から 31・2% へと 2 ポイントダウンした」(横浜)、「市街化区域内に残った 8% の農地がドンドン減っていく」(川崎) などの回答があり、開発による緑空間の後退が、政令指定都市では、依然として、止まっていない。

この現状に対して、各市は緑とオープンスペースの確保に懸命に取り組んでいる。共通しているのが、植林と公園整備で、「過去 30 年間のグリーンコウベ作戦で、公園は 7 倍の 1484 カ所、街路樹は 27 倍の 45 万本に増やした」(神戸) が代表的な例。「NPO による公園管理」(仙台) など、住民との共同作業も各市で行われている。

仙台市などでは、こうした緑空間の増加が、ジャズフェスティバル、光のページェントなど市民イベントの「賑わいの舞台」につながっている。

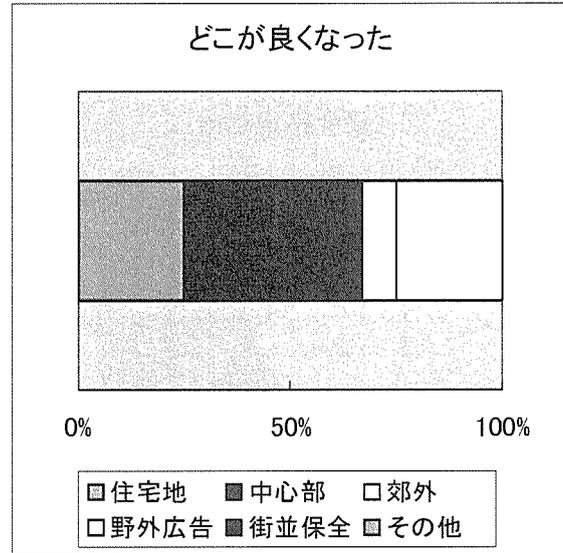
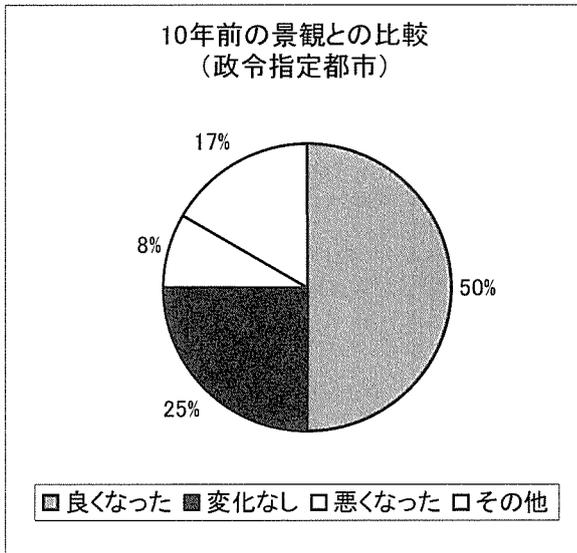
里山の保全にも共通して取り組んでいる。千葉市では、市内 25 カ所の谷津田(谷間にある水気の多い湿田)の保存に取り組み、平成 15 年には 5 カ所、16 年度には 17 カ所を地権者の了解を取って、保全指定している。

里山の保全には、地権者の理解が必要で、里山が代替わりにあたって土地の売却が行われなために、相続税の軽減(横浜、千葉、神戸)を国に要望している。

また、大都市の緑化策として、広島、川崎で、ヒートアイランド現象に対するビル屋上緑化事業として固定資産減税策が行われている。

④ 《政令指定都市 12 市—景観》

● 良くなった都市景観



「都市景観は10年前と比較して良くなったか」との設問に対し、「良くなった」との回答は、政令指定都市12市中、半数の6市を占めた。「悪化した」の1市を大きく上回り、景観の改善にかなりの手応えを感じている。

さらに、市内を「住宅地」などの5ブロックに分類し、どこが良くなったかの問いに対しては、「市中心部が良くなった」が4割を占めた。

6月に成立した景観法では、電線の地中化や屋外広告物の規制強化などの景観整備にポイントが置かれており、町づくりでは先進的な立場にある政令指定都市の実績が証明された形となった。

この中で、市街地をキャンパスに例え、「都市のデザイン」に取り組んでいるのが、横浜市と名古屋市。横浜は、昭和46年以来、都市デザイン担当を任命し、都心臨海部に「みなとみらい21地区」「山下公園」などの個性と魅力あふれる都市空間づくりを進めてきた。名古屋は、平成元年の世界デザイン博覧会を機に、デザイン都市への脱皮を目指している。

ユニークな取り組みをしているのが北九州市。官営八幡製鉄所の町として、日本有数の工業都市との印象が強かったが、「緑のルネッサンス計画」を展開して、イメージ一新に成功した。市街地の緑化、電線の地中化などの景観行政を強力に推し進め、さらに、海峡をはさんだ下関市との間で「関門景観条例」を結び、対岸同士の景観をも配慮する町づくりにも乗り出した。鉄道や自動車の車窓からの景観を整備した「花と緑の車窓景観整備事業」も実施し、この結果、観光客も大幅に増えた。

住民、NPO、企業との協力も各地で進んでいる。神戸市では、まちづくりの各分野での市民講座を統合、「こうべまちづくり学校」を平成14年に開校したほか、企業が協賛した「スポンサー花壇」も推し進めている。

しかし、開発の影響は依然として続いている。歴史的な街並みを抱えた京都府では、古い木造家屋が壊され、その跡地に中高層のマンション建設が増えている。「ピンクちらしの氾濫」(福岡)、「違法看板、放置自転車、ホームレスの増加」(名古屋)などの問題も深刻度を深めている。

⑤ 《中核市等21市—緑とオープンスペース》

● 公園整備に全力投球

人口30万人以上の中核市21市（西宮市と那覇市を含む）に、「緑とオープンスペース」の10年前との比較を聞いたところ、「良くなった」が75%で、「悪くなった」の10%を大きく上回った。乱開発に悩む中核市が、半面、都市公園の整備や里山保全に真剣に取り組む実態が浮かび上がる形になった。

郡山市の公園造りは、行き過ぎた開発への反省から出発した。東北自動車道と常磐道が交差し、東北新幹線が通過する交通条件に恵まれた同市は、昭和40年代後半からバブル期までの30年間に東北屈指の工業都市に成長した。しかし、弊害も大きく、市街化地域の緑の3割を失った。これを反省、この10年間、積極的に公園整備に取り組み、90%分の緑のスペースを回復した。

公園整備のもう一つの目的は防災。10年前に阪神大震災の現場となった姫路市では、被災地に役立った経験を生かし、10年間で、100カ所、46%分の公園を造成した。西宮市では、樹木が、民家の塀の倒壊や延焼防止に役立ったことに注目、市民への樹木プレゼントや生垣作りに助成金を出している。

また、高知市、高松市などでは、少子高齢化に合わせた公園のリニューアル作業も進めている。

公園整備などの緑の空間確保事業で、各市が取り組んでいるのが住民やNPO団体との連携。

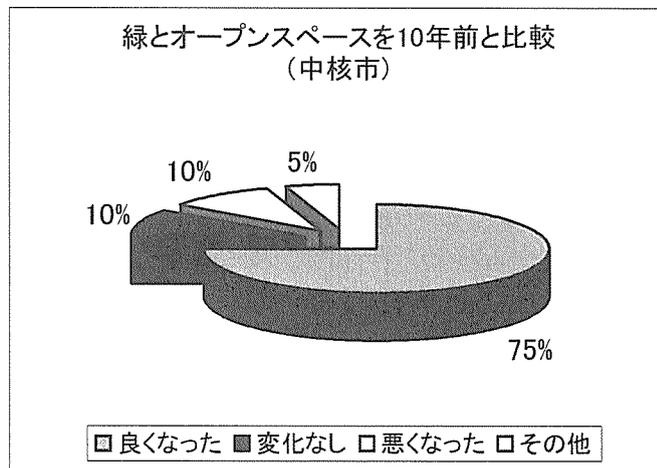
奈良市では、市内466カ所の都市公園を活用するために、「公園ボランティア制度」を作り、清掃用具や園芸用のスコップ、草花の種を貸し出している。公園を市民自身の手で整備してもらう「公園アダプト（里親）制度」は、八王子市などで採用されている。安積疎水（あさかすい）を軸とした「水と緑の街づくり」を目指す郡山市では、公園愛護協会191団体、河川愛護会35団体がネットワークを張っている。

住民による市街地の一斉清掃も各地で行われている。「住民の連帯を高め、住民の活性化にも役立っている」（秋田市）という前向きな評価もある。

ただ、こうした努力にもかかわらず、中核市の環境破壊はなお進行中だ。

八王子市は、開発されそうな土地があった場合、市が先行して用地買収をして公園化しているが、これも財政的には限度がある。「環境を守るためには、何らかの私権を制限する方法が欲しい」（八王子市）、「借地型の公園整備ができる制度が欲しい」（静岡市）などの要望が出ている。

また、静岡市、秋田市などでは、開発や農家の後継者不足で、都市近郊の里山や平地林の荒廃が目立っているが、これについて、「農地と里山を守っているのは農家。農家を続けていくことができる農業政策が欲しい」（秋田市）という意見が出ていた。



⑥ 《中核市等21市—景観》

● 景観の悪化を心配する中核市

人口30万人以上の中核市など(西宮市と那覇市を含む)に、「景観」が10年前とどう変化したかを聞いたところ、①「良くなった」42%②「変化なし」24%③「悪くなった」29%の割合となった。前ページの「緑とオープンスペース」の設問と比較して、「悪くなった」の比率が高く、景観の悪化に頭を痛めている現状が明らかになった。

さらに、「どこが悪くなったか」の設問に対する回答(複数回答)では、一番多かったのが「野外広告物」(3市)、次いで、「ビラ等による市中心部での景観の悪化」「街並みの悪化」(各2市)となっている。

悪化の内容を、フリーアンサーの中から拾っていくと、野外広告物では、「道路沿いの野外広告物が年々大胆になっていく」(富山市)、「郊外に奇抜な色や形の大型店舗や広告物が増え、周囲の里山や田圃とアンバランスになっている。色ぐらい何とかならないかと、お願いしているが」(秋田市)などの声があった。

市街地での景観整備は各市が取り組んでいる。道路の無電柱化工事、広告ちらしに対する簡易除却の推進などの施策で、特に、立て看板、ビラに対する簡易除却では、「シルバー人材センターにお願いしている」(長野市)、「簡易除却の徹底で、違反広告物が減ってきた。協力団体をさらに増やしたい」(宇都宮市)など、市民、NPOとの協力が目立った。

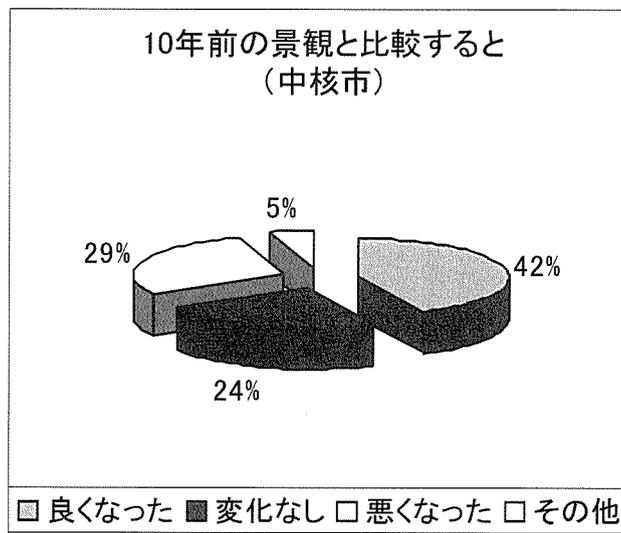
また、長野市では、「長野市景観賞」を活用。都市景観の向上に貢献のあった建築物、団体を表彰することで、街の景観維持に役立てている。

今回、目立ったのが、歴史的な街並みの保存。景観対策として、ほとんどの市が取り組んでいた。

金沢市は、「街づくりは市民の手による芸術品だ」として、昭和43年に市条例を作って、藩政時代からの歴史的な街並み保存に力を注いでいる。静岡市は旧東海道の街並みを保存するために、住民との協定を検討している。

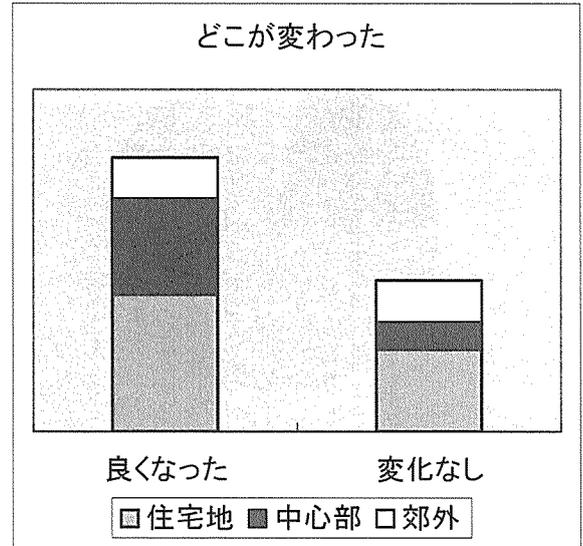
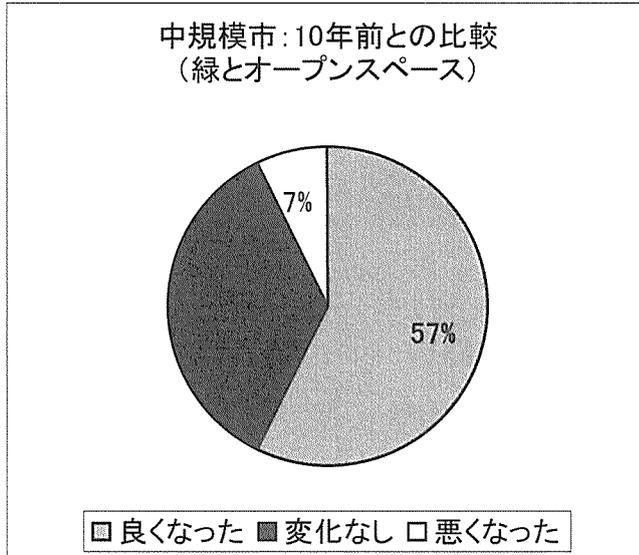
奈良市は平成15年11月、野外広告景観維持特区の指定を受け、広告物の規制を強めたほか、法蓮格子の町屋が立ち並ぶ「ならまち」での民家改修の際に最高1000万円の独自の補助金を出している。姫路市では、姫路城周辺では高さ制限をしているほか、宇都宮市では、宇都宮百景選定事業をスタートさせ、宇都宮城址などの入った百景マップを市民に配って、市民の意識高揚につとめている。

ただ、こうした動きがある半面、「この10年、街並み保存が順調だったのは、景気が悪く、新築、改築が少なかったためもあるのではないのか。景気回復したこれからが心配」(奈良市)と、今後の乱開発を危惧する市長も多い。



⑦ 《中規模市 28 市＝緑とオープンスペース》

● 進む行政、市民、企業との連携



人口 10 万～30 万人の中規模市グループに、「緑とオープンスペース」が 10 年前とどう変わったかを聞いたところ、「良くなった」57%、「変化なし」36%の回答率で、公園などの「緑とオープンスペース」は、相当程度、環境改善が進んだとの認識を共有していることが明らかになった。

良くなった理由として各市長が指摘するのが、市民との協力関係だ。

盛岡市のアンケートでは、市民の緑化への関心が高まり、7 割の市民に緑化作業への参加意思があった。呉市では、市民との協働をもう一步進め、市街地の公園造りは、計画段階から市民との市当局とでつくるワークショップに一任し、そのワークショップの運営そのものも NPO に委託している。

市民の関心を引き上げるために、いろいろな工夫も凝らしている。水戸市では、結婚、誕生、転入、入学、長寿と市役所に届け出のために訪れる市民に、それぞれの記念樹をプレゼントし、緑化への関心を高めている。

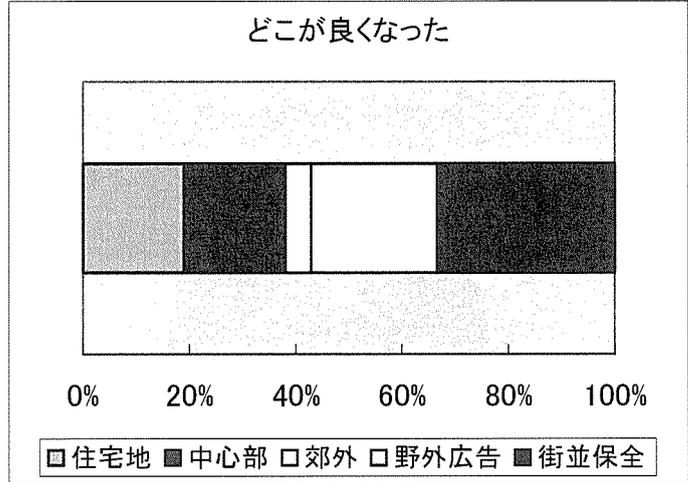
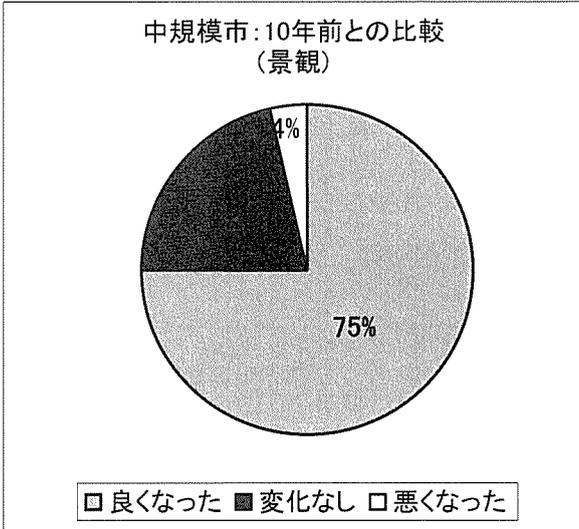
大都市周辺都市では、企業との連携も進んでいる。大手企業の工場が多い平塚市では、市当局と企業が「工場緑化推進協議会」を設立し、工場内や周辺の緑化事業を話し合い、これに、市が補助金を支出している。

ただ、こうした民間との協力関係も、財政的な裏付けがないとできないものも多く、各市長とも、国に対し、相続税の軽減や、公園用地取得の際の補助率の引き上げなどの財政支援を求めている。

規制緩和を求める声も強い。「公園が増えてくると、トイレの清掃などで、行政の力では間に合わなくなる。住民の協力が不可欠で、公園の民営化を検討している」(前橋市、津市)、「一般市民が、農地を借りて農業をやろうとしたときに、規制が多すぎる。環境保全の意味からも、規制の見直しをすべきだ」(平塚市)という回答があった。

③ 《中規模市 28 市一景観》

● 新たな景観作りに挑戦



中規模市における 10 年前との景観の比較は、「良くなった」が 75% を占めた。各市とも市街地での新しい景観づくりに取り組んでおり、その成果がアンケートでも現れた。

地場産業の再評価によって、新しい街づくりに成功したのが、陶磁器の町、多治見市。明治期の陶磁器問屋の街並みを、戦国期の茶人大名、古田織部にちなんで「オリベストリート」と命名し、町おこしに挑戦した。この試みは成功、焼き物の町として観光名所になった。さらに、副次効果として、市民の間で景観への意欲が高まり、1000 年以上も前から、燃料用に、樹木が伐採され、緑が少なかった周辺の山林にも、広葉樹の植林が始まった。

歴史都市をキーワードにしている市が多い。武田信玄で知られる甲府市は、甲府駅周辺の歴史公園、中心部から周辺の山裾沿いにある古寺を巡るルートを中心に、景観づくりを進めている。天智天皇、大友皇子の近江大津京のあった大津市は、平成 15 年、古都保存法によって、全国で 10 番目の「古都」に指定されたが、これをきっかけに、これまでの比叡山、坂本の宿などと合わせて、新たな景観づくりを始めた。

一方、東京のベッドタウン、立川市は都会型の新たな景観創造に挑戦中だ。高村光太郎、若山牧水、中村草田男ら、同市にゆかりのある近現代の詩人、歌人、俳人の句碑、歌碑を結ぶ延長 2・4 ㎞の「詩歌の道」は、市民の憩いの散歩道となっている。

また、全国各地で市町村合併が進行中で、今回のアンケート対象になった 96 市の半分の 48 市が今後 3 年間に、合併の予定を持っている。この合併の影響は、中規模市グループにも出ている。「合併後は、市の 8 割が自然公園を含めた緑地となる。自然景観と都市景観をどうやってマッチさせるかが課題」（前橋市）、「9 町村と合併後は、小さな市から農村を巻き込んだ広大な市になる。より魅力的なダイナミックな街をどうつくるか」（津市）と、各市とも新たな課題に挑戦中だ。

⑨ 《小規模市 35 市—緑とオープンスペース》

● 緑とオープンスペースの確保に様々な知恵

人口 10 万人以下の小規模市で、「緑とオープンスペース」を 10 年前と対比すると、「良くなった」「変化なし」が、全体の 9 割以上を占めた。田園型都市が多いせいか、自然環境との共生では様々な工夫もみられる。

このグループのキーワードは「森林」。

市の面積の 75% を森林が占める大館市は、「木都大館」をスローガンに掲げて、秋田杉の美林造りに力を入れている。年間 100 ㌦の間伐目標を立て、これまでに 1000 ㌦を達成。間伐した木材を使用する加工工場も建設し、地場産業の活性化にも結び付けている。

「森林文化都市」を宣言し、緑地と樹木を生かした都市づくりを目指している沼田市では、市内 8 つの小学校すべてに、「みどりの少年団」があり、1800 人の小学生団員が植林に参加している。同市は生垣造りにも力を入れている。JR 沼田駅前の河岸段丘に長大な生垣を築き、その眺めはまさに緑の城砦のようだと、乗客たちの人気を集めている。

漁業の町、気仙沼市では緑豊かな山の幸がホタテ、ウニ、カキの海の幸を育てるとの考えから、山林の保全に色々とサポートしている。緑化事業には市民ぐるみで取り組んでおり、市街地の植栽などのイベントには、1 日で数千人の市民の参加がある。

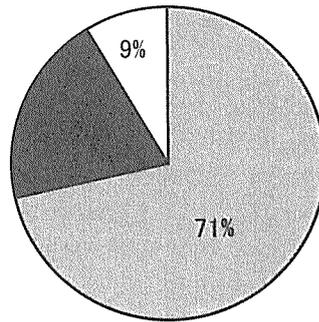
昆虫や動物と共生できる緑空間の確保に取り組んでいるケースも多い。

千曲川で有名な佐久市では、12 年前から 3 年に 1 度の割合で、全市で緑の環境調査を実施し、市内での動植物や昆虫の生息状況を調査している。ポイントを決め、どこで排気ガスに強いアブラムシが増え、さらにその天敵のテントウムシが増えているかをチェックしている。近い将来、市民の森に「虫の牧場」を造る計画だ。

また、寒河江市ではせせらぎ空間整備事業として、ホテルの里づくりを進めている。豊岡市では、かつて豊岡盆地にコウノトリが生息していたことに着目。コウノトリの舞い下りる郷を目指して、市民団体と共同で、自然環境の復元に取り組んでいる。

住民や NPO との連帯の動きも目立っている。古河市は、市民と公園行政のパイプ役となる「パークマスター」を選任、マスターを中心に、古河総合公園などの公園のあり方を考える市民円卓会議を開いているほか、渡良瀬川を舞台に、市民が参加する「わたらせ水辺の楽校」を開校している。

小規模市：10年前と比較
(緑とオープンスペース)



□良くなった ■変化なし □悪くなった

⑩ 《小規模市 35 市—景観》

● 景観に独自性を打ち出す小規模市

小規模市で 10 年前と景観を比較した場合、「良くなった」の回答は 67%。地元の特産物や観光名所を景観の目玉にしようというところが目立った。その半面、「悪化した」が 15%を占めるなど、ゴミの不法投棄や、砂利採取など、大都市の開発のつけまわしに悩む市も出ている。

特産物を景観に結び付けているのは漁業の町、滑川市。特産のホタルイカと蛍、星をキーワードとして結び付け、「ときめき かがやき ひかりの街 なめりかわ」をキャッチフレーズに景観維持に努めている。春のホタルイカのシーズンには、毎日、観光船を出すなど、観光の顔にも利用している。

市出身の作家を前面に押し出しているのは花巻市。同市で生まれ、花巻農学校の教師をつとめた宮沢賢治をモチーフにしてデザインしたベンチを、中心街の歩道に設置、観光に役買わせている。

昭和 40 年代以降、大阪のベッドタウンとして開発が進み、一部ではスプロール化の心配も出ている名張市では、江戸川乱歩の生家や名張藤堂氏の城下町を、街並み景観に取り込み、新たな都市づくりを進めている。

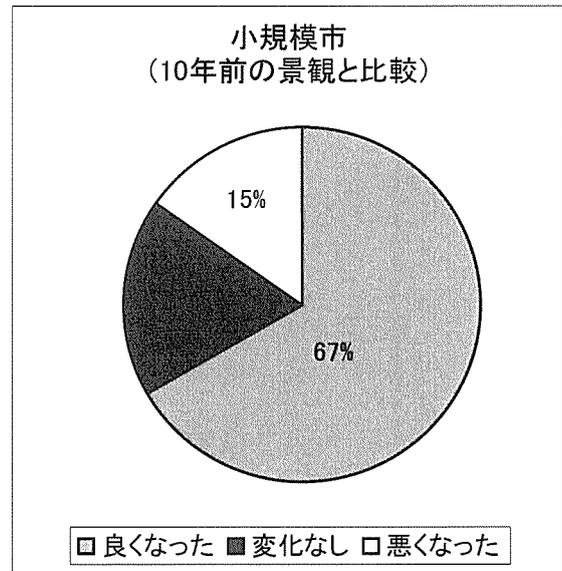
富士吉田市は、富士山をそのまま、景観に取り入れている。登山道を整備し、富士山信仰の雰囲気づくりに力を入れている。佐久市では、浅間山麓の野外広告物を禁止し、山の景観維持につとめている。保津川下りで有名な亀岡市は、「亀岡の自然百選」を選定し、美しい自然を観光の売り物にしている。

舞鶴市は、旧日本海軍の軍需施設だった赤レンガ倉庫群を、ジャズライブの会場とするなど、新たな観光名所に変身させた。珍しいケースでは、青色発光ダイオードの日亜化学工業のある阿南市では、発光ダイオードを利用した光の街フェスティバルを開催、地元企業と協力して景観づくりに励んでいる。

一方、大都市開発のしわ寄せを受け、景観が悪化したケースが見られる。

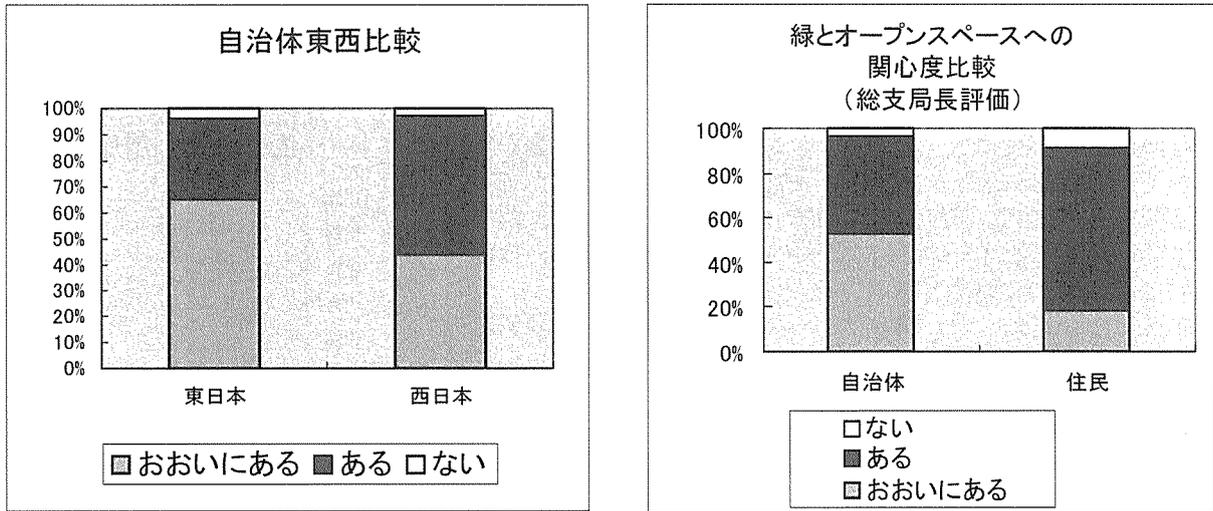
最も目立つのが、不法投棄。鳴門市、阿南市は、いずれも、本四架橋以後、関西方面からの土砂などの不法投棄で、郊外の樹林が荒らされ、景観が悪化した。

滋賀県の琵琶湖周辺では良質な陸砂利の産地と知られ、昔から、田圃を掘り起こして砂利の採取が行われている。これに周辺各自治体に悩んでおり、「下流の京阪神地区の住民は、琵琶湖の水は大切だというのが、それなら水質悪化につながる砂利採取、そのおおもとなる大きな公共事業の是非について、考えて欲しい」（八日市市）という声が出ている。



① 《総支局長評価 48 人＝緑とオープンスペース》

● 少子高齢化、財政難の影 総支局長評価



今回のアンケート調査では、インタビューにあたった総支局長に、「緑とオープンスペース」「景観」の2つの施策について、自治体と住民が、それぞれ、どのくらい、関心を持って取り組んでいるかを評価してもらった。

このうち、「緑とオープンスペース」についての総支局長評価は、自治体では、①関心がおおいにある53%②ある43%③ない4%の比率で、各自治体はおおむね、公園などの「緑とオープンスペース」の整備に、関心を持ち、熱心に取り組んでいると判定している。

また、静岡県と愛知県を境に、日本を東西に分けた場合、「(関心が) おおいにある」は、東日本65%、西日本44%で、東日本の自治体のほうが、「緑とオープンスペース」の施策については熱心だった。

一方、住民の関心度は、「おおいにある」は20%にとどまった。この数字で見ると、「緑とオープンスペース」の施策については、自治体が住民をリードする形となっている。

総支局長は、ほとんどの自治体が、住宅地の環境整備に取り組んでおり、その動機として、多くの市長が少子高齢化と過疎問題との関連をあげていると述べている。

大都市では核家族化が進み、独り暮らしの老人が増えている。地方都市では働き手の子供たちが次々と町を出て、都会に向かい、残されるのは老人だけ。そこでは、ブランコなどの遊具を備えた公園ではなく、ベンチや休憩所にも工夫を凝らした、幅広い世代に対応できる、地域コミュニティーの場としての役割をもつスペースの確保が求められていると、指摘している。

ただ、「緑とオープンスペース」に、自治体が熱心な背景には、財政難という要素もあると、総支局長は指摘する。

高度成長期からバブル経済までの時代まで、ずっと続いてきた美術館、市民館等の箱もの中心の市民サービスが、厳しい財政事情でストップ。やむを得ず、理念は立派だが、実質は金がかからない住環境整備に、市長たちの関心が向かった一との見方だ。

各自治体に共通の「市民参加型の街づくり」「NPOが主導する公園整備」なども、財政難ゆえの苦肉の策だ。「市民と協働」という掛け声も底が浅い可能性がある。本当の街づくりは、これからとの見方もできる。

⑫ 《総支局長評価 48 人＝景観》

● 歴史的な街並み保全が大流行 総支局長評価

総支局長の評価による「景観」に対する自治体、住民の関心度も、ほぼ、「緑とオープンスペース」と同じ傾向となっている。

自治体の関心度は、①（関心が）おおいにある 45%②ある 53%で、「おおいにある」「ある」の合計は、98%を超えている。東西比較では、「おおいにある」が、東日本 63%、西日本 30%で、「緑とオープンスペース」と同様、東日本の自治体のほうが熱心に取り組んでいるとの評価だ。

住民については、①（関心が）おおいにある 16%②ある 75%③ない 9%の比率で、こちらの関心度も自治体よりも低い水準にとどまった。良い景観は市民の財産—との考えが浸透し、市民の関心は、以前と比べると比較にならないほど高まってはいるものの、まだ、行政主導で進められていると、総支局長は判定している。

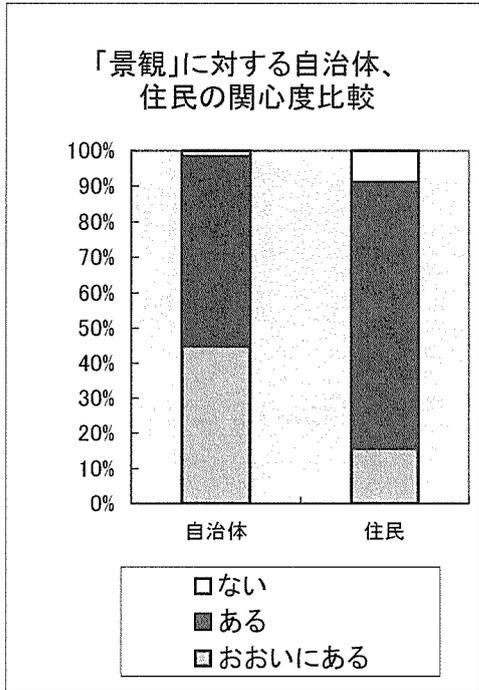
特徴としては、ほぼ全市で、観光産業を意識した歴史的街並み保全の動きが見られた。多治見市のオリベストリート、世界文化遺産の指定を受けた奈良市、旧東海道の街並みが残る静岡市宇津ノ谷地区の保全、横浜市上野毛・桜木町地区の再開発—など。いずれも歴史的な街並み再発見は、観光客を増やす。過疎の地方都市では、雇用を増やし、街に賑わいを取り戻す効果がある。街のイメージを変えるために、各市とも、積極的に、映画、テレビ、CMの撮影現場として、行政が企業に売り込んでいる。

ただ、ここにおいても過去 10 年間の不況の影響がうかがわれる。

バブルの時代に見られた大手資本によるテーマパークの誘致は、不況でもはや期待できない。仕方なく（あるいは、やむを得ず）、手近にあった中世、近世、近代の歴史遺産を再発見し、観光資産として売り出したという図式だ。

幸い、不況の 10 年間は、大規模開発や高層マンションの建設は抑制された。結果として、景観は守られ、街並み保全も成功した—というわけだ。

これからの 10 年間は、景気が回復し、今までたまっていた開発のマグマが一気に噴き出る可能性がないわけではない。景観法が成立し、整備する体制がととのったこれからの、景観施策の本番といえるだろう。



⑬ 《企業調査＝緑とオープンスペース》

● 企業は社会貢献に強い関心

今回の調査では、企業 47 社（質問状発送 113 社、有効回答率 42%）を対象に、郵送留置方式によるアンケートを実施。「緑とオープンスペース」「景観」に対する企業の関心度を、①ビジネス目的②社会貢献活動の 2つの視点から調べた。

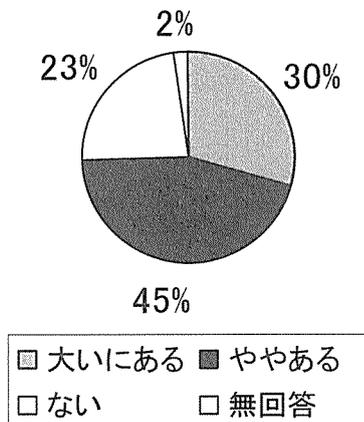
このうち、「緑とオープンスペース」については、①ビジネス対象として、「おおいに関心がある」30%、「関心がややある」45%。

また、②社会貢献活動として、「おおいに関心がある」55%、「関心がややある」30%で、企業として、「オープンスペースの問題は、社会貢献として取り組みたい」との考えが、より強いことが分かった。

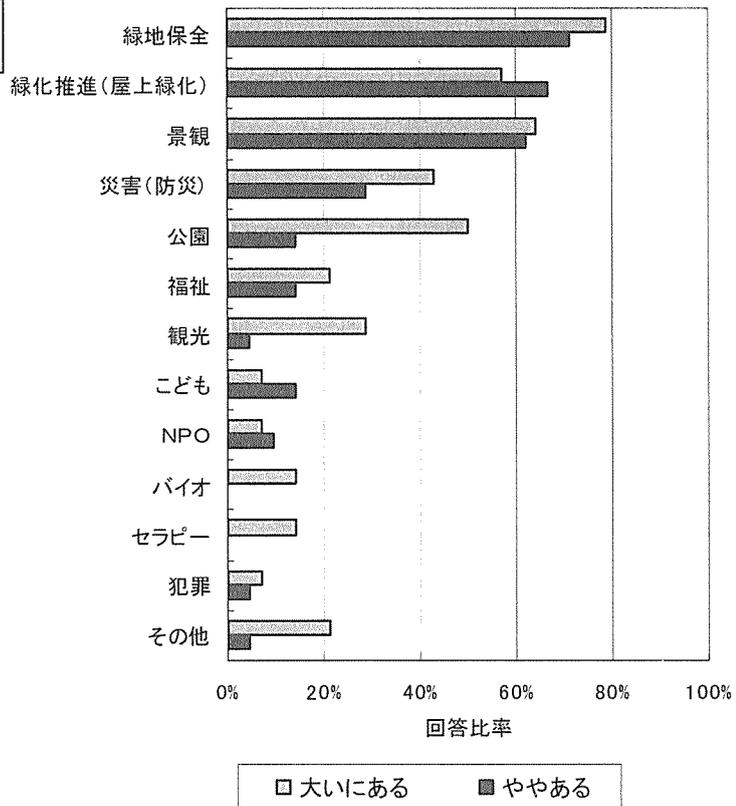
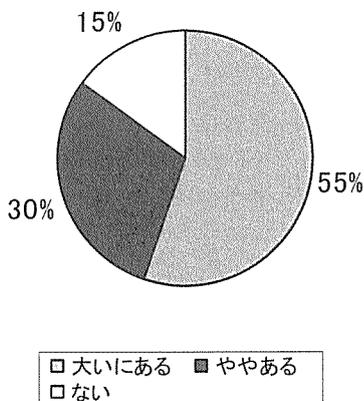
取り組みたい分野は、ビジネス面、社会貢献活動の両分野ともほとんど同じで、1位は緑地保全、2位は緑化推進（屋上緑化）、3位は景観だった。

（企業の実際の取り組みは、別表①～④を参照）

オープンスペースへの関心
（ビジネス面）



オープンスペースへの関心
（社会貢献）



④ 《《企業向け＝景観》》

● 3社に1社は関心なし

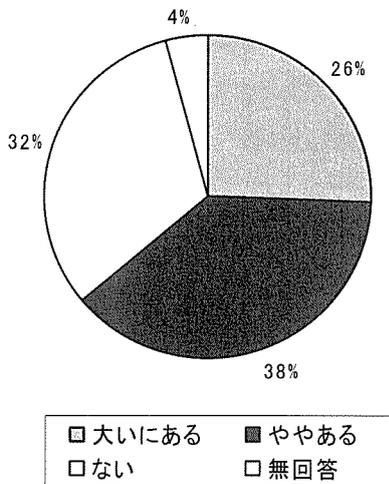
企業の「景観」に対する関心度は、前頁の「緑とオープンスペース」よりも低かった。ビジネス対象として聞いた場合、「おおいに関心がある」26%、「ややある」38%なのに対し、「関心がない」は32%を占めた。

社会貢献活動としても、「おおいに関心がある」32%、「ややある」34%であるのに対し、「関心がない」32%と、無関心が大きな割合を占めた。

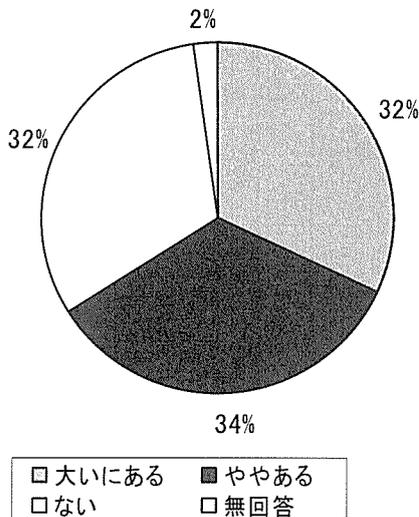
どの分野に関心があるかについては、ビジネス目的で、1位＝景観、2位＝緑地保全、3位＝緑化推進（屋上緑化）の順だった。社会貢献活動もほぼ同じ傾向だった。

（景観に対する企業の実際の取り組みは、別表⑤、⑥を参照）

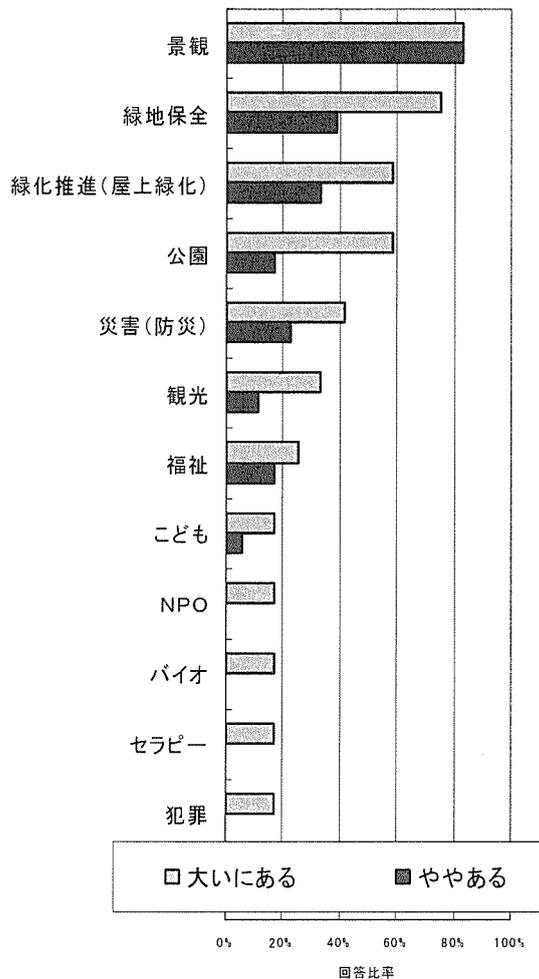
景観への関心
(ビジネス面)



景観への関心
(社会貢献面)



景観への企業関心
(ビジネス対象)



⑤ 《有識者調査—緑とオープンスペース、景観》

● 低い認知度—今後の課題残る

文化人、エコノミストなど有識者に対する郵送留置き方式によるアンケート調査(質問状発送 141人、回答 117人、有効回答率 83%)も行った。

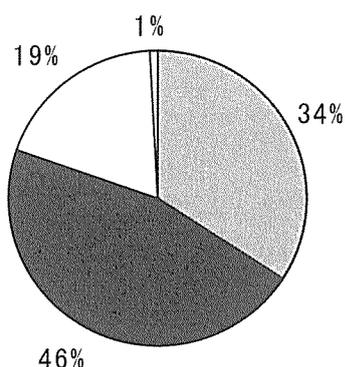
「緑とオープンスペース」が、10年前とどう変化したかについては、「良くなった」34%「変化なし」46%、「悪化した」19%で、おおむね、公園整備などのオープンスペースは、守られている一との認識を、有識者グループがもっていることが分かった。

一方、「景観」について10年前との変化を聞いたところ、「良くなった」22%、「変化なし」44%なのに対し、「悪くなった」は33%となり、3人に1人は景観の悪化に懸念を抱いていることが分かった。

ただ、有識者に対するアンケートでは、関連施策への認知度は低く、「知らない・関心がない」が5割近く占めた。個別の施策についての認知度はさらに低く、「景観法について知っている」は9%に止まった。

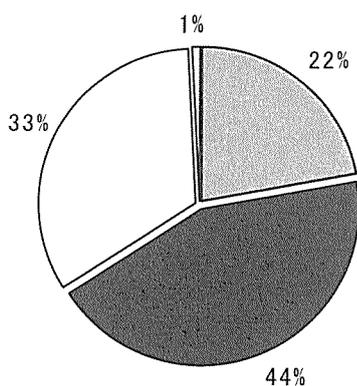
オープンスペースの確保、及び、景観整備には、国民の幅広い理解が必要だ。いかに景観法をPRするか、市民との協働作業をどうやって本格軌道にのせるか—など、今後の課題は依然、大きいといえそうだ。

緑とオープンスペースの変化への認識



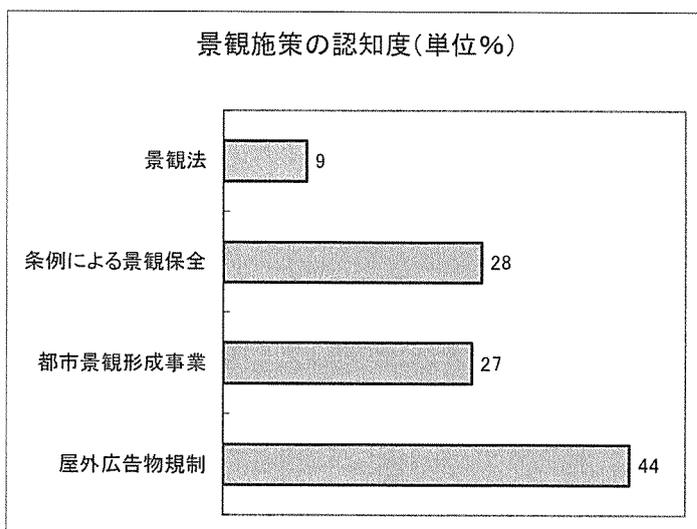
□改善 ■変化無し □悪化 □無回答

景観の変化への認識



□改善 ■変化無し □悪化 □無回答

景観施策の認知度(単位%)



◎ 研究委員会活動報告



研究委員会活動について

公園緑地研究所では、調査研究を、関係分野を代表される学識経験者からなる研究委員会を組織し進めている。

研究委員会活動として、平成 16 年度は P4 の図の中の 6 つの小委員会により、次の研究が行われた。いずれも、平成 17 年度継続して調査研究を行う予定である。

① 事業評価・効率化に関する調査研究（事業評価・効率化委員会）

本研究は、これまで大規模公園費用対効果分析手法マニュアル等の成果を挙げてきたが、本年度は、事後評価（案）について検討を行った。

② 管理のあり方に関する調査研究（管理のあり方に関する委員会）

指定管理者制度について地方公共団体等と共同研究調査を行うとともに、この成果を受けて、今後の管理のあり方に関する研究計画について検討を行った。

③ 都市公園技術標準に関する調査研究（都市公園技術標準委員会）

本年度は「都市公園技術標準（改訂版）」を発行した。なお、今後本格改訂を目指して、検討を行うものである。

④ 造園施工管理に関する調査研究（造園施工管理委員会）

本調査研究は、「造園施工管理」の改訂について、調査・検討・執筆等を行うものである。本年度は、平成 17 年度の本格改訂の前段階として、内容・表現・用語などの時点修正を行った。

⑤ 「公園緑地マニュアル」に関する調査研究（公園緑地マニュアル委員会）

本調査研究は、「公園緑地マニュアル」の改訂について、調査・検討を行うものである。本年度は、本書の内容・構成について検討した。なお、この結果を受けて、平成 17 年度版の改訂を行っている。

⑥ 緑地・公園等新施策に関する調査研究（緑地・公園等新施策推進委員会）

本調査研究は、平成 16 年 6 月の都市緑地法、都市公園法の改正に伴うガイドライン（案）の策定、同 10 月の新潟中越大地震を受けた防災公園の今後の施策展開の方向性を調査検討するものである。本年度は、新潟中越大地震の現地調査を行うとともに、問題点・課題の検討を行った。

1. 事業評価・効率化に関する調査研究

1. 研究経緯

公園緑地等に関する事業や施策の評価に係る課題について調査・研究する。
事業評価の手法の開発及び具体の施策の評価については、さまざまな角度から継続的に実施されており、本委員会では、それらの成果を検証し、さらなる適切な手法及び評価を行う。
これまでに次の成果をまとめた。

新規着手時の手法として

- ・平成 11 年度：大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・平成 12 年度：小規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・平成 14 年度：総合評価の項目、指標、評価点の設定の検討
- ・平成 15 年度：改訂 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
政策評価の一つであるプログラム評価として
- ・平成 15 年度：都市における緑地の保全・創出—都市緑地保全法等による施策展開の検証—の実施

2. 委員会の構成

委員名簿

委員長	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委員	石川 幹子	慶應義塾大学教授
	大野 栄治	名城大学教授
	蓑茂 寿太郎	東京農業大学教授
	山内 弘隆	一橋大学大学院教授

3. 平成16年度 実施状況

事業評価・効率化に関する調査研究について下記の日程で委員会を開催した

h 1 7 . 4 . 7 第一回 委員会

審議内容

1) 事後評価

都市公園事業における事後評価（案）の実施要領細目、指標と及び判断基準について

2) 費用対効果分析の課題について

「公共事業の費用便益分析に関する技術指針」から見た課題の整理

「モデルの特性」から見た課題の整理

課題に対する対処方針

II. 管理のあり方に関する調査研究

1. 研究経緯

都市公園の管理運営については、行政による直営管理や業務の委託管理に加え、近年は民間企業や市民団体も関わりを持つようになり、これらに対する行政の適切な対応が求められている。こうした中で平成15年6月、地方自治法が改正され、地方公共団体は公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があると認められるとき、法人その他の団体が公共団体が指定する者（指定管理者）にその管理を行わせることができることとなった。さらに、昨年6月には都市公園法が改正され、従来地方公共団体が「自ら設け、または管理することが不相当または困難と認められるものに限り公共団体以外の者に許可されていた公園施設の設置・管理が「当該都市公園の機能の増進に資すると認められる」ものについても許可されることとなった。

こうした流れに対応し、都市公園の管理・運営（必要に応じて「設置」を含む。）について、NPO、民間事業者等の参画の範囲、条件、手続き等の明確化が必要となっている。特に地方自治法の改正により現在の同法に基づく条例を3年以内に改正することとなっており、平成15・16年度において協会会員による共同研究を行った。本委員会はこれらの結果を引き継ぎ、研究対象を拡大し、継続して行うものである。

2. 委員会の構成

委員長	樋渡 達也	社団法人日本公園緑地協会理事
委員	田代 順孝	千葉大学教授
	中川 雅之	日本大学教授
	森村 和男	財団法人地方自治研究機構常務理事
	笹倉 久	財団法人公園緑地管理財団調査部長
	丹野 修	東京都公園建設課長
	田中 幸一	大阪市公園企画課長

3. 平成16年度研究実施状況

平成16年度は、指定管理者共同研究調査により、次の事項について調査分析を行った。

(1) 指定管理者制度にかかる課題の整理

①指定管理者制度の内容把握

制度制定の背景・経緯、詳細等、都市公園法等との関係を把握する。

②都市公園に係る管理委託業務の実態把握

全国の、管理委託業務の実態をヒアリング、詳細アンケート等により把握し、公園管理業務の特徴を明らかにする。

③指定管理者制度にかかる課題の整理

(2) 指定管理者の必要性の有無、選定に関する検討

指定管理者指定の必要性の有無に関する判断基準、指定する際の条件、指定管理者に係る条例、手続き、選定基準等書基準を検討する。

(3) 指定管理者制度の運用の詳細に関する検討

(4) その他重要参考資料の整理

平成17年4月12日、第1回委員会を開催し、今後の研究計画について検討を行った。

Ⅲ. 都市公園技術標準に関する調査研究

1. 研究経緯

「都市公園技術標準（案）」は都市公園の公園施設について一般的な技術標準を定め、その合理的な設計、施工、管理に資することを目的として、昭和53年1月に「運動施設編」が建設省都市局公園緑地課から送られた。（社）日本公園緑地協会はこの技術標準（案）をもとに「公園緑地工事技術指針策定委員会」を設置し、委員会の調査検討により、運動施設にかかる技術解説書としてまとめ、昭和54年10月『都市公園技術解説書「運動施設編」』として発刊した。以後、他の公園施設についての検討成果ができるにつれて、5次に渡る増補改訂を重ね、運動施設編、遊戯、管理、敷地造成、園路広場、修景、休養の各施設ならびに便益施設（便所工）、防災施設の公園施設編、身障者を考慮した公園施設編の編纂を行ってきた。

しかしながら初版から四半世紀が経過し、その間に都市公園法の改正、国際単位系（SI化）への移行、新土木積算大系やJISをはじめとする関係諸基準の改正、新技術・工法の開発等が行われ、従来の都市公園技術標準解説書は見直しが必要となった。

このため、平成16年6月にこれまでの編を一冊に合本した「都市公園技術標準解説書」（改訂版）が発刊された。今回の改定はこれまでの解説書をベースとした改定という位置付けとし、次の3点を改定のポイント（内容）とした。

- ① 現行の解説書をベースとした改定である。
- ② 都市公園法に基づく計画編と公園緑地工事工種体系に基づく設計編とで構成されている。
- ③ SI化やJIS改正及び古くなった基準類の改正と、運動施設編へのサッカー場の追加、当面必要とされている項目について改定・追加したものである。

2. 今後の研究課題

今年度からの研究では、本格改定を行うことを目的として、今般の改定内容の問題点を把握・抽出した上で今後の改定の方向性等を確認し研究を進めるものである。

- ① 技術基準（箱書き）の取り扱いについての対応方針を検討する。
- ② 内容については、工事工種体系ツリーに合わせて、従前の解説書でまったく記載されていない項目（自然育成工）を作成する。また、従前の記載内容についても、他編の記載内容の濃淡に合わせて再検討する。
- ③ 土木、設備等の他分野からの引用について、記載方法及び記載内容について再検討する。
- ④ 平成13年度に行ったアンケートの結果により、図版や事例の取り上げ方や、引用文献の取り扱い、各施設の原単位についての記述、新しい材料、工法に関する記述等、要望されている事項について、詳細な検討を行う。
- ⑤ 造園施工管理・技術編・法規編の記載内容との兼ね合い等も検討する。
- ⑥ 今後のローリングシステムを検討、整理する。

IV. 「造園施工管理」に関する調査研究

1. 研究経緯

造園技術が進歩発達し、かつ複雑化し、造園工事を確実かつ安全に施工するためには、高度な施工技術の知識が要求されるようになってきた。また、昭和50年度より建設省は、造園工事に携わる技術者の施工管理技術の向上とこれらの技術者に社会的な評価を与えることを目的とした造園施工管理技術認定制度を創設した。

このような状況を考慮して、昭和50年10月に、造園施工管理技術の修得、研鑽向上を志す方々の参考書として、造園技術者として必要な造園関連学術の基礎と専門知識、造園工事の施工管理ならびに関連法規について編集し、「造園施工管理」(技術編、法規編)を発行した。以来、増刷と改訂を行い現在に24版を発行している。

昭和50年10月20日 初版発行。平成15年 7月 1日 第24版 2刷発行。

2. 委員会構成

1) 委員会名簿

委員長	岩河信文	(有) 岩河研究所代表 (研究顧問)
委員	五十嵐誠	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事
	伊藤精美	東京都建設局参事
	小林 章	東京農業大学教授
	中島 宏	(財) 日本造園修景協会常務理事
	藤井英二郎	千葉大学教授
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	吉田博宣	日本大学教授 (研究顧問)

2) 幹事会名簿

幹事長	五十嵐誠	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事
	伊藤精美	東京都建設局参事
	岩佐吉純	岩佐園芸研究室主宰
	小形彰次	(社) 日本庭園協会常任理事
	笹倉 久	(財) 公園緑地管理財団調査部長
	佐藤憲璋	(社) ランドスケープコンサルタンツ協会技術担当事務
	高橋一輔	(社) 日本造園建設業協会技術委員長
	福成敬三	一造会技術部長
	村越匡芳	(社) 日本植木協会新樹種部会顧問
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	山本教夫	(社) 日本公園施設業協会専務理事

3. 平成16年度 実施状況

「造園施工管理」の刊行に必要な調査研究について以下の日程で委員会、幹事会を開催した

H17. 1. 25	第1回	委員会
H17. 2. 10	第1回	幹事会
H17. 2. 17	第2回	幹事会
H17. 2. 28	第2回	委員会
H17. 3. 31	第3回	委員会

審議内容

委員会において下記の「改訂の基本方針」、執筆体制、監修体制を定めた。

幹事会において執筆者を決定し、改訂原案の作成を行い、委員会において監修を行った。

なお、出版は6月頃を予定している。

【改訂の基本方針】

平成17年度行う本格改訂においては下記のような基本方針で改訂を行うが、平成16年度の改訂では、その第一段階として、(1)を行うこととした。

- (1) 内容・表現・用語などの時点修正をおこなう。
- (2) 分断され、わかりにくい部分の統合（植栽、石工に係る材料と施工など）を行う。
- (3) 他図書との競合部分で、本書に掲載する必要性が乏しいものは、他書を参照する旨を記して削除するか、表現方法を変える。
- (4) 施工管理に関係し、新たに重要と判断される部分を追加し、施工管理に比較的關係が薄いと判断される箇所は削除する。
- (5) 施工管理の事例で、土木の事例になっているものについては、可能な限り造園の事例に変更する。
- (6) 品質管理については、学会・公団の成果を参考に、次の事項について言及する。
 - ・造園工事の特性・造園施工管理として特に品質管理への言及が必要な分野
 - ・材料利用の特性、品質管理の体制・図書等の必要書類とその内容・品質評価の視点等
- (7) 材料・施工・管理の並びで欠けているものを補う。
- (8) 記述にバランスを欠くところについては、是正する。

V. 「公園緑地マニュアル」に関する調査研究

1. 研究経緯

公園緑地事業の円滑かつ的確な推進をはかるため、公園緑地行政担当者のための参考資料として、都市公園の整備及び都市緑化に関する制度、手法等を取りまとめ、昭和54年3月に「公園緑地マニュアル」として発行。

以降、昭和61年、平成6、7、11、14、16年に当該年度版を発行。

2. 公園緑地マニュアル委員会の構成

委員長	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
委員	平田富士男	姫路工業大学教授
	半田真理子	(財)都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所所長
	前田 博	(財)公園緑地管理財団調査部長
	小塚 雅史	(財)建設研修センター造園・区画整理試験部長
	野島 義照	元建設省建築研究所防災研究室長

3. 平成16年度 実施状況

10月14日、公園緑地マニュアル委員会を開催し、本書の内容、構成について検討をいただいた。

その結果、全体および各章ごとに政策の体系がわかりやすくするなどの指摘をいただき、改訂に反映させた。

VI. 緑地・公園等新施策に関する調査研究

1. 調査研究の目的

平成16年6月18日に交付され、同年12月17日に施行された「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の中で所要の改正が行われた都市緑地法及び都市公園法について、平成16年12月発行の運用指針に示された原則事項を踏まえ、実際の制度を運用する地方公共団体や地方整備局の事業担当者が、制度の趣旨・意図に即した運用を行うために、制度運用上留意すべき事項、計画・設計・管理等の各検討段階での検討方法、制度運用や事業推進のモデルとなる事例等を示した都市緑地法改正に伴うマニュアル改訂（案）及び都市公園法改正に伴うガイドライン（案）を策定するといともに、必要に応じて推進方策（案）について調査・研究する。なお、都市公園法の一部改正に伴い、新たに創設された立体都市公園制度については、都市公園法規、都市計画法規、建築法規及び民間開発事業等の専門家で構成される別途委員会を設置し、調査研究する。

また、平成16年10月23日発生した新潟県中越地震は、先の阪神淡路大震災の都市型地震とは異なり、中山間地域で甚大な被害をもたらした。さらに、今年3月には福岡地方においても震度6弱の大地震が発生し、多くの被害をもたらすなど、安全な国土づくりに向け防災公園の果たす役割が期待される所であり、新たな機能が求められる所である。そのため、別途委員会を設置し、防災公園の今後の施策展開の方向性等を調査検討する。

2. 委員会の構成

□緑地・公園等新施策推進委員会（下記委員会の調整等）

委員長	井手久登	東京大学名誉教授
委員	有路 信	(社)日本公園緑地協会研究顧問
	越澤 明	北海道大学大学院教授
	蓑茂寿太郎	東京農業大学教授

①都市緑地法改正に伴うマニュアル改訂等検討委員会

委員長	越澤 明	北海道大学大学院教授
委員	未定	

②都市公園法改正に伴うガイドライン検討委員会

委員長	有路 信	(社)日本公園緑地協会研究顧問
委員	未定	

※立体公園制度については、当面勉強会を開催

③防災公園等検討委員会

委員長	蓑茂寿太郎	東京農業大学教授
委員	有路 信	(社)日本公園緑地協会研究顧問
	五十嵐 誠	(財)都市緑化技術開発機構専務理事
	越澤 明	北海道大学大学院教授
	中瀬 勲	兵庫県立大学教授
	中林 一樹	首都大学東京教授
	上杉 俊和	東京都建設局公園緑地部計画課長
	清水 洋一	新潟県土木部都市局都市整備課長
	渡辺 四郎	愛知県建設部公園緑地課長
	亀山 始	大阪府土木部公園課長
	志波 秀明	兵庫県県土整備部公園緑地課長
	田中 充	神戸市建設局公園砂防部計画課長
	浦田 啓充	国土交通省公園緑地課公園緑化調整官

3. これまでの実施状況

(1) 緑地・公園等新施策推進委員会を下記の日程で開催した。

○平成17年4月4日 第1回 委員会

<審議内容>

- ①都市緑地法改正に伴うマニュアル改訂等検討委員会について
- ②都市公園法改正に伴うガイドライン検討委員会について
- ③防災公園等検討委員会について

(2) 防災公園等検討委員会を下記の日程で開催した。

○平成17年4月8日 第1回 検討委員会

<審議内容>

- ①検討内容、委員会スケジュールについて
- ②新潟県中越地震の報告
- ③阪神淡路大震災における避難者アンケート調査の結果概要
- ④新潟県中越地震における問題点・課題

◎ 自由研究について



自由研究について

自由研究は、当協会が公園緑地研究委員会に設けた2つの部会、行財政委員会と公園緑地技術委員会に使用方法を委ねた自由研究費により実施される研究である。

平成16年度の自由研究費について、2つの部会において、その使用方法を検討した結果、以下のように実行することとなった。

①行財政研究委員会

自由研究費を公募研究にあてることとし、平成16年11月、会員および各地の大学に募集要領を送付し、公募の周知を図った。

その結果、23件の応募があった。これらを、根本委員長および奥水公園緑地研究所所長による選考にかけ、募集の趣旨に合致した以下の2つの研究を採用した。

- ・ 「公園内での持続的経済活動とその支援方策に関する研究」
兵庫県立人と自然の博物館 嶽山 洋志ほか
- ・ 「花と緑のまちづくり活動における地域環境資産の活用と支援制度の実態に関する研究
—沖縄県浦添市を事例にして—」
琉球大学非常勤講師 安里 直美ほか

②公園緑地技術委員会

自由研究費は、委員会委員である大塚守康ランドスケープコンサルタンツ協会会長の申し出により、この協会として、下記の研究を実施するのに用いることとした。

「グローバルスタンダード等への対応を視野においた設計プロセスの研究」

以下のその詳細を掲げる。

社団法人 日本公園緑地協会
平成16年度
公募研究応募用紙

平成 16年 11月 25日

氏名 (フリガナ)		タケヤマ ヒロシ 嶽山 洋志		
研究課題		公園内での持続的な経済活動とその支援方策に関する研究		
応募者に関する事項	勤務先 (部・課、学科・研究室名まで)	兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境マネジメント研究部 コミュニティデザイン(多自然居住)研究グループ	役職	研究員
	所在地	〒669-1546 兵庫県三田市弥生が丘6丁目 TEL 079(559)2001 FAX 079(559)2024 e-mail: takeyama@hitohaku.jp		
	連絡先 (所在地と同じ場合は記入不要)	〒 TEL () FAX () e-mail :		
共同研究者	(氏名) 中瀬 勲	(勤務先) 兵庫県立大学自然・環境科学研究所	(役職名) 教授	(学位) 農学博士
希望研究期間	1年			
研究等の全体費用(主な用途)及び希望助成金額	希望助成金額: 750千円 全体費用: ・国内旅費(200千円)・・・事例調査の旅費、研究補助の旅費 ・謝金(200千円)・・・研究補助 ・消耗品費(200千円)・・・アンケート郵送費、グッズの開発 ・設備備品費(150千円)・・・解析ソフト、イラストレーター			
<p>1. 研究等の意義・背景・成果の使用目的</p> <p>政府が財政危機に直面し、すべての関係部署がコスト削減の対象となっている現在、公園関係者には以下の2点が求められる。公園に求められる価値を証明するか、自力で運営する仕組みを確立するか。本研究では後者を重点的に、公園内における団体の持続的な経営手法とそれを可能にする行政支援の枠組みを検討する。本研究は、公園内で持続的に活動する団体の育成と併せて実施するものであり、研究成果は当該団体の活動により社会還元される。</p>				

2. 既存の研究等成果 (過去に他団体から受けた助成金があれば、年度・団体名・調査名を記入してください。)
公園マネジメントの歴史的な変容構造を調べると、江戸期における公園内での多様な活動とそれを支える柔軟なマネジメントが徳川吉宗によってなされていた (添付論文参照)。それが明治・大正・昭和と時間が経つにつれ、制度的な枠の中に閉じこめられ、多様な利用が見られなくなっていった。しかし現代になり、ストリートパフォーマンスなど公園内で多様な活動が見られ (添付論文参照)、それらを受け止める柔軟なマネジメントのあり方が求められている。特に販売活動は現在の経済状況からも求められる活動であるが、その実態は把握されておらず、活動を受け入れる公園行政のあり方に関する研究も見あたらない。

3. 研究等の具体的な目的、検証する内容等

■研究の目的

本研究では、公園内における販売行為とそれを可能にする行政支援の枠組みを検討する。

■検証する内容

- ①公園内における販売行為・経緯・経営状況について全国規模で事例調査を実施する。
- ②周辺住民、及びスポンサーを期待する大手企業に対するマーケティング調査を実施する。
- ③有馬富士公園のあそびの王国において実際に販売行為を企画し、制度的な課題など発生する弊害の整理とその解決方策の検討を行う。

4. 研究等の方法、スケジュール等

■4月～10月

販売行為の事例調査：全国の都道府県・市町村単位でアンケート調査を実施する。内容は販売行為・経緯・経営状況とする。比較的調査に資金のかからない兵庫県での事例については実際に営業主体についてヒアリングを行う。

マーケティング調査：周辺住民に対して、公園で子どもと遊ぶスタッフが常駐化した時の経済評価として、仮想トラベルコスト法を用いて評価を行う。また大手企業に対しては、当該団体に期待するもの、具体的支援などについてヒアリングを行う。

■10月～12月

公園内での販売行為：園内で団体のグッズなどの販売企画を行い、公園の運営協議会や自治体に提案したときの対応、制度的な課題などの弊害の整理を行い、それを解決方策についてガキッコクラブ[※]と行政とのディスカッションを通じて検討する。

※平成15年度に兵庫県より委託を受けて実施した兵庫県立有馬富士公園あそびの王国で活動する「ガキッコクラブ」という団体の育成事業では、これから活動していく上でグッズの販売など自主的に運営資金を稼ぐことを目的の一つとして掲げており、ともに研究活動を展開していく上で強力なパートナーであると考えられる。

5. 応募者が最近5ヶ年間に学会誌等に発表した論文のうち、主要なものを3編程度記述して下さい。これらのうち、本調査研究に関連のあるものについては別刷またはコピーを郵送して下さい。

- ・利用形態から捉えた公園マネジメントの変容構造・ランドスケープ研究・投稿中。
- ・THE WAY THE PERSISTENT “STREET PERFORMANCES” IN PARKS SHOULD BE・2004・IFPRA World Congress in Hamamatsu・8・B・1.
- ・公園の利用実態・緑空間のマネジメント研究会・2003・6・23.
- ・多自然居住地域における市民活動団体を持続させるための要素に関する研究・農村計画学会近畿地区セミナー・2004、1・15.

社団法人 日本公園緑地協会
平成16年度
公募研究応募用紙

平成16年11月30日

氏名		アサトナオミ 安里直美		
研究課題		花と緑のまちづくり活動における地域環境資産の活用と支援制度の実態に関する研究—沖縄県浦添市を事例にして—		
応募者に関する事項	勤務先 (部・課、学科・研究室名まで)	地域の風景デザイン室 (主宰)・工学博士 琉球大学工学部 (非常勤講師)	職 役	
	所在地 (連絡先)	〒901-2127 沖縄県浦添市屋富祖2-29-26 ヴェルテ屋富祖701 地域の風景デザイン室 TEL・FAX 098-874-1870 e-mail: asna@nirai.ne.jp		
共同研究者	川村正信 浦添市役所都市計画部公園緑地課 (技師) 安里宗健 浦添市役所企画部企画課 (技査) 知念賢諭 浦添市役所建設部道路管理課 (技師) 仲西広光 浦添市役所企画部企画課 (技査) 宮里裕子 浦添市字西原自治会 松本哲治 NPO 法人ライフサポートてだこ (代表)			
希望研究期間	1 年			
研究等の全体費用 (主な用途) 及び希望助成金額	全体費用 (120万円) 及び希望助成金額 (90万円) ○県外視察調査費 (先進自治体及び研究機関) 約90万円 (15万円/人) ○アンケート・ヒアリング・その他雑費 約30万円			
<p>1. 研究等の意義・背景・成果の使用目的</p> <p>本研究の問題意識の原点は、都市化が進行していく中で、人と土地・みどり、地域社会との関わりを取り戻すという地域共生のまちづくり、地域風景の再生論に起因する。こうしたテーマを抱きつつ、「みどり」の育成管理の担い手論として、身近な環境づくりにおける地域の主体性の確立と行政の協働関係のあり方を基本的課題としている。</p> <p>沖縄地域は、戦後の急激な復興、とりわけ、本土復帰以降の開発により都市化が急速に進んだ。伝統的地域社会が市街化の波に飲まれ、いったんは求心力を失ったかのようにみえた旧市街地において、近年、身近なコミュニティ空間の再生に向けた「みどり」の活動が出始めている。</p> <p>浦添市は都市緑化、景観行政を積極的に進め、地域の環境資産ストックの改善とコミュニティ活動の育成に取り組んできた自治体である。平成17年度には、「みどり」関連の推進業務を一元化する新たな組織を設置し、今日の環境共生、分権時代にあって地域の実情に適応した協働のまちづくりを支援すること、また、縮減する予算に対し弾力的に運用を図り効果的効率的な緑行政システムの再編に取り組むところである。</p> <p>本研究は、地域の将来像として「みどり」の風景を再生する上で、地縁組織とテーマコミュニティ、それらと行政の協働のあり方として「みどり」の支援事業・制度の実態を捉え、今後の枠組みの検討と公的支援の方向性を定めることを目標に、その基礎的研究として評価検討を行うものである。</p>				

<p>2. 既存の研究等成果 (過去に他団体から受けた助成金があれば、年度・団体名・調査名を記入してください。) 平成8年度助成研究、総合研究開発機構 (NIRA) (プロジェクト番号 NRA-96-54) 「地域に根ざした参加型環境保全・改善システムの研究」: 沖縄グラウンドワーク研究会 (沖縄地域ネットワークセンター)、(株) 沖縄総合研究所</p>	
<p>3. 研究等の具体的な目的、検証する内容等 本研究は、具体的には先行研究 (既往論文③) の発展研究として、浦添市において平成13年度より実施された「花と緑のまちづくりフェスタ事業」(以下、フェスタ事業) をケーススタディに取りあげる。「フェスタ」事業 (制度) は、地域発意による地域コミュニティの環境資産ストック (字有地・民有地) の改善とあわせて住民の主体的な緑化活動を支援推進するものである。 本研究では、自治体内のその他の支援制度との比較検討を行い「フェスタ」事業制度の特徴を明らかにし、事業推進プロセス及び運用実態を分析するとともに、実施地域コミュニティによる評価を通して、事業制度の効果と課題について考察することを目的とする。</p>	
<p>4. 研究等の方法 1) 本市「みどり」に関する支援制度の目的、事業の運用状況及び運用実績について整理 (制度要綱、事業概要など行政資料の分析及び過年度の実績を整理) 2) 「フェスタ事業」の性格と特徴の把握及び運用実態の分析。 その他の支援制度 (1) で整理) との相互関係 (連携や重複など) について考察を行い、「フェスタ」事業の特徴を明らかにする。 3) 事業実施地域における活動の実態の把握と団体 (地域コミュニティ) による評価 「フェスタ事業」実施地域において、観察調査、ヒアリング及びアンケート調査を行い、住民活動の実態把握と事業に対する評価を分析する。 4) 他地域の住民・行政協働の「みどり」のコミュニティ活動 (支援) 事例の視察 県内外の活動支援制度、住民・行政協働の仕組みと体制づくりについて視察調査し整理する。 5) これまでの作業を通して、「フェスタ事業」の効果と課題について検証する。</p>	<p>スケジュール等 平成16年12月 ~平成17年3月 平成17年2月 ~5月 平成17年2月 ~6月 平成17年5月 ~9月 平成17年10月 ~12月</p>
<p>5. 最近5ヶ年間の主要論文 ① 「沖縄の身近な環境づくりの活動プロセスに関する一考察」日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道) p723-724, 2004年8月 ② 「沖縄の身近な環境づくりにおける住民の主体性と公的支援システムに関する研究」琉球大学大学院理工学研究科学位論文、2003年9月 ③ 「身近な環境づくりにおける住民主体の活動と支援に関する実態と課題—沖縄県浦添市まちづくりプラン賞を事例にして—」日本建築学会計画系論文集 No566, p89-p95, 2003年4月 ④ 「沖縄地域における参加型活動の実態と支援方策上の課題」、ランドスケープ研究 Vol164. No849, p849-p854, 2001年3月</p>	

平成 17 年 4 月 1 2 日
 (社) ランドスケープコンサルタンツ協会

平成 16 年度 (社) 日本公園緑地協会自由研究
 「グローバルスタンダード等への対応を視野においた設計プロセスの研究」
 実施計画書

1. 目的

- (1) ランドスケープコンサルタントの業務範囲は時代の要請により、都市あるいは地方の広域にわたる広域の業務から一つの街区公園の部分にかかる業務まで、極めて多様化している。
- (2) それぞれの業務範囲に対する業務の段階は概ね、基本構想、基本計画、基本設計そして実施設計の 4 段階である（注：施工管理業務、管理運営業務等については、今回論及しないものとする）が、業務範囲の多様化にも起因して各段階の作業区分があいまいであり、混乱を来している。
- (3) また、各段階の成果品は業務の委託者のみならず、たとえば委託者が行政であれば関係市民の合意と支持を獲得して次の段階に引き継がれるべきものであり、客観的評価に耐え得るものでなくてはならない。
- (4) さらに、それぞれの段階の内容は、次の段階の作業の担当者に十分理解されるように表現されていなければならない。
- (5) 上記 (3)、(4) の 2 点は国内のみならず国際的な業務にあっても満足すべき事項である。
- (6) この自由研究ではランドスケープコンサルタントに期待されている業務範囲を類型化し、既往の業務事例を分析評価した上で、それぞれの業務範囲ごとの業務段階について必要とされる成果品の構成と、各段階で表現すべき事項を整理し、提案する。
- (7) その際に海外の業務事例等も参考に、グローバルスタンダード等への対応を視野におき、国内外で理解を得られる設計プロセス構築を目指すものとする。

2. 調査方法

- (1) 本調査のとりまとめは (社) ランドスケープコンサルタンツ協会 (以下・CLA) 技術担当副会長が行う。
- (2) CLA に内外の専門家による調査委員会を設けて、効率的に調査を実施する。
- (3) CLA に、調査委員会を支えるワーキングを置く。
- (4) 本調査は平成 17 年度前半終了を目指し、結果を (社) 日本公園緑地協会に報告する。

3. 調査委員会の構成 (事務局案)

- (1) 学会から： 蓑茂寿太郎・東京農業大学教授
- (2) 関連法人から：
 - * (社) 日本公園緑地協会： 田中隆参事・部長
 - * 同・芦沢拓実部長
 - * (財) 都市緑化技術開発機構：角南勇二部長
- (3) 国土交通省から：
 - * 本省：緑化環境推進室 古澤達也企画専門官
 - * 国営公園事務所：五十嵐康之・国営海の中道海浜公園事務所長
- (4) CLA から：
 - * 大塚守康会長
 - * 佐藤憲璋副会長 (技術担当)
 - * 三谷康彦 (RLA 資格制度総合管理委員会委員)
 - * 高橋信行専務理事 (兼・事務局)

4. ワーキングの構成
 - * CLA 東京支部：
 - * CLA 本部：大塚主任
5. 作業手順（別紙フローチャート参照）
6. 収支計画（別紙収支計画表参照）

◎ OPINIONS ～研究顧問の意見



公園緑地研究所副所長 田中 隆

「OPINIONS ～研究顧問の意見～」について

公園緑地研究所では、我が国の公園緑地分野を代表する学識経験者の方々に研究顧問をお願いしている。年度報告作成に当たり、今後の調査研究の参考とするため、あるいは行政の参考に資するため、これらの先生方に「最近の公園緑地行政に感じる事」などのテーマで一言ご意見をお願いした。今回は11名の方々からご寄稿をいただいた。ご意見を頂いた方々に篤く御礼を申し上げる。



北海道大学大学院教授 浅川 昭一郎

北国の冬の公園利用について

積雪寒冷地では、一般に冬の公園利用が著しく低下する。北海道開発局では平成 13 年度より、4 年間にわたり、「北国の冬の公園を考える会」を設け、以下のように、子ども達の屋外活動と公園利用を促進するための方策を検討してきた。

平成 13 年度は冬の公園整備・利用状況の実態把握と課題の抽出を行い、公園利用のきっかけづくりの必要性と地域と連携した公園の維持管理活動の重要性、冬に利用できる施設の整備、特に採暖施設の必要性を指摘した。

平成 14 年度は具体的にモデル公園を選び、地域と連携した冬の公園づくりを実践した。すなわち、小学校や地域に参加を呼びかけ、雪に埋もれた遊具の掘り出しや公園での雪を利用した遊具の制作を行い、利用の観察や維持管理の必要性について把握した。

平成 15 年度は、街区公園において地域住民と子ども達が雪を利用した遊具づくりと雪遊びを実践する事例をバックアップし、また、雪遊びのプログラムづくりや冬の屋外活動指導者養成講座を開催した。

平成 16 年度は冬の屋外活動指導者養成講座を再度開催し、また、これまでの成果を取りまとめ、冬の戸外活動の楽しさをベースに地域での公園利用促進に役立つよう、パンフレット「冬遊び本」を作成した。

期間中、冬の公園フォーラムを開催し、多くの参加者と共に冬の戸外活動の重要性や、公園利用のための様々な地域での活動を支援する組織の必要性などについて議論を深めた。



(社) 日本公園緑地協会研究顧問 有路 信

最近の公園緑地政策に感じること

社会資本である公園緑地を取り巻く環境は、温暖化に象徴される地球環境問題や美しい国造りのための景観政策、小さな政府を目指した動きと連動していると思われる指定管理者制度など、いまや社会現象になっている様々な分野と密接に関係している。公園緑地政策が、それだけ社会の注目を浴び、従来にもまして的確な対応が求められているといえよう。公園緑地は専門家だけのためのものではないのは言うまでもない。政策の視点はエンドユーザーを見て行われるべきであるが、迎合することとは違うことを肝に銘ずる必要があると思う。ローマの社会資本は、優れた先見性を持った人たちにより進められた事を思い出そう。



東京農業大学学長 進士 五十八

最近の公園緑地行政に感じること

20年ほど前かと思う。川崎市の公園担当局長との会話で、彼は前任の教育行政とのちがいを話した。教育畑では幾ら予算を使っても成果がみえない。ところが公園行政はいい。子どもたちのために「裸足で遊べる公園を」と数百万円の改造費を出しただけで、凄い反響があった。これまでの公園マンは何をしていたのか。……

このことは大切だ。現在は景気のこともあり、社会的閉塞感も強い。市民の多くは、夢や希望、明るく楽しいモノを求めている。既にこれまでストックしてきた公園面積と緑の大木を生かして、どれだけ付加価値を高めるか。市民、NPO、企業の参画も考えて、既存公園緑地のリニューアル、リボーン、ルネサンス作戦を考えてはいかがか。一大国民運動にしたい。高学歴高齢パワーを生かし、「人間は空間とモノを創造したい存在だ」ということを踏まえ、全国の自治体を横断してコンクール形式を考えてもよい。自治体間：「新しい公園づくり・新しい公園ライフ」のための競争である。



神戸芸術工科大学教授 杉本 正美

雑感 —設計入札制度に想う風景のデザイン—

「サステイナブル」や「自然との共生」をコンセプトにした都市や地域の再生計画が話題となってきた。また、昨年には景観緑三法が制定された。このことを受けて多くの地方自治体では、長い時間軸の中で地域住民の利益となり資産となるような良好な景観や持続可能な景観の保全と創出を可能にする「景観計画」を、将来の住民の生活像に相応しい内容で、住民、行政、専門家の協働で策定しようとしている。

このような状況の中で、私が懸念している事がある。それは、住民、行政と協働して計画・設計のできる専門家を如何に選出するのかについてである。これまでから、わが国の公共空間や公共施設の多くは、計画・設計の内容の良し悪しを問うことより、金額の多寡で決める設計入札制度で会社(専門家ではない)を選定してきた。その結果、質的に追求されていない多くの作品が建設され、わが国の個性ある風景をないがしろにしてきた事例が各地に多く見られる現状がある。

これから始まる都市や地域の再生プロジェクトや景観緑三法に基づいて展開される各地方公共団体の「景観計画」は、丁寧にしかもじっくり時間をかけて計画・設計し、地域住民にとって満足できる資産価値のある質の高い内容であることが求められる。そのための方法には、公正で信頼のおけるプロポーザルや公開コンペなどが考えられる。依頼者である各行政は、最も信頼できる専門家(会社ではない)を選定し、作品の結果を適正に評価する仕組み、例えば審査会などを設置し、選定されたプロセスと結果の公表を行なうことも必要である。各地方公共団体にあっては、このような行動が、住民にとっての価値ある成果を得るための条件であると捉え、良好な風景を創出する要であることを認識する必要がある。今後、積極的な取り組みがなされることを期待している。

最近の地方都市は、本来そこにあった個性ある風景が失われ、人口は減少し、市街地は寂れ、高齢社会となり、活気がなくなってしまうところが多い。そこで、ランドスケープアーキテクトは、このような都市を訪れ、風景のデザインの重要性を説き、専門家として何らかのサポートをすべきであると考えている。



琉球大学教授・琉球史 高良 倉吉

財産としての海辺のグリーン

沖縄で長年にわたり暮らしていると、方言でホーゴ（抱護）と呼ばれてきた防潮林や防風林が、いつの間にか姿を消しつつあることに気づかされる。台風時に降り注ぐ潮や強風から耕地・家を守る存在だったのだが、もう無用になってしまったのだろうか。護岸やテトラポット、道路、コンクリート住宅などの進出がそうさせたのだろうか。しかし、海と浜、海辺のグリーンは自然が造営したところの格別な、沖縄らしい景観だったはずである。ホーゴが緑ゆたかに展開していた時代と今、その景観構造の違いを綿密に調査する必要性をつくづく感じる。

わが国全体ではどうなのであろうか。海辺の豊富なグリーンが希薄になった今とそうではなかった昔を比較して、その違いを総合的に明示する調査・研究が必要なのではないだろうか。海と浜、海岸、海辺の緑を総括的に考究する独自の学問やプロジェクトが求められていると思う。なぜなら、そのゾーンは国土の縁であると同時に、世界に開かれた果てしない自然の起点に属するからだ。



(社) 日本公園緑地協会研究顧問 田中邦熙

公園と石造構造物

「公園緑地」という有機的な暖かい感じを受ける施設にとって、石造構造物は無機質な冷たいイメージを受ける。しかし石造構造物が公園内に用いられることにより、その美観・景観機能に大きな影響を与えることは確かである。すなわち、石造構造物は次に示すように人間生活・社会および文化等において不可欠なものであった。

A. 構造物およびその基礎

1. 石橋・石積・石垣・礎石等
2. 河川・海岸等護岸
3. 門扉・堀・石壁

C. 歴史遺産

5. 石仏・墓石・鳥井
6. 古墳石室・石棺

B. 景観

4. 石庭・灯ろう・石畳・縁石

D. 彫刻・美術工芸品

7. 彫刻・美術工芸品

E その他

私は、石灰等で石塊相互間を接着しないで、間詰石を介して反りなどの技術を用いて 20m 以上も積み上げた世界に例の少ない日本の城郭石垣について研究をつづけている。

城郭が存在する地域は一般に大都市の公園となっている箇所が多く、この重要な文化遺産の多くは老旧化が著しく、修復復元が盛んに行われている。しかし、その伝統技術の解明・伝承が困難であり、定量的に証明することが求められている。

このように、美観・景観が重要な公園緑地に対して、石造構造物の意味、重要性等を定量的に究明していくことも重要であろう。私は城郭石垣に限定しないで、「石の文化」についてより広い立場で研究をつづけていきたいと考えている。



一橋大学商学研究科教授 根本敏則

最近の公園緑地政策に感じること

中央、地方行政を問わず政策評価が重要視されるようになった。また、政策評価にあっては「事業費」「事業量」ではなく「国民からみた成果」を用いることが推奨されている。公園緑地政策を評価する業績指標についても、これまでの「一人当たり都市公園面積」に加え、「都市域における水と緑の公的空間確保量」が用いられるようになった。同業績指標は、他局（河川、道路など）・他省庁（農林水産省など）の政策や、民間事業者・市民団体などの緑化に向けた取組みの影響を受ける。公園緑地政策担当者には、それら多くの関係者と連携して、plan-do-see のマネジメント・サイクルを運用していくことが求められている。大変だが、やりがいはある。



(社) 日本公園緑地協会研究顧問 岩河 信文

樹木の防火力評価に更なる実験的研究を期待する

昨年は「災」の字に象徴されたように、我が国では数多の災害が発生した。ところが災害は本年も引き続き、我が国はもとより諸外国でも頻発している。このためか「防災のまちづくり特集などが紙面上目に付くこの頃である。

なかでも注目したのは「緑のネットワーク化」に「防災を配慮する」という記事で、環境防災軸の考え方や防災に関わる樹木についても紹介されていたことである。樹木の防火機能研究に携わってきた者として、誠に喜ばしい限りである。

ただここで、特に「防災植樹に適した樹木とその配置」について、かなり具体的に述べられていたことに注目したい。

曰く「環境防災軸に適した植栽は、含水率が高く、含油率が低く、背の高い、樹冠の大きな樹木を広幅員で帯状に配置することが必要だ、云々。

この記事では、樹木の防火力と「含水率」、「含油率」、「配置」との関係が述べられている。ここまで明言できるということは、研究が進んだものかと一瞬考えもしたが、これ等は本当に、実験により検証された成果に基づく記事なのか疑問が残った。

以下、上記3項目と樹木の防火力との関係を実験的根拠から検証してみたい。

1. 「含水率」との関係

樹木の含水率については、50年前の木村英夫さんの調査・実験に始まり、岩河のこれまでの実験研究で、ほぼその成果を得ている。

樹木の含水率の調査（木村）では、同一樹種も、立地（尾根の上、谷筋、北斜面、南斜面など）、着葉の場所（樹冠の上、中、下、北側、南側など）、季節、天候（降雨からの日数）、温度などにより含水率は変化するという。

従って、樹木の含水率は、常に一定ということは無い。

一方、樹木の耐火力については、樹木の発火限界値に関する実験（岩河）がある。

常緑広葉樹 17 種 1224 回、落葉広葉樹 8 種 540 回、針葉樹 6 種 510 回、計 2,274 回の加熱実験を行い、加熱量と発火の有無、発火に要する時間、発火の性状を観測し、耐火力の評価を行った。試供体の含水率は、その都度総て測定したが、この耐火力と含水率との大きな関連は認められなかった。

従って、水分が多ければ燃え難いだろうという発想は当らず、含水率の高い樹木が防災樹に適するということは、一概に言えない。

2. 「含油率」との関係

樹木の耐火力と含油率に関する調査・実験の例は、これまで聞いていない(*)。

「何となく、油分が多い木は燃えやすそうだ」という感覚から上記のような話が出てきたのである。しかし、根拠の乏しいことを安易に語るべきでなく、公共の出版物も安易に掲載すべきではないと考える。内容を伴わないものが一人歩きする危険がある。もし、これを公表するのであれば裏付けられる調査・実験の結果に基づく説明が必要だったのではないか。

* 加熱実験中の樹木から油分(?)が滲出し、炎上した例が、唯一例だけ報告されている。

対象樹木：カイヅカイブキ *Juniperus chinensis* cv. *Pyramidalis*

高さ 2m、葉張 0.3m (鉢植え)

熱源：シュバンクバーナー 高さ 1.8m 幅 1.1m (プロパンガス使用)

受熱量：樹木前面 10,400Kcal/m²h で炎上、立ち消えなし。

炎の高さ：約 3m に及ぶ。

なお、この実験は樹木の耐火限界値究明を目指したもので、油分の滲出は予想外であったため、その成分や含油率などの記録はなく、炎上状況は目視記録のみ。

(1979年 建設省建築研究所 実大火災実験棟 噴射炉 実験者 岩河)

3. 「配置」との関係

この文中の「広幅員」の意味が曖昧であるが、複数列の樹木を配置するということが広幅員の意味ならば、説明不足であろう。

火に直面する樹木の前面が受ける熱量が、その樹木の耐火限界値に達しない場合には、1列の樹木でも十分遮熱効果が期待できる。樹木が密接して植えられたものであれば、1列植栽でも 88% の遮熱率を示すので、背後に及ぶ熱量は僅か 1440Kcal/m²h にしかならない。これは人間の耐火限界値 2050Kcal/m²h を下回り、樹木背後の避難者や安全が期待できることになる。

従って樹木帯は、広幅員の必要はない。

樹木の防火効果については、思いつきの感覚ではなく、調査・実験により得られた成果を基に論じてもらいたい。

近年、樹木の防火機能に関する実験の話が聞かれなくなっているのは残念である。

近代の新しい十分な性能を持った機器を使った実験が再開されることを期待する。



財団法人日本サッカー協会特別顧問 森 健児

ロングパイル人工芝とサッカースタジアム

現在行われているサッカーのワールドカップ 2006 ドイツ大会のアジア最終予選で、日本代表チームは 6 月 8 日にピョンヤンで北朝鮮代表チームと対戦しますが、その際の会場となる「金日成(キム・イルソン)スタジアム」のピッチが人工芝で出来ており、話題になっています。この人工芝は、国際サッカー連盟(FIFA)が公認しているロングパイル人工芝=長さ 50mm 以上の合成樹脂製パイルの隙間に、弾性材を含む粒状材料を充填しパイルを安定させた人工芝複合製品=を採用し、検査にも合格しているので、規則上は問題ないが、日頃天然芝のピッチでプレーしている選手特に日本の選手にとっては、大いに勝手が違うというわけです。また北朝鮮では、お国柄サッカー以外に国の公式行事やマスゲームなどに利用される方がはるかに多く、その頻度が極めて高い上に、一度に多くの人達がピッチ上に集まるので、パイルが踏みつけられ寝たままの状態になっているのです。「そのままでは、表面が硬く、雨が降ればパスしたボールがスリップし加速するなど選手にとっては大変プレーがやり難い。パイルを起こせばよいのですが、メンテナンスの面で十分な対応が出来ている保証はない。何れにしても日本チームには不利だ。」等々、日本チームの関係者はいうまでもなく、サポーターやマスコミの方々にとっても大いに気になる訳です。しかし、W 杯予選は、お互いに 1 試合を自国で開催し 2 試合の合計で勝敗を決める、所謂ホーム&アウェー方式で行われるので、それだけで決定的に不利になるわけではないので、それ程心配しないでもよいのではないのでしょうか。むしろ審判のミスジャッジが切っ掛けになり、北朝鮮の人達の反日感情に火を注ぎ、トラブルに発展するこ

との方が心配です。

さて、前置きがながくなりましたが、我が国には現在おおよそ 250 の観客席が備わったサッカースタジアムあり、大半は公園の中にあります。1993年に爆発的な人気のもとでスタートしたJリーグの順調な発展と日韓共催による2002FIFAワールドカップ開催によって、「サッカーは芝生のピッチでやるもの」ということが、短期間のうちに広く世間一般にも浸透しました。反面、サッカー人口の急激な増加によって、試合や練習をする場所を確保するのが、ますます困難になっています。天然芝のスタジアムやトレーニングフィールドが圧倒的に不足しており、新設には期待しながらも時間が掛かりますので、既存施設の稼働率向上を図るべく、芝生の維持管理の専門家の養成、利用者と管理の情報の共有化等に努力をしていますが、具体的な成果はこれからというのが実状です。

このようなときに、実用可能な人工芝が誕生。これが我が国のスタジアムの今後の新設・整備計画にどのように反映されるか、世界の動向とも併せ大いに気になるところです。

天然芝の感触により近い次世代の人工芝、「ロングパイル人工芝」の開発が契機になって、FIFAでは2000年から導入の検討を始め、翌2001年にロングパイル人工芝の「FIFA Quality Concept」(品質基準)を公表しました。

更に2002年2月には基準をクリアした施設に対し「FIFA RECOMMENDED」(推奨)のライセンスを与えるに至り、公式試合での人工芝の利用を容認する方向がはっきりしました。

2003年8月に、フィンランド・ヘルシンキで開催されたU-17(17才以下)世界選手権大会では、決勝戦を含めて10試合がロングパイル人工芝ピッチで実施され上々の評価を得ました。

また一方、UEFA(ヨーロッパサッカー連盟)でもFIFAと同様に公式試合での人工芝利用を容認しており、2003年には連盟からパイロットプロジェクトとして補助を行い、4つのスタジアムに人工芝を敷設しました。その後、様々な研究・検討を経て、2005~2006シーズンからチャンピオンズリーグやヨーロッパ選手権予選などUEFA主催・主管の試合で人工芝のスタジアムを利用することを表明しております。

我が国においても、2000年頃からロングパイル人工芝の施設がトレーニングフィールドとして導入されるようになりました。JFAは、FIFA、UEFAの動向を受けて2003年9月に「JFAロングパイル人工芝基準」・「JFAロングパイル人工芝ピッチ公認競程」を制定し、人工芝の利用を容認することとなりました。

2005年3月1日現在、JFA公認施設の条件となるための検査をクリアした製品が、13社27製品、公認された施設は8施設を数えております。

更にまた、昨年2004年の7月にはFIFAが、競技規則に「フィールドの表面」として、「天然あるいは人工の表面のフィールドで行うことができる」と明記しました。

このことによって、サッカー競技において正式に人工物の表面のフィールドでサッカー競技を実施することが可能となりました。

今後、JFAとしてはどのレベルの公式試合(大会)に人工芝ピッチの利用を認めていくかが検討課題になります。現況は各都道府県のサッカー協会レベル、地域のサッカー協レベルの公式試合であれば、それぞれのサッカー協会の判断で公式試合(大会)を実施(開催)することは可能です。全国レベルの大会での利用については申すまでもなくJFA理事会の承認が必要になります。

施設の整備に大きな影響を及ぼす国体に関しては、既にJFA理事会の承認を得ており、今年に入り日本体育協会・国民体育大会開催基準要項(施設基準)が改定され、2006年度・第60回大会(兵庫県)から人工芝ピッチの利用が可能になります。また高校総合体育大会でも導入が検討されており、早ければ今年度千葉県市原市で行われる大会には実現する見通しです。

このように、ロングパイル人工芝の出現によって、人工芝がサッカーフィールドに利用される動きが具体化することは、施設が足りないサッカー界にとってはそれ自体は結構な事です。然し一方で、「天然芝のフィールドをより多く整備する」ことが、あくまで本来の目指す方向であり、この基本的な考え方に沿って、人工芝導入の流れを上手くコントロールしなければなりません。

施設整備や維持管理に携わる人達だけの問題ではなく、施設を利用するプレーヤーを含めたサッカー界全体の重要課題の一つとして認識する必要があります。

施設整備や、維持管理に要するコスト、稼働率と耐用年数、利用目的、リニューアルする際のコストなどいろいろな角度から、天然芝と人工芝の比較検討を行ない、人工芝は天然芝の補完にとどめるのか一歩踏み込むのか、よりよい結論を導いて欲しいものです。

その際に、目先のことだけに捕らわれないで、サッカースタジアムの殆どが、公園にあることに思いを馳せ、緑と自然環境の保護を念頭に、長期的な展望に立つての議論が肝要だと思います。以上(平成17年4月)



東京農業大学教授 蓑茂 寿太郎

近況報告

大学改革推進担当副学長に就任して1年が経ちました。大学は昔と違い自己点検・評価を常に行いながら進化させなければなりません。現在は、これを行った上で法の定めにより、第三者評価を受けることが義務づけられています。東京農大は、今年これを受審します。こうした自己点検を進める中で、学科を2つ新設することになりました。バイオセラピー学科とアクアバイオ学科です。前者は厚木キャンパスで園芸療法や環境共生をマスターした人材を世に送り出し、後者はオホーツクキャンパスで水圏環境に強い人材を養成します。こうした大学の仕事とは別に、皆様のご尽力で造園CPDも本番を迎えることになり、またRLA（登録ランドスケープアーキテクト）は第二回目の試験の受付を終了しました。共に、50年後を楽しみに微力を傾注しています。

最近の公園緑地政策に感じること

景観緑三法が制定施行されたことで原稿や講演で、種々忙しい一年を過ごしました。景観法の制定は、文化国家を歩み始めた日本の将来を左右する重要な法として注目され、法に続く施策の展望を求める声が大きくなりつつあります。また、もう一つ、自治法の改正により、指定管理者制度による公園管理の方向を模索しつつあります。公園の管理運営問題を進化させるためには、公園経営の取り組みがどうしても必要です。

私の周辺で行われている研究や新しい事業

6研究室体制から現在の12研究室体制になって、私たちの研究室も都市緑地計画学研究室とランドスケープデザイン研究室の2部屋体制となっています。都市緑地計画学研究室は金子忠一助教授が公園緑地管理運営全般の研究をしており、阿部伸太講師は地域制緑地、中でも風致地区研究を継続しています。私は、ランドスケープデザイン研究室を主宰し、公園の外部経済研究やアジアモンスーン地域における環境計画研究を行っています。この一環として盆地型地域研究を神藤正人助手が軸となって推進した人吉盆地を対象とした地域デザイン研究では、球磨川の沿岸を走るサイクリングロードの休憩所に「盆地の盆」をコンセプトとした広場を設計し、この3月に開園をみました。

国内情報として最近知り得たこと

農大の相撲部長になってゴールデンウェークは、宇和島（愛媛県）、宇佐（大分）、夏は十和田と弘前、そして秋には高知へと毎年訪ねるようになりました。造園の仕事で行くのと違って、少々食べ過ぎる旅ではありますが、新しい発見も少なくありません。十和田の緑陰道路と耕地防風林を保存利用した中分型並木道など景観法時代に参考となる先例が全国にはあるなと思いました。

海外情報として最近知り得たこと

私のところへの留学生と言えば、台湾、韓国、中国が相場であり、たまにフィリピンであったわけですが、今年メキシコからの留学生を迎えました。メキシコシティの緑地計画に貢献できる人材になりたいそうです。修士までをメキシコのチャピング大学で園芸を修め、造園の教育が未発達なので姉妹校である東京農大に来た青年です。造園の教育として、都市の環境計画や公園緑地計画、そしてランドスケープデザインの知識とスキルを授けてあげたいと思います。

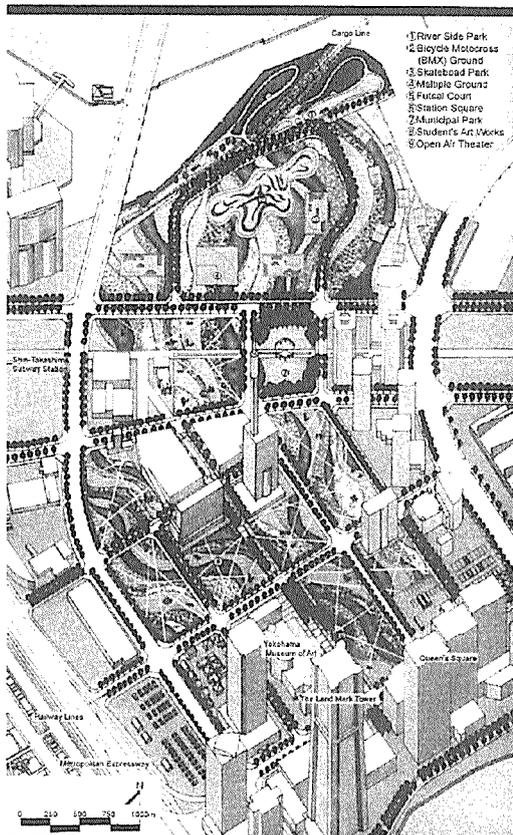
最近の公園緑地政策に感じること

「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(景観緑三法)の施行に際し、その都市緑地保全法等の一部改正のうち、「借地や土地の重層的利用による効率的な都市公園整備」の項に「借地による都市公園整備の推進」がうたわれ、それに伴って「企業遊閑地の有効活用」と「都市再開発との一体的事業の展開」が期待されている。これに関連して、ひとつの事例的な計画案を研究室の学生とともに作成したので示したい。何らかの参考になれば望外のよろこびである。

この計画案は、横浜みなとみらい地区の未整備地を対象に借地等による暫定的な緑のオープンスペースを計画しようとするものである(タイトル:「横浜みなとみらい21地区における暫定的な緑のオープンスペース計画」)。

この計画の内容としては、未整備地の暫定的な緑のオープンスペースを支え担う主要な担い手として近隣の大学の学生を考えている。そして学生たちの活動により、芝草や草花を育成させた緑のオープンスペースのなかに、1つの地区には、「スポーツ・コートコンプレックス」を、もうひとつの地区には芸術学生たちの作品展示のための「芸術の広場」を創出しようとするものである。なお、この計画案は研究室の有志の学生が2004年のIFLA学生コンペに応募した作品の一つであり、それに加筆、修正したものである。

A Provisional Urban Green Space on a Large Developing Site Supported by Students' Power



Japanese traditional townscape in 17 to 19th century spread in the garden city. A large urban development of today, however, exposes a lot of wide bare land for several years until the development's completion. Such a land seems an urban desert.

The Minato Mirai 21 project located in the port area of Yokohama City in Japan is a long term urban development from 1983 to 2010 and covers an area of 101.8 hectares with a proposed population of 160,000(the working) and 10,000(the resident). At the present time an area of more than 20 hectares has been left yet as bare lands or lots after readmission works.

Our proposal shows a provisional urban green space on these bare lands of 20 hectares in Minato Mirai 21 area. Turf grasses and wild flowers are seeded onto bare lands to make a provisional green space. Such a green space will be supported by students' participation in the Metropolitan area, both financially and practically.

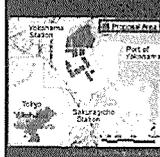
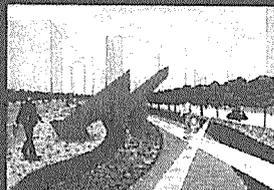
If 1,600 students of 85 art colleges within the Metropolitan area contribute 60 \$ per head to seeding turf grasses and wild flowers together with the same amount of help by government, the provisional urban green space will be established. The labor service of the grass and flower maintenance will be carried out by art students as a repayment of their exhibition.

The proposal area is divided into two parts from the character of the sites. One of them is the southern half part of the whole area, which extends to 10 hectares.

Students' art works are exhibited among turf and wild flowers on the outdoor of this part. Being based on the museum of art, it is called "Art Museum of Art". Students' performances are shown at an open air theater in front of the museum of art.

The northern part prepares athletic fields such as for table tennis, bicycle motorcross, soccer as the students demand. Students enjoy playing sports and also participate themselves to maintain these athletic fields and garden.

Even provisional urban green space could harmonize man-made and nature, and appeal its importance to people.



◎ 資 料

行政担当者の関心の高い課題について

～第38回公園緑地講習会に関するアンケートの結果



行政担当者の関心の高い課題について

～第38回公園緑地講習会に関するアンケートの結果

1. 本調査の意義と目的

(社)日本公園緑地協会は、会員が持っている課題について、その解決法を検討し、あるいは有益な情報を提供することを任務としている。

毎年、当協会が行う講習会は、そのような情報提供の一環であり、ここで取り上げるテーマを決定するに当たっては、会員の意見・要望を把握することが必須である。このため、当協会では、毎年の講習会において、アンケートを行い、地方公共団体の担当者の方々の関心、要望をお聞きしている。

ただ、毎回の講習会参加者は、当該年度に選ばれた課題に関心を持つ者が比較的多く集まるため、回答結果は平均的な意見とは限らない。しかし、毎年このような調査を連続的に行うことにより、毎年の結果に共通の傾向が見られるならば地方公共団体の担当者が、どのような課題に関心を抱くかは概ね把握できる。また、結果の変化を追うことにより、関心の対象の変化も追うことが出来る。

このため、比較的容易に、また、回答者の方々の負担をさげつつ一定程度の成果を挙げるため、今年度も調査を行うものである。

2. 方法

平成16年11月10日(水)から12日(金)まで、東京の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて行われた第38回公園緑地講習会において、参加者である地方公共団体、公園緑地関係団体(法人、企業等)、個人会員等206名を対象に、アンケートを行った。

アンケートは会場にて配布し、講義終了後回収した。

アンケートの対象者は206名。

アンケート票は次ページのとおりである。

3. 結果および考察

アンケートの回収数は102票(回収率、50%)であった。

結果によると昨年回答が多く寄せられた「都市公園の防犯対策」、「維持管理」が減少した。しかし、「都市公園の防犯対策」はそれでも高い率であり、常に関心を集めている課題であろう。

一方、昨年同様、「公園施設の安全対策」、「ホームレス対策」、「公園のリニューアル」などの公園の管理に関する分野、および「市民参加」や「特色ある公園づくり」に回答が多く集まっている。今後、このような分野に関する研究や情報の収集・提供が必要であると考えられる。ただ、「市民参加」に対する関心の高さに対応して平成15年度に地方講習会で実施した「ワークショップの実施方法」は、参加者数から見ると高い関心を集めたとは言えない。今後、担当者の方々の関心の内容を、もっと掘り下げて、期待に応える研究や情報の提供を行っていくことが必要であろう。

昨年に比べ、大きく率を伸ばしたのが「運営管理」である。これは、指定管理者制度が導入されたこと、今回の講習のテーマが「指定管理者制度」であったことなどが影響していると考えられよう。今後、この課題に対する関心が継続して高いかを注視していくことが必要であろう。

第38回公園緑地講習会に関するアンケート (2日目にお出し下さい。)
 (社) 日本公園緑地協会

公園緑地講習会にご参加いただき、ありがとうございます。

(社) 日本公園緑地協会では、皆様の業務のお役に立つよう、今後も講習会や機関誌の企画内容の改良に取り組んでおります。今回の講習会の内容も、昨年のアンケート調査をもとにご要望の多いものを選ばせていただきました。

つきましては、今回および今後の講習会に関する積極的なご意見をお聞かせ下さいますようお願い申し上げます。

問1. 本日の講習会のプログラムの評価について、1～5の適当なものに○をつけてください。また、ご意見・改良すべき点などがございましたら右欄にお書き下さい。

講義のテーマ	1 大いに役に立つ	2 少し役に立つ	3 どちらとも言えない	4 あまり役に立たない	5 全く役に立たない	ご意見・改良すべき点など
これからの公園緑地行政について						
公園の管理運営のサービス水準を考える。						
静岡県県営都市公園経営基本計画について						
指定管理者制度による都市公園の管理について						
指定管理者制度に関する東京都の対応						
これからの公園の管理運営方式						
目黒区の住民参加による公園の管理運営						
現地視察 Aコース「公園の管理運営2態の視察」						
現地視察 Bコース「学校教育と連携した学習支援プログラム」						

問2. 今回の講習会に参加したきっかけについてお答え下さい。

1. 所属先に参加したい旨を申し出て派遣された。
2. 所属先で毎年参加しているので、派遣された。
3. 所属先で特に今年派遣された。
4. 自らの意志と負担で参加した。
5. その他（具体的には _____)

問3. 次の項目の中で、今後「公園緑地講習会」で取り上げることが特に望ましい分野がありましたら、番号に○をつけて下さい。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 広域緑地計画、緑の基本計画 | 19. 利用促進 |
| 2. 緑の都市環境の改善（ヒートアイランド緩和等） | 20. 運営管理（具体的には _____) |
| 3. 生物保全、ビオトープ、エコジョカネットワーク | 21. 維持管理（具体的には _____) |
| 4. 緑地保全施策 | 22. ホームレス対策 |
| 5. 環境教育 | 23. 公園のリニューアル |
| 6. 総合学習、教育機関との連携 | 24. 大規模公園計画 |
| 7. ゼロエミッション、廃棄物対策 | 25. 街区公園計画 |
| 8. 花の町づくり | 26. 特色ある公園づくり |
| 9. 市民参加 | 27. 事業評価 |
| 10. 都市公園の防犯対策 | 28. 新積算体系 |
| 11. 公園施設の安全対策 | 29. 公共事業改革 |
| 12. 防災対策 | 30. 新緑化技術 |
| 13. 福祉・高齢化対策、バリアフリー化 | 31. 失敗事例 |
| 14. 都市再生、市街地活性化 | 32. 海外の公園緑地 |
| 15. 地域振興 | 33. その他（具体的には _____) |
| 16. 観光 | |
| 17. 伝統文化 | |
| 18. 情報化 | |

問4. 今後の講習会に対するご意見、ご希望がございましたらお書き下さい。

(_____)

問5.

5-1. 最後にあなたの職種をお選び下さい。

- | | | |
|---------|-----------|----------------------|
| 1. 行政 | 2. 公共公益法人 | 3. コンサルタント |
| 4. 施工会社 | 5. 材料会社 | 6. その他（具体的には _____) |

5-2. 5-1で「1. 行政」の方におたずねします。あなたのこれまでのお仕事は以下のいずれでしょうか。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 整備・管理の現場業務中心 | 2. どちらかという現場業務中心 |
| 3. どちらとも言えない | |
| 4. どちらかという予算、政策など非現場業務中心 | 5. 非現場業務中心 |

ご協力ありがとうございました。

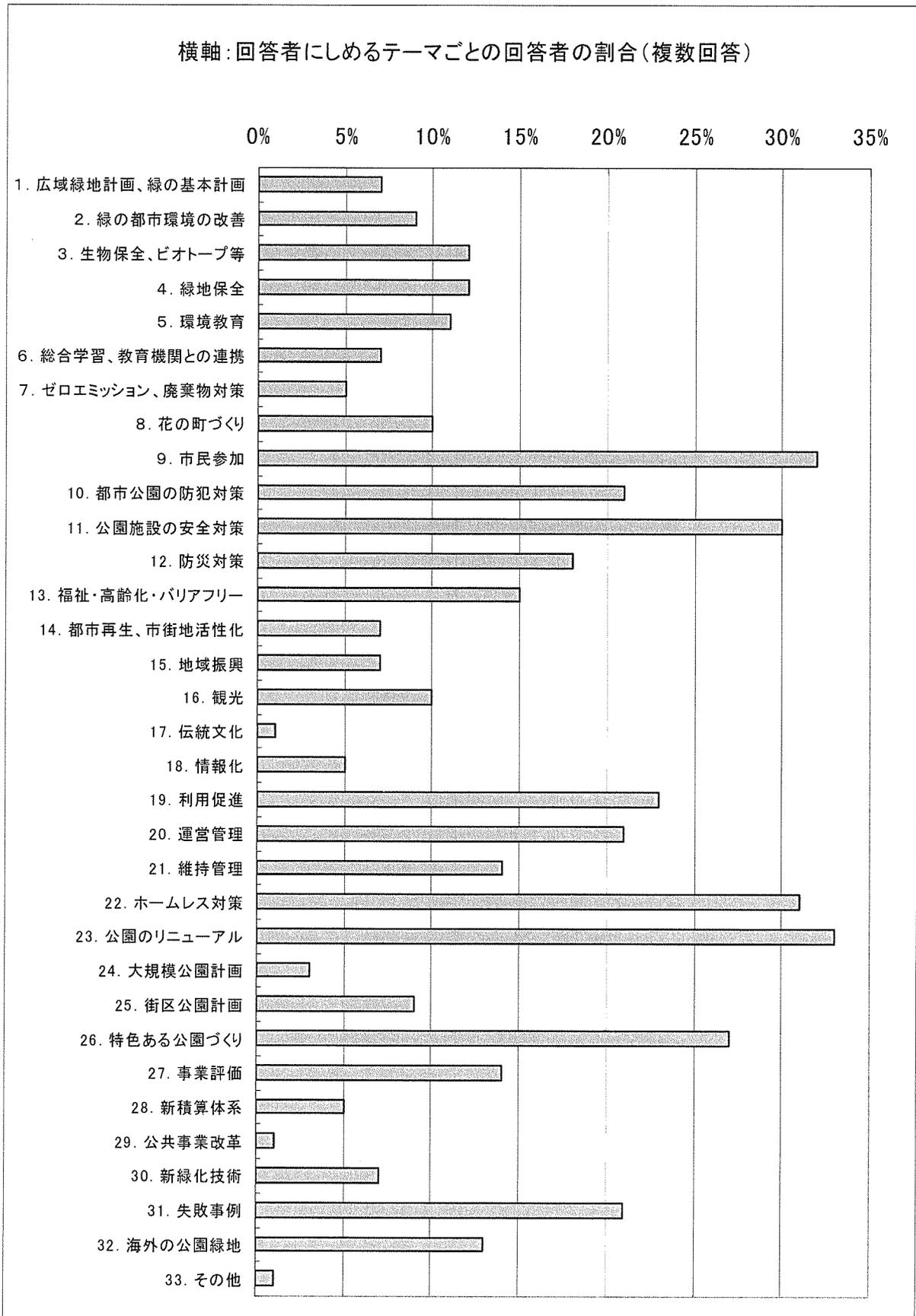
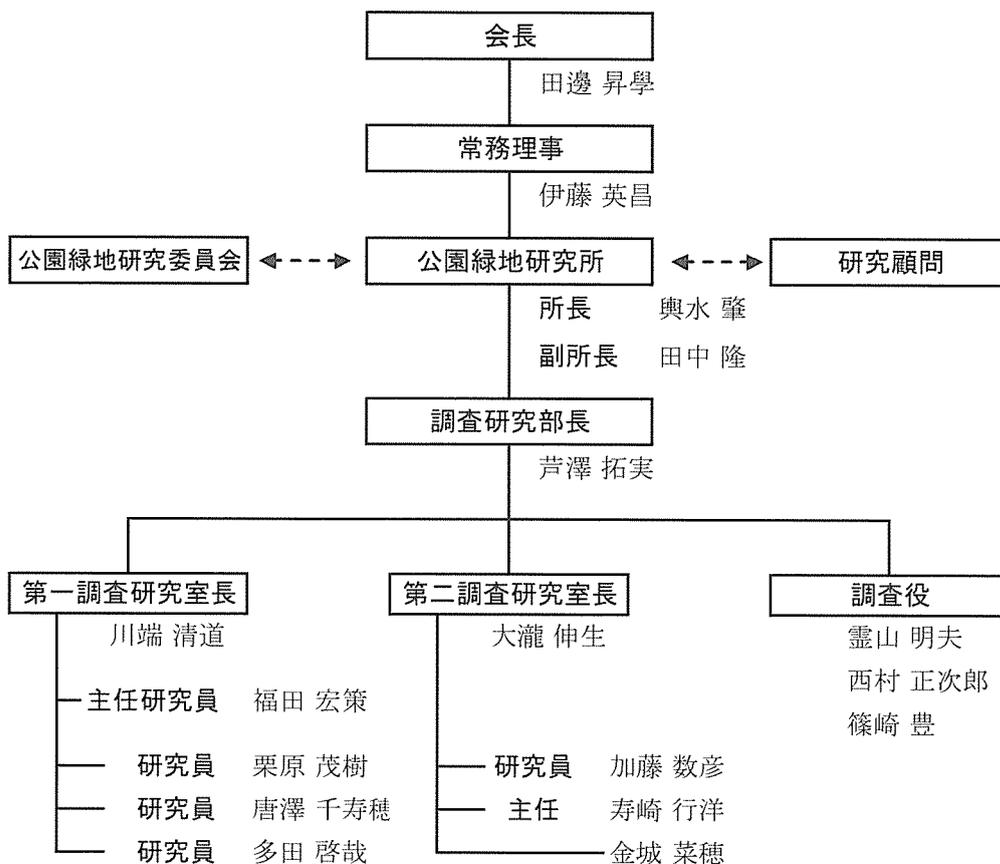


図-1 アンケート集計結果（問3 今後とりあげることが望ましい分野）

《公園緑地研究所組織図》



平成 16 年度 公園緑地研究所調査研究報告
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2005

平成17年5月1日発行

編集・発行

社団法人日本公園緑地協会
〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-16
平河中央ビル6F

電話 03-3265-8551

FAX 03-3265-8553